

を置き、夜間は潜戸より出入せしむ、明治元年に至り木戸を撤し同四年番屋を廢したり

文久三年三月神奈川奉行支配定番役を新設し、同時に諸藩の警衛を解けり、窪田泉太郎之れが頭取たり、部下下番は崩黃地に武の一字を丸く畫きたる三所の紋羽織を著せり、其色菜色に類するを以て、時人は呼で菜葉隊と云ひたり、元治元年九月現在員は定番役七百人、其部下に屬する下番は千三百人、此下番は彼の奉行役所付下番に名は同じけれども、實は同一にあらず、定番役は江戸表及神奈川表にて役役部屋住厄介なる者より採用し、下番は神奈川表限にて採用し、何れも太田陣屋及び諸關門の警衛に任じたるなり、自餘に彼等の任務は慶應元年十月より、江戸西の丸に出張して、毎月交替警衛し、英式歩兵一大隊、砲兵一小隊、樂隊之れに附隨して、殘らず緋羅紗の兵服を著し、當世の美觀と稱せられたり

英式訓練

彼等は後英式の訓練を受けたれども、始めは實に無作法なる者にて、當時横濱に英佛二國の屯兵ありしに、彼等途上にて外國兵と相逢へば、互に罵詈惡口を爲し、往往争闘に至らんとしたる事あり、時の定番役砲術指南役林百郎は、彼我兵士の融和を

紅葉坂武器庫

計らん爲め、且つ英兵操練の秩序整然我れの比にあらざるを見て、英兵の教授を受けるは、一は兩國兵士間の融和となり、一は我軍隊教育となるべければとて、英兵の隊長に訓練を申込みたるに、彼は喜んで之に應じければ、百郎は定番役中より二十人、下番中より四十人を選び、教授を受けしめたるに、成績頗る良好にして、英兵の隊長大に満足を表し、彼我の衝突も之れに依りて、自然に止息したるのならず、後英兵撤退の時の如き師弟悵然として離別を惜みたりと云ふ

當時英國陸軍が幕府に信用ありし證據は、元治元年九月陸軍奉行より、兵士若干を選んで和蘭に留學せしめん事を申し出でしに、幕府は之を拒み、横濱駐留の英國士官に就て、教授を受くべしと令したり

當時紅葉坂上に武器庫なるものあり、武器を保藏して衛士に分ちたる所なり、然れども一朝事ありたらんには、是に砲臺を設けんと、の底意を以て、竊に外人に備へたりと云ふ者あり、幕府が最初備付けたるは、六斤野戰煩八門にして、元治元年中英式迦農七挺を買ひ入れたり、文久二年五月に定めたる小銃持扱規則は左の如し

一、近火之節は第一に持退可申事

一、引鐵之邊、邪魔不相成處へ、拜借主之姓名書記候木札附置可申事

一、御筒手入方念入可申事

一、稽古日には、銘銘持參出席可致事

但當番等に候はば、家來又は最寄稽古人へ相託し差出可申事

一、擊鐵空打堅く致間敷事

等の數箇條とす

小筒組及別  
手組

小筒組は元と御持小筒組と稱し、後撤兵隊と改め、更に歩兵と呼びし者にて、其任務は徳川氏の護衛として、彈藥の番人に從事せり、俗にダン袋と云ふ廣濶なるパンツ様の袴に、小の字を横に並べて染入れ、之れを徽章とし、身分に拘らず、幕臣の二三男を募集して講武所に入れ、試験の上採用したり、横濱は此兵一大隊を以て警衛せり、又別手組は小普請の二三男を試験の上にて採用し、劍、鎗、砲の諸部に分ちて遊軍となし、江戸、横濱、外國公使の送り迎へを爲さしめたる者なり、此二組は慶應二年横濱に來り、同三年二月江戸へ引き上げとなる

八王子千人  
隊

八王子千人隊は元と甲州の武田兵が幕府に降伏したる者にて、以前は長柄組と稱

警衛隊

し與力同心より成れり、然るに降伏兵は一旦幕臣となりしも、純粹の幕臣と折合宜しからざれば、幕府は之れを武州八王子に置きたり、此兵半數五百人は常に交替して、日光廟に詰め警護するを職務とせり、慶應三年二月此兵四小隊横濱に派遣せられ、明治元年四月八王子に引上ぐ而して、明治以後の變遷如何と云ふに、警衛隊は明治元年四月二十日總督東久世中將通禎、副總督鍋島肥前侍從茂實、横濱に來り、奉行水野若狹守、同依田伊勢守より政務を引續ぎ、御用出役を以て編成せしものなり、此人員百六十人之れに同隊足輕一に下番とも云ふ百三十餘名を付し、以て港内の警衛に充て、各關門、番所及近傍町村を巡邏せしめ、且外國公使を護衛する事從前の諸兵に等し、當時港の内外に於ける警衛の個所を列記すれば、吉田橋一丁目、西の橋、前田橋、谷戸橋、石崎、鞍止坂の諸關門、野毛坂、野毛橋、宮の河岸等の番所、神奈川陣屋、武器庫、太田陣屋、裁判所、横濱製鐵所、東運上所、西波止場、病院、砲臺司令部、裁判所、明石町、横須賀製鐵所、波止場一、二、三、四の見張番所、山手番所等にして、之れに警衛隊及足輕を配置し、右の外川崎口留、中里、本牧根岸、横須賀、浦賀等の各番所は各藩兵持として、交番警衛の任に當らしむ、是より先六浦藩主、米倉丹後守警衛の命を受け

其藩兵を率ゐ來りしが、當時兵員の數は浦賀、横須賀の出役を合せ、凡そ三百四十名あり、其内奥山八十八及び吹田、鯛六に屬する者百三十名ありしに、彼等は同年四月十九日夜脱走したりしかば、此脱走兵機に乗じ變を起すも知るべからずとて急に上申し、肥前藩兵を駐め、尋で紀州、阿州、肥州等の各藩兵交替し、警衛隊と合せ遞番交替警衛の事に當れり、本隊に軍監、隊長及肝煎、頭取等の職を置きしが、其十一月に至りて解隊せり

外兵の配置

明治元年六月、武器を携へたる日本人横濱市中に往來し、周圍の形勢穩かならず、其警衛を日本政府にのみ依頼するも、心元なしとの議、各國使臣の間に起り、彼我協定のの上、左の場所に外國兵若干を配置せり

一、裁判所面町會所

一、本通の中央

一、本町通と稱する日本市街の中央

一、同所北方の街端

縣兵隊

明治元年十一月、縣兵隊一大隊を組織し、神奈川縣廳内にて其事務を統轄する爲めに内政掛を置き、隊の長官を軍監と稱し、本營を太田陣屋に置く事舊の如く、港内外の衛關及密商取締を爲す爲め、日夜巡邏せしめ、別に居留地取締役ありて、居留地を

主とし、港内密商取締を爲し、其他別に市在取締、廻役あり、三派相須て内外取締の任に當れり、當時縣兵隊の總員數五百十一人あり

明治元年十一月、神奈川縣職制を創定せり、其職制中縣兵に關するものを擧れば

- 一、軍 監
- 一、大隊長
- 一、小隊長
- 一、半隊長
- 一、嚮 導

一、伍 長

明治元年の頃は、依然幕府の創定に係る、居留地取締役を配置して、居留地を主とし、横濱市内を巡邏せしめ、保護取締に充てたり、當時未だ一定の巡邏方法なく、交互遞番以て之を行ふのみなりしが、警衛隊を各關門番所に分派するに當り、左の規定を設けたり

- 一、小隊を四十四人とし、總員を九小隊に分ち、其内一小隊を豫備とす、其他大砲隊、樂隊、輜重方器械方、土工兵等大隊に屬し、軍監之を統ふ、此内四小隊を陣屋詰とし、各隊號を付し、交番し、當直は陣内に當直せるものを衛陣隊とし、非常の變に備ふるものを豫備隊とす、各一小隊を以て之に充つ、半小隊を巡邏隊とし、一小半隊を非常遊衛隊として休暇せしむ

明治三年二月、山手居留地取締規則の設けらるるや、頭取六人を置き、巡邏方法を規定し、終日詰員十一人を置き、宵番、明番各十一人づつ分割し、外國人並に支那人取締役と計議して、十一人を二人づつ組合せ、番號を定め、左右に分れて一周し、逐次順序を以て巡邏せしめ、二時間宛を以て交替する事と定めたり。

藩兵の警衛  
廢止

明治三年七月、縣兵巡邏の方法を改め、密商掛を廢し、縣兵は専ら衛關及び關外の巡邏に従事するとせり、十二月、兵部省より令あり、本港の警衛は其儀に不及と云ふ事是なり、翌四年正月更に太政官より命令あり、本港守衛として、六浦藩兵半大隊出張し、同年八月、縣兵を廢し、一等より三等迄の取締役を置き、之れと同時に六浦藩兵の警衛を止め、新發田藩兵も解散す、此に於て本港藩兵の警衛全く止む、實に四月九日なり、同年九月、關門撤去せらる。

取締員

因に藩兵廢止以後の警衛に就て述へんに、明治四年八月、縣兵を廢し、取締掛を免じ、其内強壯者を撰拔し、更に一等より三等に至る取締員二百四十九名を置き、港内外に六區の境界を設け、之れに配置せり、第一區は山手外國人居留地六十番地、第二區は本町一丁目、舊縣廳前、第三區は尾上町五丁目、第四區は吉田町、吉田橋際、西河岸、第

邏卒

五區は長者町九丁目、第六區は戸部町一丁目、九番地にて其幹部を縣廳内なる監察課に置き、而して毎區に長あり、副長ありて之を統轄す。

取締員の廢止と共に邏卒總長以下の官を設け、大、中、小三等の邏卒を置けり、當時郡村にありては未だ一定の配置なく、八王子、横須賀、神奈川、川崎、程ヶ谷、藤澤、戸塚等へ漸次數名の邏卒を派遣せしが、概ね其驛村の民費を以て出張する事としたり、故に邏卒は専ら外國人居留地、横濱港内取締を主とせり。

明治五年五月二十四日、邏卒規則取調の爲め、邏卒總長心得石田忠卿、譯官野口源之助等數人を香港へ派遣し、彼等歸朝の後規則を制定し、一に英式に則れり、同七年六月二萬九千餘圓の費用を以て、堺町二丁目に邏卒本營を建築し、全員を此に移せり、(後堺町警察署となりし者、當時全区を本營以下第一より第四に至る五劃となし、之れに各出張所を置き、其他驛村十箇所へ邏卒五十二人を派遣せり)

明治八年三月、行政警察規則を發布し、尋て十一月六日、一等より二等に至る警部を置き、同年十二月十日、邏卒を巡查と改稱し、同月十四日、警察出張所、巡查屯所を置き、警保課に屬せしめ、各出張所に警部を派遣す、警察の稱此時を以て始めて定まれり。

邏卒を巡查  
と改む

明治三年二月、山手居留地取締規則の設けらるるや、頭取六人を置き、巡邏方法を規定し、終日詰員十一人を置き、宵番、明番各十一人づつ分割し、外國人並に支那人取締役と計議して、十一人を二人づつ組合せ、番號を定め、左右に分れて一周し、逐次順序を以て巡邏せしめ、二時間宛を以て交替する事と定めたり。

藩兵の警衛  
廢止

明治三年七月、縣兵巡邏の方法を改め、密商掛を廢し、縣兵は専ら衛關及び關外の巡邏に従事するとせり、十二月、兵部省より令あり、本港の警衛は其儀に不及と云ふ事是なり、翌四年正月更に太政官より命令あり、本港守衛として、六浦藩兵半大隊出張し、同年八月、縣兵を廢し、一等より三等迄の取締役を置き、之れと同時に六浦藩兵の警衛を止め、新發田藩兵も解散す、此に於て本港藩兵の警衛全く止む、實に四月九日なり、同年九月、關門撤去せらる。

取締員

因に藩兵廢止以後の警衛に就て述へんに、明治四年八月、縣兵を廢し、取締掛を免じ、其内強壯者を撰拔し、更に一等より三等に至る取締員二百四十九名を置き、港内外に六區の境界を設け、之れに配置せり、第一區は山手外國人居留地六十番地、第二區は本町一丁目、舊縣廳前、第三區は尾上町五丁目、第四區は吉田町、吉田橋際、西河岸、第

邏卒

五區は長者町九丁目、第六區は戸部町一丁目、九番地にて其幹部を縣廳内なる監察課に置き、而して毎區に長あり、副長ありて之を統轄す。

取締員の廢止と共に、邏卒總長以下の官を設け、大、中、小、三等の邏卒を置けり、當時郡村にありては未だ一定の配置なく、八王子、横須賀、神奈川、川崎、程ヶ谷、藤澤、戸塚等へ漸次數名の邏卒を派遣せしが、概ね其驛村の民費を以て出張する事としたり、故に邏卒は専ら外國人居留地、横濱港内取締を主とせり。

明治五年五月二十四日、邏卒規則取調の爲め、邏卒總長心得石田忠卿、譯官野口源之助等數人を香港へ派遣し、彼等歸朝の後規則を制定し、一に英式に則れり、同七年六月、二萬九千餘圓の費用を以て、堺町二丁目に、邏卒本營を建築し、全員を此に移せり、(後堺町警察署となりし者、當時全區を本營以下第一より第四に至る五劃となし、之れに各出張所を置き、其他驛村十箇所へ邏卒五十一人を派遣せり。

明治八年三月、行政警察規則を發布し、尋て十一月六日、一等より二等に至る警部を置き、同年十二月十日、邏卒を巡查と改稱し、同月十四日、警察出張所、巡查屯所を置き、警保課に屬せしめ、各出張所に警部を派遣す、警察の稱此時を以て始めて定まれり。

邏卒を巡查  
と改む

明治九年二月十日、警部を一等より七等に分ち、十年二月九日警察出張所を警察署とし、屯署を分署と改稱せり、此時横濱區内は堺町、山手、松影町、長者町、戸部、高島町外、四箇所の警察署あり、十五年六月松影町、長者町、戸部の三警察署を廢し、堺町警察署を横濱警察と改稱し、新たに居留地警察署を置き、山手警察署を山手分署とし、居留地警察署に屬せしむ、後郡區警察署を異にするの故を以て、十七年六月二十八日横濱警察署神奈川分署を廢し、神奈川警察署を置き、久良岐、都築、橘樹の三郡を該署の管轄に屬せしむ、七月横濱警察署を伊勢佐木町に開き、十九年十二月十三日、每郡に一箇所の警察署を置き、必要の場所には分署、派出所、交番所等の支署を設けたり

居留地取締

居留地取締の設けある其由來久し、初は道路の掃除、溝渠の疏通等は居留地掛なるものありて、之を管理し、守衛としては居留地廻りなるものを置き、役所付下番中より人撰して、日没より日出迄居留地内を巡邏せしめたり、其服装は木綿柿色に旭の一字を丸く畫きたる、三所紋の割羽織を著し、木綿蒔黄に水玉を染め、抜きたる裁付袴を穿ち、兩刀を帶し、陣笠を頂き、此先に人足三人、其内二人は弓張提灯を携へて並行し、一人は太鼓を打ちつつ進ひなり、然るに彼我風習同じからず、言語通せざるよ





元治以前の横濱居留地夜警

(本居宣長)

り、往往葛藤を生ずる事あり、元治元年十一月、各國領事よりの請求ありて、此等の事務を擧げて彼に一任し、居留地より得べき地料の五分一を與へて、其の費用に充てしむる事とせり、爾來居留人民彌増加し、居留地區域も擴張せられ、地料五分の一にては費用給足せず、英國公使等は幕府に請ふて、再び其事務は我の管掌する所となり、此に於て慶應三年十月、各國公使と協議の上、我外國奉行平岡和泉守、神奈川奉行水野若狹守等と領事筆頭瑞西總領事と合議の上、居留地取締規則を協定せり、要するに此規則は外國人を保護し、道路下水の修繕掃除を管掌する者なり、乃ち英人一名を雇ふて之れが長官となし、又英佛兵卒中より補吏數名を雇ふて、之れに隸屬せしめ、別に我足輕二十名を付し、相共に居留地内外を巡視警護せしむるものなり

明治元年四月、各國公使連署して、總督東久世中將に書を贈りて曰く、客歲十月居留地取締規則を規定するの際、日本政府の請求に應じ、假りに英人ドーマンを擧げ、其員に充てたり、本年五月彼は滿期となれり、故に今彼に代はるべき者を推舉せんと欲す云云と是に於て各國公使の撰拔に依り、米人ベンソンなる者を採用し、居留地



り、往往葛藤を生ずる事あり、元治元年十一月、各國領事よりの請求ありて、此等の事務を舉げて彼に一任し、居留地より得べき地料の五分一を與へて、其の費用に充てしむる事とせり、爾來居留人民彌増加し、居留地區域も擴張せられ、地料五分の一にては、費用給足せず、英國公使等は幕府に請ふて、再び其事務は我の管掌する所となれり、此に於て慶應三年十月、各國公使と協議の上、我外國奉行平岡和泉守、神奈川奉行水野若狹守等と領事筆頭瑞西總領事と合議の上、居留地取締規則を協定せり、要するに此規則は外國人を保護し、道路下水の修繕掃除を管掌する者なり、乃ち英人一名を雇ふて之れが長官となし、又英佛兵卒中より捕吏數名を雇ふて、之れに隸屬せしめ、別に我足輕二十名を付し、相共に居留地内外を巡視警護せしむるものなり

明治元年四月、各國公使連署して、總督東久世中將に書を贈りて曰く、客歲十月、居留地取締規則を規定するの際、日本政府の請求に應じ、假りに英人ドーマンを舉げ、其員に充てたり、本年五月、彼は満期となれり、故に今彼に代はるべき者を推舉せんと欲す云云と是に於て、各國公使の撰拔に依り、米人ベンソンなる者を採用し、居留地

取締長官となし、更に規則數條を設けたり

當時條約未濟國の人民と云ふは、重もに支那人にてありたり、彼等は公使領事の、日本に駐留する者なかりしが爲め、我地方官にて之を管轄せざるを得ず、是を以て支那人其他無條約國の人民は取締局の國籍に記入せしめ、之れに名牌を附與し、我保護を受けしむるの規定なりし、當時幕府の出したる布告に曰く

一、居留地取締局にて、條約未濟國民等の名籍を記載する手續、今整ひたれば支那人等を其名籍に記載する事に就き、當月十二日布告せる命令を、本日より取行ふべし、支那人等各名籍に記載する期限は、來る第十二月三十一日迄に來りて其手數を受くべし

一、此事は別に漢文を以て布告したれば、西洋文を解せざる支那人は、漢文を見るべし(漢文略之)

一、支那人を召し使ひ居る主人は、宜しく此事を召使人に諭し置れんを欲す

千八百六十七年十一月二十六日(慶應三年十一月一日)

當時本港居留の清國人張灝堂、陳玉池等數名連署し、會議所を建設し、以て自國人民

の取締を爲ん事を陳請し、幕府は之を許可せり、即ち中華會館なるものは是なり、今日に至るも居留地支那人にして、我官衙に請願する者多くは此館の手を経由す

明治三年正月、外國人次第に増加し、不良の徒の來る者尠からず、加ふるに竊盜往往其間に出沒するを以て、一層取締を嚴重にせざるべからず、是に於て更に取締局を山手に開き、幕府時代の事務を繼承して、英佛及清國の捕吏數名を増員し、尋て開港場取締役を置き、又日本人の居留地取締見廻役副頭取以下數十名を増員し、相共に協力應援し、晝夜巡察せしめたり、之を巡整邏卒と稱す

清國人の本邦に居留するもの、大抵は蒙昧卑賤の徒にして、阿片を喫し、賭博を爲し、内外人擧げて之を嫌忌したり、明治二年十一月政府は特に六名の清國人を雇ひ入れ、取締役の列に入れ、其國人を視察、若くは逮捕せしめたりとも、彼等の間には規律容易に行はれず、明治三年政府は嚴格なる禁令を發したり

次て八月更に阿片禁令の布告あり、爾後毎年歳首に之を居留地に揭示せり、明治二年より六年迄、六人の雇清國人を居留地取締に充てたるも、本邦人稍や居留地警察事務に慣れたるを以て、同年五月二名の雇清國人の外は皆解雇せり

幕府が、外人居留地を神奈川驛に定めずして、横濱とせしは、港灣の便否よりは内外人の衝突を避んとするにありき、神奈川は東海道五十三驛の一たり、大名の江戸に往來する者、大抵此道を経由せり、農工商民を土芥視したる封建時代の大小名、此地を往來するに日本人ならば彼等に對し、土下座迄の屈從を爲すも、外人は決して斯る無禮の待遇を甘受せず、殊に此地は十里以内の區域に屬する者なれば、此域内にありて、外人は本國に於けると同様、身體の自由安全を得らるる者と思ふも無理ならず、文久二年八月生麥の事變も、全く之れが爲めに生じたるなり、是に於て彼等は、川崎程ヶ谷間五町毎に、番兵を配置するの制を設けたり、同年八月閣老より神奈川奉行に發したる覺書に曰く

外國人出行の節取締の爲め川崎宿より程ヶ谷宿の往還距離五丁程づつに、番所二十箇所程も、早早取立候様可被致候、最も御時節柄の義にも候得ば、可成丈手輕に取建候積相心得番士五人づつ、日日相詰勤番爲致可被申候、右に付神奈川奉行支配御用出役二百四十一人申渡爲御手當御扶持方二人扶持一箇月金一兩づつ被下候、最其方支配向の内にて、相應の者相撰み、一箇所へ兩人程も相詰、非常の節

は勿論、平常共諸事重立ち指揮致候様可被取計候、且又溜所取建非番の者同所に差置き、非常の節は急速場所へ出役相成差支不相成様可被致候、且右御用出役の者共當時先づ神奈川表邊へ在勤罷在候義には候へども、小給の者家族江戸表に差置、永永在勤候ては差支も可有之候間、彼の模様見計御取締向等不相弛様人數引分け江戸表へ歸府交替の義、勘辨致し可被申聞候事

此指令に依り、神奈川奉行竹本圖書頭は、川崎程ヶ谷間約百丁程の距離に、五丁毎に番所を設け、道路屈曲見通し不便なる場所へは、別に出張所を設け、都合番所十九箇所、見張所五箇所を建て、且つ閣老よりの指揮に依れば、番兵の溜所も、別に設備せよとの事なれども、費用の都合もあればとて、溜所新設は見合せ、近傍の百姓家及寺院を借り受け之れに充用せり、此等の番兵即ち所謂の御用出役なる者の分配及び其服務は如何と云ふに番所一箇所へ晝夜二十五人づつ詰合、其餘は溜所へ引取り交替せしめ、見張所一箇所へ日日二人宛半日交替にて詰朝六ツ時より夕六ツ時を以て、服務時間となし、夜分は本番所へ引取るなり、番所見張所番人それ／＼備りたり、之を總轄する人なかるべからず、乃ち神奈川奉

兩隣番兵  
の廢止

行竹本圖書頭は、伊藤岩一郎を以て支配取調役となし、自餘に定役元締二人定役二人、肝煎二人を置き、彼等を以て川崎程ヶ谷間外人保護の主任とせり。幕府は生麥事變に懲りて川崎程ヶ谷間に十九箇所の番所に、百數十人の番兵を置き、外人を保護したるものの、其費用と煩累に堪へざる者あり、如何にもして此煩を除かんものと、百方苦慮の末、元村より山手北方村の方向に一線の新道を開き、外人の遊歩せんとする者をして、道を東海道に取らずして、此新道より往復せしめん事を計りたり、即慶應元年新道開築略ぼ其工を竣りしかば、小笠原筑後守は書を英佛蘭、亞、葡、瑞の七箇國領事に贈り、川崎程ヶ谷間特別設置の番兵は、素と東海道遊歩の外人多きに由る、今や新道開設せられ、外人の遊歩する者大抵此新道に出入す、又文久二年頃は浪人横行し、人民一般に殺氣を帯びたれども、今日の民情は往日と同じからず、故に今後此等の番所を廢するも、外人に取りて格別の不便、不安を感ずる事なからん、尤も要所二三箇所は、現状のままを存し、又鎌倉、金澤最寄の地勢然るべき所へは番所を設け、守衛の士を配置すべければ、此旨夫れ夫れ公使に申立てられ、若し三箇月中に回答なき時は、番所廢止に不同意なき者と認定すべしと申通

じたり

此通知書を發したるに、英、佛、亞、葡、瑞の三國は三箇月を経過するも、何等の回答なし、上文四ヶ國異存なしとあれば、三箇國の回答如何は、意に介する程の事にあらず、慶應二年七月幕府は川崎宿地内松原外三箇所の番所を除き、他は之を廢止する事としたり、御勘定奉行の評議書を見るに、此番所の爲めに要したる買物代及人夫賃金は年五千三百兩餘にてありしと云へり

遊歩新道

安政五年六月十九日、米國條約第七條に曰く

日本開港の場所に於て、亞米利加人遊歩の規定左の如し

神奈川六郷川筋を限とし、其他の各方へ十里外人遊歩の規定は各國條約皆同一と知るべし

此條約書は、時勢相應の者にて、文言粗漏意味の分明ならざる者多し、六郷川筋を限として、其他は各方へ十里とあり、第一此十里は如何なる地を起點として定めたるや、第二各方は十里とあれ共、神奈川の六郷川を去る事僅僅約二里餘なり、各方は十

里とあるに、六郷川の方面のみ二里を程限としたるは如何なる理由か、第三此十里とは直徑なるか、將た普通の里程なるか、第四約文に其他は各方へ十里とあり、各方皆陸續の地形なれば、各方里も意味通ずれども、神奈川より東方は海面なり、此條約を結ぶに當り、一方は米國當時の總領事ハルリスにして、我は井上信濃守、岩瀬肥後守數回の對話を重ねて後、調印したる者なるに、創業時代の條約書とは云へ、如何にも粗雜の者とす

里程の爭論

文久元年八月頃、果して内外人の間に直徑と普通里程との爭論を生じたり、當時英國領事館付通譯官及び自餘數名は、武州八王子町へ行き、續て高雄山へ登りたり、幕吏は之を以て、條約違犯なりと申込みたるに、英國領事は承服せず、條約面の十里は直徑を以て云ふものなれば、高雄登山は決して條約違犯にあらずと抗辯したり、其後米國領事某は相州大山に登山し、我より之を論難したるに、彼又直徑十里説を主張して承服せざりし、左りとて條約面に直徑若くは普通里程の明文なければ、強て争ふる決定を得るの見込なし、苦慮の後幕府は大體に於て外人の意見に譲り、神奈川奉行に命じ圖面を調製して、外人遊歩の區域を定むる事としたり、慶應二年三月

神奈川奉行の上申書に曰く

横濱居留地外國人遊歩規定に就き實地直徑路程兩様の繪圖、早取調差出可申旨去丑十二月中被仰渡奉得其意候、猶伺の上右境界隔所爲取調差遣し候支配向の者共、今般罷歸り申立候趣、夫れ夫れ勘辨候處、規程差定め遊歩致し候者各國人歩、騎適宜の運動を以て、身體の强健を進め、且は勝地に逍遙し、心目を快豁に致候迄の義にて、其初十里と規程相定候は、畢竟適度の程度を立て置候義と相聞え、敢て道法些少の長短を争ひ候譯は、有之間敷、然處每十里内外の議論差し、繼れ終に直徑の説を主張致し候様に成行き候は、其實高雄、大山等規程外に相成候ては、壯遊の障と相成候のみならず、聊かにても廣場に致置候はば、自由を得べくとの見込にも可有之、就ては今般實地取調の趣にては、此迄の境界は、東海道の外何れも街道と差定め候程の義に無之、多分は凡そ積の田舎路に付、各方共路程延居直徑と格別の差も無之候處、犬牙交錯の村落等某村の内某地迄にて十里と直徑路程に限らず、打込界限差定候義不都合不少候間、凡そ十里を標準とし、直徑路程兩様の模様取來り、界限差定都合宜敷地勢相選御治定相成、以繪圖面右の境界

御示被置候はば、以後稀れに制を犯し候者有之候ても、嚴敷談判も出來可申(中略)大山は最前亞國領事申立の趣申上候通、近道罷越候はば、事實十里に不足候間、無論規程内と致し、高雄山の方は直徑ならでは、十里内に不相成候へ共、眼前の勝地を差し置候義は、逆も被行申間敷却て葛藤相生じ談判纏兼可申、旁地勢の都合も有之規程内へ構へ込み相州津久井縣竝に大住、足柄上下兩郡山添の方は直徑を以て、新堂に延程相成候ても、路徑無之山谷多分に就き、其まに据置き、酒匂川は直徑にても聊か十里外に相成候得共、彼我共此迄規程内と心得居候に付、舊姿を存し、玉川上流の方も高月村邊は些少の延程に候得とも、既に最前は草花村邊迄の見込にも有之、幸秋川の流判然界限相顯れ候義に付、同所迄見切、中略直徑の方は朱線地勢の方は黃線を境界場所とし、別紙繪圖面略すの通り取調差上候間、右にて可然と被思召候はば、實地の可否私共より夫れ夫れ打合せ相伺候様可仕と奉存候、立合御目付大久保筑後守御勘定方申談此段申上候以上

寅三月

早川能登守  
小笠原筑後守

幕府の注意  
と佛人の三  
要求

文久二年閏八月、日光准后の宮京都より東歸あらんとす、幕府は又復彼我人民の間に衝突あらん事を虞れ、書を諸外國公使に贈りて云ふ、來る二十一日日光准后京都より歸寺の途次、神奈川宿に一泊あらんとす、宮家の旅行なれば、供奉の人員少なからず、事情不通の彼我人民、途中行違の生せんも計れず、當日は外人遊歩を差止むる儀にはなきも、右行列と途中逢著せざる様注意ありたし、云云との意を通牒したり之れに對し、諸外國公使は大抵不滿ながらに承諾したるに拘はらず、佛國公使のみ居留地佛人の意見なりとし、左の新要求を提出せり、其略に曰く

余は兩國の平和を親愛するが故に、再び彼等佛蘭西居留人に談じたるに、彼等の内にて平和を好む輩相會して評議を凝し、左の要求を提出したり

我等は三日間自由遊歩を停止する事を承諾する代りに、左の件を要求す

- 第一、日本人佛人に對して、不法をなす時は、二箇月間内に之を處分する事
- 第二、千八百六十二年(文久二年)横濱の地租を半減する事
- 第三、日本政府は、横濱居留外國人に對し、市街の保護、身體の保護を一層周密にする事

第四、沼地の地料岡の地料を百坪に付き一步銀三十六箇と定むる事

即居留佛國人は准后の宮通行に付き、三日間東海道に遊歩する事を見合すの償として、此要求を爲したるなり、當時幕府は生麥事件の爲め、狼狽を極むる時にてありたれども、此不當にして、輕卒強慾なる要求には同意を與へざりし、文久二年十一月一日を以て水野和泉守、板倉周防守は書を佛使ベレクルに與へて曰く第一、第三の要求は素より當政府の盡すべき職任なれば、我に於て異議なし、第二、第四の兩條は各國一定の地税にして、已に協同議定せし者なれば、貴國居留民の望に應じ難しと、當時の日本人中には粗暴激烈の舉動を爲す者ありたれども、外人中には我の未開蒙昧なるを機として、尋常事理を解する者の爲すを羞づるの舉動多かりし

外人路上の  
危険

安政六年六月より外人出府する時は、其身分に従ひ神奈川奉行支配定役以下同心及上番十人乃至十五人騎馬にて、護衛するの定めなりしが、夫れにも拘らず、外人を路上に迫害するもの絶えず、同年十月中英國總領事アールコックは京濱間に於て拔刀の士人に脅かされたりとて、新見豊前守、堀織部正等に談判し、爾後護衛兵士の充分ならざる時は、本國より兵士を呼び寄せて護衛せしむべしと迫り、同年十二月

米使ハリスは途中付添のもの非常の節散亂し候様にては、更に頼しく不被存、依て英雄のもの御遣はし被下度云云と哀訴したり

文久二年八月彼の生麥殺傷事件以來、外人自ら懼怖の念を増加したるのみならず、英艦の要求に對しては、益、邦人の攘夷心を高め、殊に松平春嶽の如き、當時の具眼者と認識せられたる輩迄も、盛んに開戰の説を唱導し、文久三年三月幕府も亦其萬一を覺悟して、

應接の模様依り、兵端を開くべきやも難計身分を抛ち、多歳の御恩澤を相報じ不覺の心得無之様、厚く可被相心得候云々

と達し更らに同年五月に至り  
英夷一條、追追及切迫候に付、模様依り、今晚にも兵端を開き候義も可有之云云と達したり

危機一髪、何ん時平和の破裂せんも計られざると同時に、當時鎖港の談判開始せられ、邦人中には既に和親斷絶と誤解して、外人切り棄て自由なりと即斷するものさへ顯はれ、外人に對する暴慢の舉動、益、甚しく、幕府はあらゆる手段に依りて、鎮靜せ

外國使臣身  
邊の護衛

んと努むるも、其目的を達する事難く、今や在留の外人は、横濱居留地に蟄伏して、僅かに遊歩新道に其究屈を醫するのみ、京濱間の往來を自由に濶歩するが如きは、思ひも寄らざる時と成れり、左れども公使、領事等の如き、時として其通行を必要とする事あるをもつて、隨時護衛を付したるが、慶應二年三月其騎數を定むる事左の如し

各宿寺滞在の外國人神奈川表へ歸港之節護送人數

- 公使一人へ 十騎
- 岡士通辯官書記官へ 七騎
- 士官一人へ 五騎
- 公使並士官一人同行の節 十三騎
- 公使士官二人同行の節 十五騎
- 公使士官三人同行の節 十七騎
- 公使士官五人同行の節 二十騎

但右同行之内、岡士通辯書記官打交り候節は、書面人數の外に兩三騎づつ付

添相増、其他騎兵等引連候節は、右人數見計付添相増候事

- 岡士通辯官書記官の内へ 十騎
- 士官一人同行の節は 七騎
- 但其餘は公使へ、士官同行の見合にて付添候事 十騎
- 士官同行の節は二人へ 十五騎
- 同 三人へ 十五騎
- 同 五人へ 十五騎

右之通神奈川表へ爲迎罷越候節も同様相心得、且外國人多人數出府歸港の節は書面人數割に順じ、付添相増申候、尤其節の模様にも寄候事故、必異同有之間敷とも難計候得共、凡之處書面之通取極候事

寅三月(慶應二年)

而して同五月以來、江戸より六郷川迄護送し、夫れより横濱に至る迄は、遊歩線内に屬するを以て、見張番等に於て一層心付る事とし、別に兵を付せざる事となしたるも、尙全然廢止するに至らず、明治元年以後は横濱出發の際は警衛隊之を護衛し、歸



港の時は外國奉行支配向之を護送し、江戸に別手組を置きたる後は、之れをして後送の任に當らしめたりと云ふ、其全く之を廢止したるは、明治五年京濱間汽車開通の時にありし

外人に對する通路の警戒

斯くの如く護衛なるものは、外人の身邊に接近して、危害を加へんとする儕輩に備ふるものなるが故に、未だ之れに接近せずして、遠く之を窺ふもの爲には、亦別に備ふる所勿るべからず、文久元年正月の定むる所の要旨は、外人若し京濱間を通行し、又は江戸近郊其他に向つて出行かんとする際は、豫め江戸に在ては、其宿寺詰のもの、之を通路の自身番又は見張所等に通達し、而して其自身番等には、壯健のものを選みて備へ置き、異變の生せんとするに方りては、直ちに最寄最寄の木戸を、拍子木を打ち、此相圖の下に役人、鳶人、足等は勿論、近傍居住のものは、殘らず馳せ集まりて、町役人等の指圖に従つて取り押へに盡力すべし、左るにても、尙手餘り候節は、疵付け打殺し候ても、苦しからず、其取押へ候者へは、相應の褒美爲取可遣云々と云ふにあり

外人通路の選定

外人に護衛を付するは、萬止むを得ざる場合なり、寧ろ彼等をして外出せしめず、又外出するも、成るべく安全の道路を選ましむる事、當時爲政者の希望たりしなり、文久二年三月新見伊勢守村垣淡路守等の上申に依りて、外國人江戸近郊又は江戸横濱間騎行の節、目黒より丸子通渡船場並に二子渡場を通行せんとする時の如き、其取締の爲、近郊渡船場見張番所へは、豫ねて其通行すべき外人に對する鑑札を配布し置き、付添の御用出役に、之に符合すべき鑑札を携帯せしめ、其相違なきを待つて渡過せしむべく、殊に江戸、神奈川間は、諸侯參觀交代其他旅行者多き時節は、古市場上平間等の渡船場を越え、神奈川宿迄裏道を往返せしむべく決定し、同年六月新見伊勢守等の名を以て、米國公使館書記官其他同役へ左の通り通達せり

以書翰申入候、其使臣館附屬の士官及神奈川コンシユル等、神奈川往復並近郊騎行之節、六郷川筋渡船場の義別紙繪圖朱線之外路は、全く民間耕耘之爲に、手薄の一小船を以て、歩行の人のみ渡す處なれば、馬渡船は出來難き趣き、其筋より申立ぬれば、兼兼其段被心得朱線の道筋通行爲致候様、夫れ夫れへ通達有之度繪圖面相添此段報告に及候謹言(繪圖面略す)

文久二年壬戌六月晦日

慶應三年十月、江戸開市も遠からず、治定せんとするに際し、東久世中將は天皇東行に付き、東京行在中は、内曲輪を限とし、各國人右廓内通行無之様致度、又開市の上、東京出府の各國人、當分府外遊歩は見合せられ度云云との旨を通じ、又同月井關齊右衛門等の名を以て

江戸へ出る、外國人官服を著用したる士官の外は、神奈川判事一覽と書付ある鑑札を、横濱在留の其國コンシユルより請取り、海路出府の者は芝田町或は築地にて上陸致し、日本役人の求めに應じ之を可差出、陸路出府の者は是を六郷渡場にて差出すべし

と通せり

開港當時は、公使以下其館員は、恰も囚人の如く、幕府は彼等身體保護の爲に、成るべく市街に出でざらしめんとせり、當時水野筑後守等が、英國總領事に與へたる書に曰く

貌利太泥亞コンシユル、ゼネラール、アールコツクヘ

其許隨從の者、夜中市街を散歩する由、其筋の者より承知せり、素より寛待優遇す

べき筈なれば、其外出を禁止するにはあらず、未だ開港間合も無之、我國の士人外國の交りに習はずして、不思不敬の事を爲さん難計、況て下輩末末の者人心未だ不折合の故を以て、如何様の變事可有之歟、其國人を愛護するは素より我徒の職掌に關係すれば、萬一盜賊其外不慮の厄難に逢ひ、其可救なきに至りては、我政府の素意にも悖り、其次第に寄り互に憂苦を抱くに至らんも亦知るべからず、且都會の風習にて、春夏の間は別て繁華を極め、酒肆茶店の遊人等混亂騷擾之事にも可及、固より其司人有て是非を糺し、刑法に處すると雖も、貴國の人未だ此際の處置を知らず、大に驚き且怪まん事を知る、是我政府の深く憂る處也、故に都下の人氣鎮定し、雙方安全の候に至る迄、其許隨從の者は、夜中外出なからん事を欲す、是兩國友愛の心を盡さんが爲なり、拜具謹言

安政六年未六月十九日

水野筑後守  
堀 織部正  
加藤壹岐守

幕府は外人の夜行を差止めんとしたるのみならず、公使等の宿所には若干の衛士

浪士の横行  
と衛士の増  
加

を置きて、晝夜護衛せしめ、彼等に究屈の感を與へたる、其極端は買物にまでも、衛士の干渉を受けたりと、英使アールコック(前には總領事なりしも今は公使に昇任せり)は訴へたり、彼は萬延元年五月四日、中務大輔と對談中愁訴して曰く

一、大國の使節、其國土名代として罷越候もの、廻り方の役人に被制候

一、右に付き、尙申上候右等の者共被差置候様相成候より、出入より買物等迄、夫れ夫れ目を付け、中には買物を拒み候やにも有之、旁以て警衛の筋には心得不申候

一、既に當時の姿にては、中略囚人同様に御座候

開港當時は、外國奉行支配向竝に立合方支配の者は、公使等の宿寺取締向一通りを心得たる迄なりしが、當時横濱表に在ては、蘭商殺害事件あり、其他浪士横行して、京濱の間漸く物騒ならんとするに當り、萬延元年二月、江戸町奉行池田播磨守、石谷因幡守等の同心八人宛晝夜詰切り、公使外出の節も之に付き添ひ、外に廻り同心宿寺其外を見廻り、與力も精精其近傍を見廻り、公使外出の際も警戒したりしが、同三月に至り、尙此外に清水付の者より十五人、小普請より二十七人、何れも武道心得宜しき者を選び、警衛に充つべき達あり、同年十一月、福山、西尾、尼崎、新庄、龜山、郡山の六藩

其警衛を命せられ、然る後漸次其數を増し、越えて文久三年三月に至り、左の員數を配置せり

各宿寺へミニストル在留之節 御用出役 百人詰

同斷ミニストル並士官等多人數在留致し候節は見計

同斷 百六七十人詰

士官のみ在留之節は、士官一人に付 同斷 二十五人詰

但士官多人數に相成候へば、見計百人程相詰候事

外國人一人も在留無之節は、臨時急出府等も難計候間

同斷 十人詰

外國人在館之節は 調役同竝之内

定役 一人

同心 二人

定役 一人

同心 二人

以上の役役は當時外國公使以下の宿所たる

赤羽根	接遇所	伊皿子	長應寺	高輪	濟海寺
同	東禪寺	麻布	善福寺	同	正泉寺
同	廣岳寺				

等に配置せられ慶應元年五月には右の各寺へ別手組出役の者晝夜各百五十人詰め切りたり

江戸湾防備の端緒

富津及び観音崎は江戸湾の咽喉なり、徳川氏にして夙に海門閉鎖の令を廢し、世界各國の列伍に入り、智識及び貨物の交換を爲したらんには、同灣は文化年間の恐慌を待たず、幾多の砲壘嚴重に羅列し、一朝事あらば近山近水忽ち金城湯池の堅塞と化せしなるべきに、鎖港斥攘の嚴令は、門前咫尺の地も千萬里遼遠の異域たらしめ、歐洲大陸全部の山河を震動せしめたる、拿破烈翁一世の戦争も、九州の前岸なる廣東上海に於ける英清二國の戦争も、邦人の鼓膜に微動だも與へざりし

文化元年、幕府が露國使節レザノットを酷遇したるより、露人は我に一層の敵心を生じ、北方の邊海年年劫略に遇はざるなく、文化五年長崎に於ける英人の暴行時の

浦賀番所と奉行所

奉行をして憤死せしむるに至りしより、一臥東海二百年幕吏の夢漸く覺め始めたり、覺め始めたりと雖も尙ほ睡眼朦朧の間に、海外の形勢を見るに過ぎず、寛政の頃、徳川一代の名相と呼ばれたる、松平定信相房より豆總の防備に注意し、大小名に命じて、沿海を巡視せしめ、文化五年幕府は浦賀奉行石見守に命じ、相房、豆總の地を巡察し、地勢を相して砲臺を下田、城ヶ島、洲の崎、富津に築かしめ、江戸湾砲臺の建築は此に端緒を開きたるなり

定

一、諸國往來大小の船向後相州浦賀港にて改有之候に付、江戸港出入の船不及言沖を直通仕間敷事

附挽船並押送りの小船荷計り積候分は、改に不及、荷物積候時は問屋に届に

不及御番所へ直に著し改受くべし、官船の分は改無之直に乗通可申事

一、豆州下田より、江戸迄の内東の方へ乗候船は、只今迄改無之候得共、自今は右の船は浦賀にて改有之事

一、東廻の船の分も、上り下り通船共、向後浦賀港へ乗り入改可受事

一、諸廻船浦賀にて改相濟候船根府川、浦賀の間に暫しもかかるべからず、尤も荷物便船人場あるし、堅停止たり、風波の節船かかり致候はば、其處の庄屋證文をとり、浦賀にて可差出事

一、根府川より浦賀迄の間、浦浦より出入の荷船上りは、荷物積にて浦賀に乗り参り改可請事

一、浦賀にて改濟の船、風波の節根府川、浦賀の間にかかり候はば、浦賀改の手形差出、庄屋にて可相斷事

右之條條堅可相守若し違背候節は可爲曲事者也

享保三年正月 日

奉

行

覺

一、弓矢、鐵砲、鎗、長刀、具足、甲

一、女人並手負人、囚人の類

一、登り船米、大豆、五百俵より多く積候事

右の品浦賀奉行へ斷無之して積通すべからず、若於相背は可爲曲事者也

享保六年正月日

奉

行

享保六年始めて奉行を置き、堀隠岐守利壽を以て之れに任じ、爾來與力二名、同心六名晝夜勤番し、官船二艘を備へて、廻船問屋を指揮し、毎月三百乃至四百の入津船舶に對し、検査を行はしめたるものなり、奉行役所は浦番所の西南字川間にあり、隠岐守任命と同時に、築設せられたるもの、文化二年更に奉行一員を加へられたり、與力同心屋敷は其東方にありて、最初は與力十人、同心五十人住居せしも、文政四年更に前者四人、後者三十三人を増加せりと云ふ、浦番所奉行役所、與力、同心屋敷跡も今尙其古蹟を存せり

當時西浦賀分郷なる平根山に、大筒臺場の設けあり、砲六門を備へたり、附屬の陣屋、煙硝藏は文化八年領主松平肥後守容衆命せられて之れを築き、之れが守衛たりし

が文政四年浦賀奉行の預りと爲り、同奉行の與力二名、同心十名交替し、別に江戸よりは、鐵砲方井上太夫組同心二名派遣せられ、警衛の事に當りしと云ふ、尙此東方海岸には高五尺の石垣を築きて、是れに方六尺の樓を建て、燈を點して夜中廻船の標識と爲せり、此は慶安元年石川重勝、能勢頼隆の二人に命じて、建設せしめたるものにして、維持費は附近干鯛問屋に課せしものなり

走水番所

走水番所は浦賀町字走水の御所ヶ崎に設けられ、海岸の非常警戒に備へたるものなり、創設は寛永十八年にして、向井將監忠勝始めて是れに奉行たり、爾後數代を経て、元祿九年に至り、奉行青山幸隆其職を罷められ、明年番所及び附屬の陣屋、代官屋敷、船藏、與力、同心、居宅等併せ廢せられたり

浦賀に於ける船舶検査を廢したるは、文久二年八月の事なり、當時幕府が發したる觸書左の如し、商船の検査も相次で、廢せられたるものと知るべし

軍艦の義、是迄浦賀番所等に於て改め來候處以來は、御差止相成候間、得其意、品川沖出入の節は、外國掛月番の老中へ相届候様可被致候、且又諸家の軍艦有之、而面は、船名並に船中据付鐵砲の挺數並家家の帆印等、委細相認め、兼兼可被相届候、且

向後軍艦製造之節は、右之通相心得若軍艦にて武器積送り候節は、其時時老中へ相届候様可被致候

右之趣萬石以上、以下之面面へ不漏様可相觸候

壬八月十七日

觀音崎砲臺

觀音崎は浦賀町字鴨居にあり、往時は佛崎と稱し、船見番所を置き、大砲五門を備へしと云ふ、文化九年、近傍に陣屋を建設し、領主松平肥後守容衆の管理となり、文政四年浦賀奉行の支配地と爲り、其手に屬する與力、同心及び足輕等交替して守衛し、外に鐵砲方田村四郎兵衛及び之れに屬する同心二人、江戸より來りて、海岸の非常を警しめ、つりと云ふ、今は砲臺あり、東京灣要塞地として吾國海軍の一大關門たり、開港の始め、陸地の防備は松平越前守、越前福井藩主に、内海の防備は、松平隱岐守、伊豫松山藩主に、左の如く命せられたり

松平隱岐守  
と神奈川海防

松平 隱 岐 守

異國人渡來の節、武州神奈川邊御警衛被仰付、臨時出張の積相心得防禦の手筈、兼て嚴重可申付置候

是實に安政四年四月二十八日にして、曾て代官地たりし横濱を以て、肥後藩主細川越中守に屬せしめ、戎衛を置て海防に備へしめたるは、安政二年中の事なりしが、更に二年を經、愈、開港の準備として、細川の戎を撤し、再び幕府に直隸して、代官之を管理するに至り、海防の事を以て、隱岐守に任せしなり、是に於て、隱岐守は同六年開港に先ち神奈川に出張せり

横濱運上所の御用船

隱岐守は、如何にして防備を全うせんとしたる乎と云ふに、彼は先づ入港せんとする外船を、成るべく速かに發見したるの後、適當の處分を施んとしたるなり、安政六年七月、彼は時の奉行と謀り、陸上警衛と相待て、運上所に用船十餘艘、海岸四丁目、小規模の造船所ありたりを備へ、横濱の漁夫、勘次郎、九藏の兩名に、水主頭取を命じ、現米各、四石二斗二人扶持、水主三十名之れに、一人扶持づつを給與し、運上所北門脇へ溜所を設置し、外國船の出入を注進せしめ、入船ある時は、役役三名、通辯一名、下番二名を尋問の爲め、直ちに出張せしめ、又商船なれば、下番二名を其船に乗込しめ、密商の取締を爲せり

幕末の軍艦

開港實施となりて後は、幕府に開國海軍論盛んに起り、軍艦も追追備ふる所となり

士官、水夫養成の爲め、絶えず内海を巡視せしめつつありしが、當時横濱開港の爲め、時を異にして貸し渡されし船は大元丸、昌平丸、朝日丸等にして、萬延元年には朝陽丸、鵬翔丸も亦横濱の近海に遊弋し、警備の任に當りたるなり、時の講武所奉行等が幕府に呈せる評議具申書は、當時軍艦の事情を詳知するに足る、即ち左の如し

一、昨四日以御書取被仰渡候朝陽丸、鵬翔丸御船神奈川港へ御廻相成候に付、乗組の者共其外評議仕候趣左に申上候

一、朝陽丸、鵬翔丸御船へ御軍艦操練所勤番一人、調方出役三人、下役二人、操練教授方頭取一人、教授方出役、同手傳、同助合の内九人宛爲乗組可申候云云

申聞三月萬延元年

講武所奉行  
外國奉行  
御軍艦奉行

又大元丸以下三隻の軍艦に就て雜誌舊幕府に説明する所あり、曰く  
安政元年の頃、鹿兒島に松本弘菴と云へる人がありまして、此人が蘭書を能く理解し、其造船書に依りて、鹿兒島で鳳瑞丸、大元丸、昇平丸など云ふ船を拵へました

此松本氏は後寺島陶藏と呼稱し、維新の後伯爵となつた、寺島宗則君で御座います、其頃より西洋形大船を拵へようと云ふ者が諸方に起りました、水戸老公の計畫で朝日丸と云ふ船を石川島で拵へました、中、中美しき船でありましたが、如何せん進水の時頭を突き込んでしまいました、釣合宜しくありませんでしたから、みんな朝日丸と云はないで厄介丸と申しまして、能く不都合な人があるとア、水戸の船かと云ふ、悪口が流行しました、澤太郎左衛門演説の一節

神奈川近海防備の船艦は何れも粗造或は古船にてありしは、小野友五郎が内海測量(文久元年)として富津近海を測量せし時、時の軍艦奉行井上信濃守へ上申したる一語にて推知するに足る其言に曰く

目下政府には、諸種の船艦ありと雖ども、何れも古船同様にて、戦争の用に供するに足る者なし、臺場ありと雖ども、臺場自身に防禦の出来る者にあらず、必ず之れに伴ふ軍艦を要す、今日本にて軍艦を造るは、決して難き事にあらず

砲臺及び陣屋

とあり、以て當時沿海防禦の軍艦の價値を知るに足る

隱岐守が、其全力を注ぎたるは、神奈川西南隅の海中に築きたる砲臺なり、此砲臺は文久の始、彼が藩費三萬圓を抛ちて築造したる者、東西百二十間、南北百七十五間、面積八千二百八十八坪六合餘、高三丈あり、今尙其全形を存せり、彼は同時に神奈川權現山に陣屋を造り、兵を屯せりと云ふ

外船入港の警戒

文久元年船勤番なる者を設け、漁船様の者十艘を備へ、之れに御用船と記したる小旗を建て、各兵士數名を乗組ましめ、其中五艘は東は本牧鼻、西は都橋に至る迄、他の五艘は東は谷戸橋附近、西は今の試験燈臺邊より都橋、波止場、神奈川宮の河岸迄を毎夜巡航して、外船の入港を警戒し、且密輸出入を防ぎ、又は浮浪人の出入を制する事を司る事、今日の水上警察の任務に異ならず、其他注進賞譽の法ありて、外船の入港を豫じめ發見して、注進したる者には一番、二番、三番に分ち、其注進の遅速に依りて賞を異にし、注進あるに逢へば、與力は豫て港内に備へある、八挺艦の押送船にて疾風の如く外船に押し寄せ、觀音崎近海に之を迎ふるなり、文久元年七月船勤番として任命せられたる者左の如し

小普請組 戸田民部組 高三郎 弟 淺野鐵之助 外同心等 六人  
御待同心 御先手同心 總組より 三十人



〔密商其他の取締〕

海岸防衛は密商取締の事をも兼ねしめたる者なり、因に維新以後の事に就て述んに、密商取締に關し明治元年波止場掟を定むる事左の如し

第一、一丁目以南海岸並に居留地新堀割川通、晝夜無間斷巡邏可致事

但其姓名並晝夜時刻等相記可届事

第二、御法度に背き、密商致候者は、内外國人共其品取揚可届出事

但東、西波止場其他凡て免許狀無之品は、輸出入共取揚げ可届出御規則の通り其品半高可被下事

第三、士庶人共、外國便船にて海外諸港又は東京往返の者、二番波止場に限り各、以

免許狀出入の筈に付、萬一他所より通行の者は、其次第申諭免許所へ可差出事

第四、港内碇泊船艦へ、遊女密賣等乗組堅く不相成、總て淫風がましき輩は取押へ居留地取締局へ引渡可申事

爾後彼我船艦の港内に輻輳する者漸く盛にして、或は海賊の其間に雜集するも測り難きを以て、明治五年十一月港内碇泊船規則を設け、後六年三月遷卒二十名を分派し、權りに港遷卒に充て、巡邏船を備へ、常に港内を巡廻警視したるが、一方には市

街の繁榮増加するに従ふて、家屋も稠密し、遷卒の定員を缺く時は、自から陸上取締の粗略に流れんを虞れ、同七年二月更に官費を以て、港遷卒二十名を増員せん事を神奈川縣廳より上申したり、之れに對し時の内務大臣伊藤博文は、遷卒十名を増員し其給料として、年年九百九十六圓を下付する旨の指令を與へたり、是れ則横濱水上警察の濫觴なり

是れより外人の自衛に就て述べんに、横濱に自國の兵を駐屯せしめたるは、英佛二國のみなりき、其原因を温るに、文久三年五月十六日以來、酒井飛驒守と英佛兩公使及英國水師提督と、數回談論の後、此際彼の要求を容れ、屯兵を許すにあらざれば、萬一兇徒變を生じ、危害を彼等に加へたる時に於て如何なる葛藤を生せんも計り難しとして、同年五月十八日付を以て、參政飛驒守忠毗は、横濱に出張し、左の趣意の書面を英佛兩國水師提督に與へたり

方今我邦内人民不穩、當分横濱居留地警衛は内議の上、足下の注視に應ずるの旨を、神奈川奉行に承知す、是は己に於ても同意、足下の斡旋を俟つ

世間傳ふる所に據れば、英佛の兩兵を横濱に駐屯するに至りたるは、曾て長藩が馬

横濱外兵駐屯に關する吾參政の書翰

關に於て米、蘭、佛三國の船舶に發砲せしより、三國は其軍艦を同所に駐留せしめんとせしに、幕府不慮の變あらん事を虞れ、之れを引返さしめん爲、新に山手に屯營を置くに至りたるなりと云ふも、是れ其眞因を知らざる者のみ、抑も馬關に於て米船に發砲せしは、文久三年癸亥五月十日（西曆六月二十六日）の出來事にして、其事關東に聞えしは、同月二十日以後の事に屬す、兵卒屯營の事は其以前、參政酒井飛驒守之を許可せし事狀は、既に云ふ處の如し

居留外人の  
危険

安政五年米國總領事ハルリスは、吾有司に説て、英佛兩國合縱し、清國戰勝の餘威に乘じて、吾國に渡來し、條約を締結せんとの企あり、今若し彼が所望を拒絶せば、遂に支那の覆轍を踏むに至んも計り難し、宜く此際平和の條約を締結し、國家の安泰を計るに若かずとの旨を以てしたれば、幕府之に同意し、遂に勅許を俟たずして、條約に調印するに至りたるなり、是より物議紛紜、所謂勤王の徒は幕府の叡旨を違奉せざるを憤り、外人を見る事蛇蝎の如く、時に非禮粗暴の舉動に及び、或は路頭に外人を斬殺し、而かも遁れて踪跡を窺す者少なからねば、各國の公使等政令の嚴ならざるを罵倒し、幕府に向て其逮捕處分を強請するも、閣老、參政、外國奉行等は、只管彼等

の憤怒を宥るのみ、亦如何とも爲す能はず、公使等亦當時の國狀を推し、稍や諒する所あるが如くなりし

順道丸神奈  
川著

然るに、豈計んや、文久二年八月、生麥の事件起り、尋て井戸ヶ谷に於る佛人殘害の出來事あり、加るに當時浮浪の徒百二三十名、横濱に亂入し、外人の居館及び同所運上所に放火せんとするの企ありとの風説さへ起りければ、此際兵隊を派遣し、不慮の變を戒嚴するに如かずと、廟議一決し、同十月二十五日、遽に令を講武所奉行酒井壹岐守に下せり、是に於て壹岐守令を奉じ、同僚大關肥後守、石谷因幡守等と協議し、同所頭取松平仲を隊長とし、銃、鎗、擊劍隊各四十名を選抜して、官船順道丸に乗じ、神奈川に至りて、同所在勤の奉行に會し、屯所を定め、横濱居留地及其近傍の非常を戒しむ、此兵隊派遣を見たる市民の驚愕は一方ならず、今にも事あらんと恐怖し、門戸を鎖して諸地に難を避るものあり

外人の居留  
地籍城

文久二年二月二十日朝、奉行阿部越前守英、佛兩公使館に至り、此頃浮浪の徒居留地を襲はんとするの世評あれども、固より根據あるにあらねば、敢て憂慮を要すべきにあらずと、縷述したるに、英公使等は、其後書を送りて、結局横濱の外人に對し、邦人

の危害を加へざるべき保證書を政府より得ん事を要求したり、仍て幕府は時變に對する防備を設けたる趣の返信を發したるも、爾後匪徒陰謀の切迫せる風聞、紛紛として絶えず、總裁松平春嶽を始め閣老、參政、外國係の諸有司評議區區、其結果異變を避けしめんとするには、外國人等の出行を禁ずるに如かずと一決し、十一月十三日外國奉行竹本甲斐守、同竹本隼人正、監察澤勘七郎の三名神奈川に至り、各國公使に面會し、暫時在留各國人の出行を止めん事を請ふ旨を説きたるに、公使等容易に承諾せざりしも、反覆國狀の非なるを述べて、遂に漸く承諾を得て、其旅宿に歸り、甲斐守、隼人正連署の公信を以て、公使等承諾の旨を江戸に報ず、是に於て總裁、閣老心を安んじ、關係の諸有司に内達す、同月十四日の夕、甲斐守外二名歸府、小笠原圖書頭の邸に至り、各國公使と應接の顛末且土地の景況を復命せり

先月下旬以來、横濱出張の講武所兵士、其儘屯在するも、異變のあるべき、形勢なく、左りとて各國公使へ應接の旨趣もあれば、全く退去せしむべきにあらずとて、劍、鎗兩隊を引上げて、銃隊二小隊を出して、之に交らしむべく、講武所奉行に達し、奉行は此旨を了して、教授方飯田庄藏を其長となし、銃隊二小隊を付して、同月十七日横濱に

英佛軍艦横濱入港

浪士横濱襲撃の報

至り、先番と交替す、爾後動もすれば形勢不穩となり、同十二月十三日、品川臺御殿山なる英國公使館祝融の災に罹る、是れ畢竟浮浪の徒の所爲たりしなるべし

文久三年正月五日、一露人の忠告に曰く、頃日英佛兵を擧て、皇國に迫るの企ありと左らぬだに、疑懼心を以て満たされたる幕吏等、争でか之に驚かさらん、狼狽爲すを知らざる折柄、果して同月七日佛國の一軍艦は盛んに黒煙を揚げつつ、威風堂堂として横濱に入れり、同二月三日より十二日に至る迄、英國の軍艦八隻も亦相續て横濱灣に來著す、同月十九日、英國の軍艦一隻、品川海に進入し、ユースデン上陸して、外國奉行阿部越前守に面會、公使よりの書翰を差出せり、是即彼の東禪寺襲撃、生麥殺傷の二箇條を詰問し、之れに對する贖罪金を請求するものなり

同三月五日、幕府關八州の諸藩に令して、英人の情意付り難きを告げ、盛んに兵備を爲さしむ、是に於て過激の藩士或は浮浪の徒は時到れりと爲し、英人等の舉動を憤ると共に、幕府の軟弱を詈り、到底幕府の手を以て之を制する能はざればとて、決死の勇士大擧して、彼等を懲すべしと、扼腕濶歩の輩四方に顯はる、英國公使此狀態に驚かされ、千八百六十三年五月八日(我文久三年三月二十日)付の書翰を以て、横濱在

外兵駐屯請  
求の好口實

留英國人の自用品、並商賣品の代價此の金額二百九十六萬七千五百七十五ドルラ  
ルあり、浪士及藩士等の爲に何時居留地を襲はれんも計り難ければ、注意して是等  
所有品を保護ありたしとの旨を申し出たり  
幕府は文久三年四月六日付の返書を以て、所有の物品を守護するの照會其意を得  
たり、素より警衛は此方よりも専ら注意すと雖猶其方にて、も處置あるは敢て拒む  
所に、あらずと申し送れり、此返書こそ後に横濱に、彼等の兵を屯せしむるの自由を  
與へたる證據として、屈強の材料となりたるぞ是非なけれ、其方にて、も處置あるは  
敢て拒む所に、あらずとは、自國の兵を、置て、警衛せん事を、許されたる、文意なりと、解  
釋し、且英公使が、前年十月二十八日閣老に與へたる書翰中にも、余自ら速かに上海  
なる大不列顛陸軍將帥と、海軍提督の健強なる加勢を求むる事を、余が職任と思ふ  
なり、然る時は女王殿下の臣民安心と、平穩を保證すべき程の軍勢を送り得べし云  
云と載せしに、基き頻りに自國の兵隊を以て居留地を警護せん事を主張す、伊賀守  
狀を江戸に具申したるに、留守閣老松平豐前守、井上河内守深く之を憂怵し、彼れ詭  
辯を以て事を遂んとすとも、時變あらんとは、元是れ取留めもなき街談にして、之れ

江戸横濱物  
情懸然

を信ずるは彼れの判斷の誤れるに由る、宜しく辯折して彼が疑團を解かしむるに  
如かずとて、反覆説明せしむるも彼れ首肯する所なかりき  
文久三年三月下旬、浮浪の徒江戸市中を横行し、富豪の家に押し入て、攘夷の軍資と  
唱へ、金錢を掠奪し、其猖獗當るべからず、尙此上如何なる異變あらんも計り難けれ  
ば、四月四日大久保加賀守、酒井繁之丞、秋田萬之助、相馬大膳大夫、松平右京亮、惡徒鎮  
壓として市街の巡邏を命せられ、滿都の騷擾大方ならざる際、同六日米國公使の旅  
館麻布善福寺焼亡し、公使は必定暴徒の所爲ならんと疑ひ、政府に訴て其處分を迫  
る事甚く、幕府困憊の折柄、彼の一層過激なる攘夷團體、新徴組なる者江戸に現れ、金  
錢を掠め、人命を奪ひ、殊に英人贖罪金請求の件に憤慨して、將に横濱を襲んとする  
の風説盛んなり、當時横濱市民は一日一夜として高枕安眠せる事勿りき  
政府は文久三年四月十五日、巡邏の諸藩に命じ、陰謀嫌疑者二十八名を緝捕せしめ  
一方に於ては二月以來逼り來れる東禪寺、生麥兩件の贖罪金も、畢竟我に曲あれば  
償を與へて曲直を分明にし、而る後鎖港の談判に及ぶべしと、廟議漸く決したれど  
も、速に實行するに至らず、五月八日英艦數隻は償金談判の爲め、品川灣に進入せり

水野癡雲の  
權道

然れども同日早朝小笠原圖書頭海路より横濱に出張し、翌日を期して償金を仕拂ひ、而して後鎖港の談判に及ばんとして、面晤を請ふの書牘を各國公使に送致すれども、皆面會を辭し、彼我の間漸く相疎んせんとするに際し、浮浪の徒は償金交付の説を聞て益々憤慨し、横濱襲撃は目睫の間に事實と成らんとせり

是に於て英公使等は、愈よ自國の兵を置いて、自衛せん事を主張すれども、今や攘夷の朝命急なる折柄、假令ひ彼等自ら其國民を保護するが爲なりとて、國內に外兵を駐屯せしむるは、後日の逆鱗必然なるのみならず、彼等其名を居留國民の警衛に假託して、其實我國を覬覦するものならんも計り難し、牛皮一枚の借地を許して、永く國害を貽したる他邦の先蹤もあれば、容易に之を許可すべきにあらずと、極力辯陳して、之れが拒絶に努むる所あるも、英佛公使は頑として動かす、閣老當惑諸有司の意見を問ふ、其答ふる所區區にして歸一する所なし、其内水野癡雲曰く、今外兵駐屯の議を拒絶せんとせば、政府は後日國民が外人に危害を加へざる事を保證せざれば、彼れ等承引すべからざるは勿論なり、又縱令ひ後來を保證して、兵卒の駐屯を止め得たりとするも、變事は元より計り難し、一旦變事生じたりとせんか、彼等如何なる難題を吾に與ふるも知るべからず、今一途に延聽を恐れ内事に拘泥し、後日に外患を貽さんより、寧ろ一時の權道を以て、彼が望に任かせ、時機を計りて退去の談判に及ばば、事却て容易ならんと廟議是に一決したり

飛驒守外兵  
横濱駐屯を  
許可す

文久三年五月十六日、酒井飛驒守に横濱出張を命じ、内旨を含めて曰く、此事たる固より臺許を得ざれば、許すべからず、然れ共事急にして、其往復を待つ暇なし、且公然之を許すに於ては、朝廷必ず之を禁せらるべし、是を以て神奈川限りの處分と見做し、稟議に及ばず、許可すべしと、都て獨斷の權を與ふ、是に於て飛驒守、監察土屋民部を從へ直に出發、横濱に至り、兩公使に説ひて、此一件は神奈川奉行と、水師提督との商議に決せば、事輕易にして、後日百事の商量に便利ならんと述るも、兩公使肯せずして曰く、是れ小事に似て大事なり、兵卒屯在の地は神奈川奉行の管轄なれども、兵卒を屯在せしむるは、日本政府と各本國政府の合意にあらざれば、能はず、其は輕卒の甚しきものなりと、更に承諾の氣色なし、是に至り、飛驒守語塞がりたるも、斯くては專斷の權をも失ひ、幕府の威光をも傷くるを以て、彼れ等の主張と幕府の内旨とを折衷して、飛驒守より英佛兩國の水師提督に書翰を送致すべき事となし、彼

外艦馬關に  
向はんとす

等も遂に承諾して、談判是に至り全く結了せり  
馬關事件が横濱に於る外兵駐屯の原因にあらざる事は既に記載せる如くなれども事實は之れと密接の關係を有せり、酒井飛騨守が英佛兩公使に書を送りて、駐屯を許せしより、其八日以前なる文久三年五月十日、長藩馬關に於て米國商船に發砲せし以來歐米の軍艦漸く横濱に集り、殊に元治元年三月に至りては、各艦竊に長州の動靜を窺ふの狀あり、英佛米蘭の四公使は、幕府が長藩に處分を加ふる事なきに憤激し、自ら之れを脅懲せんと迫り、碇泊の軍艦は盛んに黒煙を吐きつつ、號令一下何時にても解纜すべき準備を爲し、危機一髪の間、繋かりたり、此時外國奉行竹本甲斐守、彼れ等に説ひて、長州送艦の事は暫時見合と爲したるも、英公使は數月の間横濱に軍艦を碇泊し、士官以下をして艦中に起臥せしむる時は、健康を害すべきを以て、陸上に一の屯營を借り受けん事を要請せり、表面より之れを見れば、一時の交換問題にして敢て不當の要請にあらざるが如しと雖も、其實國家に對する一大打撃にして、之れが處分に就ては幕府頗る困窮せり、然れども之れを拒絶せば、軍艦は利那に解纜して、馬關に向ふべき狀況なるを以て、閣老は其請求を容れ、屯營を設置

外艦約に背  
ふて馬關を襲

して、之を貸與すべきに決し、地を横濱元町なる字谷戸山上、英國領事館の所に選定せり、依て五月十五日、神奈川奉行相模守駒井信興は、内狀を得て幕張を設け、同十九日此幕張の地に虎屋を建築して貸與すべく、英佛兩公使に申し通じたれ共、兵士退去の後は、悉皆返上あるべき旨をも通じ置けり、後七月幕府外國方より、英國海軍物置所並に佛國屯營地貸與に依て、地稅領收の件を神奈川縣廳に照會せしに、其返答の要英國海軍物置所は徵稅しつあるも、佛國屯營所は當港警衛を彼れに託せられたる趣意なるを以て、地家共に徵稅せずと記せり、又同月二十七日英國軍艦コレイリス坐乗の提督オーガスタス、グーブルが横濱より退航せんとするに際し、書を神奈川奉行に寄せて、居留地の警衛は曾て足下に商議し、佛國水師提督と共に預り居りしに、余一時當港を退くに依り、防禦の事務は目下碇泊の佛艦ベラーリュス船長ベースに一任せり云々と記せり、以上二通の書翰に依り、當時居留地の警衛は英佛軍に委任したるの事實は、自他共に許るす所なるべし、而して其基く所は前所載去年四月六日幕府が英佛兩提督に發したる書面の曲解にあり  
斯くの如く幕府は、彼等の威壓に抵抗するの力なく、横濱居留地を開放して警衛を

彼等の手に委ねたるが如き状態にまで陥りたるも、彼等は尙ほ馬關處分の遷延を憤ふり、八月四日英、蘭、米、佛四箇國の軍艦は舳艫相銜んで横濱を發せり、是れ云ふ迄もなく、馬關砲撃の目的にして、幕府の驚き一方ならず、外國奉行肥前守直廉帆船に乗じて之れを追尾したるも及ばずして引き返へせりとは滑稽なり、同月六日彼れ等は馬關に進入し、砲臺を破壊して、長藩の心膽を奪ひ、和議を容れて横濱に歸航したるも、尙二三艦を馬關に留め、和約の實行を監視せしめしなり。

竹本甲斐守等は、此殘留船艦をして、速に馬關を引上げしめんとし、丁寧反覆公使等に説く所あるも、彼等頑として之に應せざるのみならず、却て吾の困憊に乗じて種種の難題を持ち出し、同月二十九日英國公使は書面を幕府に送りて、日本政府馬關の兵艦を退去せしむるの望あらば、速に横濱の築營を完成せしむべし、然らざれば長藩の領内に兵を留めて、其屯集地を得せしむべし、此處分に關し江戸より、權能ある官吏を、此書面に到着後、四十八時間内に此方に派遣あるべしと記せり。

上來述る如く、屯營貸與の事は、直接馬關事件に原因したるにあらずと雖も、愈よ是れが實行の約を締結したるは、彼の馬關送艦を留むるの交換に出たるものにして

彼は其返報として、馬關進行の企を抛ちたるものなり、然るに其約を履ますして馬關を攻撃したれば、吾に於て横濱築營の約束を履行すべき義務も、亦消滅したる道理なれども、幕府は此條理を維持するの力なく、遂に彼の難題に屈從するの止むを得ざるに至れり。

難題提出

文久三年九月朔日、幕府は書翰を發し、日本政府の費用を以て横濱に築營すへき約を與へ、之れと同時に、馬關退艦を請求すれ共、公使等は尙ほも此請求を斥け、諸種の新難題を提出し、或は開港開市の勅許を得んが爲、軍艦を大阪に乗り入れんと云ひ、或は生絲を始め、百貨融通の方法を決定せよと云ひ、或は馬關償金は日本政府に於て負擔せよと云ひ、幕吏爲す所を知らず、遂に參政出雲守立花忠恭の名を以て、馬關償金を政府に於て負擔すべき、九月七日付の書面を英公使に送り、次て他の三國公使にも同趣意の書面を送り、馬關退艦の事を決し、數月を出でずして、之れが實行を見るに至りたれば、神奈川奉行は直に築營工事に著手したり。

元治元年十月朔日、英人レストルより屯所假建築の圖面を神奈川奉行に進達しければ、奉行は之れを江戸城に送付し、同五日其圖面の如く建築すべき指令を得たり。

外國費を以て  
建つ  
外國兵艦を

此設計に依れば兵卒屯所煮焚所洗濯場其他を合し三十一棟にして、此費用は九千兩餘なりとす、夫れより以前四月二十日横濱に於て英公使と竹本甲斐守の對話筆記に依れば、英公使

永永遠留と申す事にも無之候間、雨露相凌ぎ候得ば宜敷候と云ひ甲斐守

何れも假物の事故堀建に致し候積りに候と云ひ英公使

右にて宜敷候

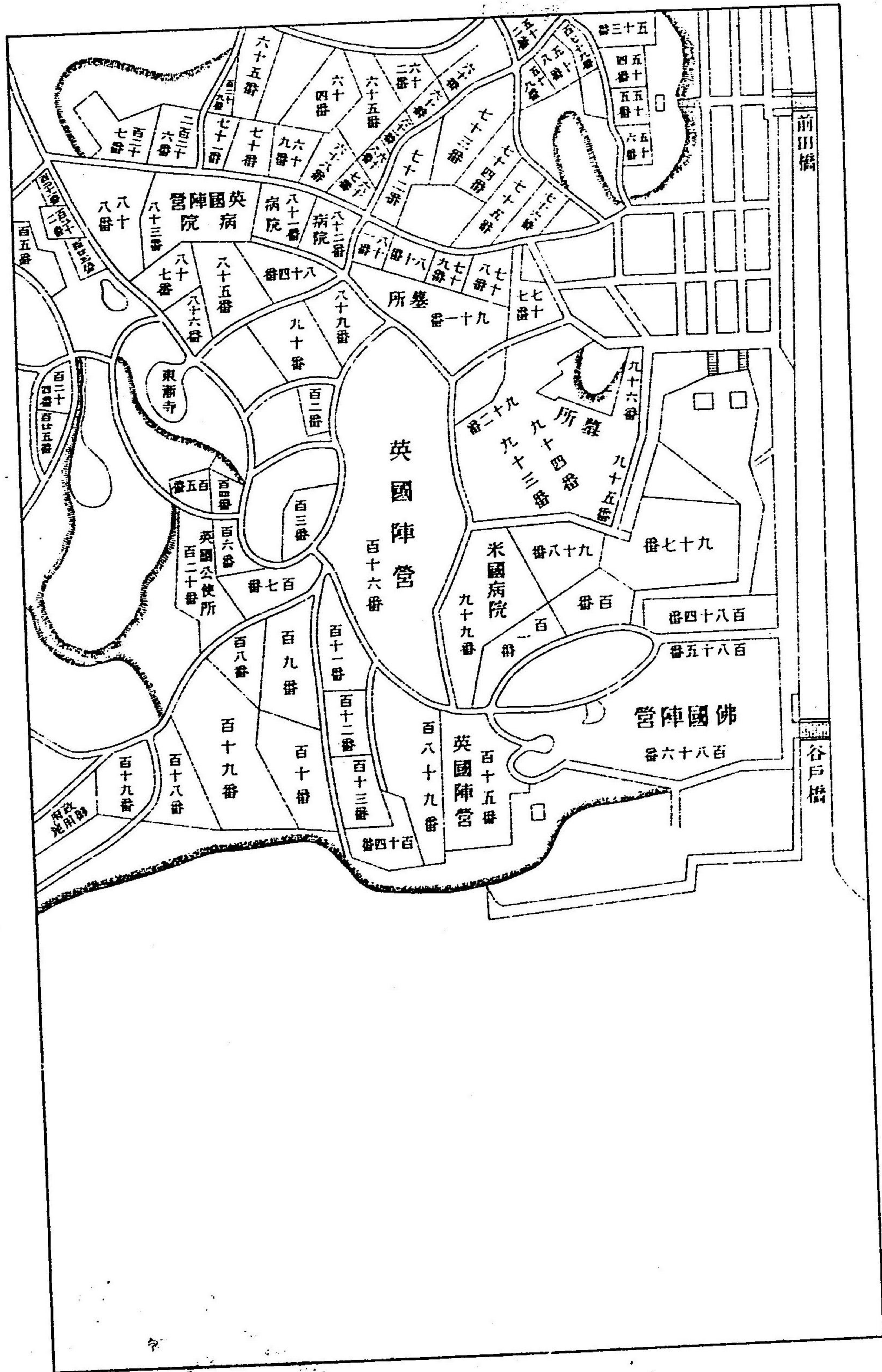
と云へり

一時の小舎掛けに過ぎざる營舎に、九千兩の建築費請求尙ほ以て廉なりとせず、然るに其落成したる地坪は總督住居火藥庫病院等を合せて一萬九千八百八十九坪、建坪四千五百九十三坪、棟數三十餘にして、其費用實に五萬三千百五十一兩、當代にありては適當の美觀を備へたる、規模宏大の陣地を構成せり

英兵増員

小舎掛料五萬三千兩

屯兵の數は、時に増減せしが如くなるも、當時水兵一千人にして、此外五百人近日渡





英兵一部の  
撤退

來すべしとは英公使が幕吏に告げし所、尙同公使は慶應元年七月六日に至り、幕府に書を寄せて、現今香港にある英國女王の陸軍第十一番隊の一部及第二十番隊の一部も程なく横濱に著すべしと告げれば、奉行水野和泉守は、同月十二日付を以て屯所は一時貸與したる約束なれば、屯兵引揚の後は返還あるべき筈なるに、新兵の渡來は其意を得ずとて之れを拒みたるも、是亦彼れの聽く所とならず、遂に水陸兩兵を駐屯せしむるに至れり、陸兵は上記の十一番、二十番隊、水兵は海軍拔龍隊なりとす

明治四年六月二十一日、英國陸兵解成したるが、海軍は尙ほ依然として屯在せり、此年十月の取調に依れば、同國水兵士官共三百一人あり、斯く人員も減少したれば、南北兩營の内北陣地と唱へたるものの中、南陣地を北陣地に合併したる上、總督住居士官屯所其外費用三萬六千三百餘圓を見積りて修繕を加へ、明治五年八月落成す、是に於て南陣營及附屬の火藥庫病院を日本政府へ返却せり、佛國屯營に關する事は、記録散佚して参考に資すべきものなし、文久三年五月谷戸橋際に海軍物置所を貸與し、爾後漸次増地して地坪三千四十二坪、屯所三棟へ土藏

佛國の駐屯

一箇所を合せて、此建坪百十九坪餘を貸與したるものなり、屯兵の數は明治四年十月陸兵二百人なりしと雖も、其前後の狀況を知る能はず、屯所の規模固より英に及ばざる遠し、兵數も亦然りしならん

我が撤兵請求

置兵の事、固是れ日本政府の意志にあらず、其撤兵を欲する素より其所なり、當時最も焦心して之れか請求談判に當りたるを、大納言岩倉具視とす、彼は明治二年十月二十三日を始とし、同三年七月二十二日、同九月六日、延邊館に於て、英公使ハリリーパークスに會合し、今や内亂は既に鎮定し、東京は勿論、大阪の諸地に至る迄も、十分の取締を設けたれば、外兵を置いて警衛するの必要ある間敷、且つ他國の兵を國內に駐屯せしむるは我國の體面にも關するを以て至急撤兵あり度旨、縷縷陳述する所あるも、パークスは容易に承諾の氣色なく、或は目下の取締にては、尙ほ不十分なりと云ひ、或は日本政府より、公書を以て本國に請求すべしと云ひければ、我は止むなく公書を以て、英國政府へ申込む事と爲したるも、パークスの心は自ら談判を避んとして、公書を勸告したるものなるや明かなるを以て、明治三年十月十七日、外務大輔寺島宗則は英國公使館に赴き、パークス及アダムスに面會し、公書を止めて内

談と爲さんとして、種種陳辯する所あるも、彼の容るる所とならず、同月二十日、澤外務卿亦出張して尙ほ説く所ありしに、パークスは其當時ホーイ殺害の件起りて、下手人の尙ほ縛に就かざるは、取締の充分ならざる證據にて、未だ居留民を、日本の保護に一任する能はずと答へ、其翌二十一日、澤外務卿は横濱なる佛公使マキシミウートルレーへを訪ふて、同様の申込を爲したるに、貴下の此申込を爲すは、宇國公使の慫慂に依れるものにはあらざるか、若し然らずとするも、今や吾國は他國と戰爭中に斯かる事の申込を爲すべき時機にあらずとて、是亦承諾する所なし、澤外務卿は次で十一月朔日、英公使を訪ひ、更に四年四月十四日、佛公使を、五年四月二十四日、重て佛公使を訪ひ、撤兵を迫るも、毎に要領を得ず、遂に五月二十八日、英佛兩公使に公書を送れり、其要に曰く

吾國鎖國の餘習、人心外交に慣れざるより、較もすれば、異域の人に對して、疎暴の舉動あり、遂に防禦を貴國の兵に煩はすに至りたれども、今や海内鎮定し、取締の方法は更に嚴重に可致に付、御差置の兵隊を以て、防禦するが如きは、最早不用に有之段、貴政府に於ても、御同意可有之深く信する所なり云云

明治五年六月六日、澤外務卿宅に於て、英國代理公使アダムスと對話あり、是より先き英國陸軍兵のみは残らず撤退したる事は、既に記する所の如し、然れ共是れ吾國の要求を容れて、一部の撤兵を行ひたるものにはあらず、同八月佛國公使は其屯兵を撤し、跡建物樹木は彼國官用として、相當の價を以て買ひ入れ、地所は其儘繼續借用せん事を申込みたるに、吾政府は之れに同意し、翌九月建物は無代價にて讓與し、樹木は百二圓餘の價を以て拂渡し、爰に佛國撤兵は行はれたる。

然るに英國は尙ほ撤兵の事を諾せず、明治五年十一月五日、代理公使アダムスは書面を以て撤兵拒絶の旨を通せり、同十月二十七日、十一月六日、六年一月十四日、岩倉大使は倫敦に於て、外務尙書グランヰキル侯並に當時歸國中の吾國駐劄公使ハリパーキスに會談して、切に之を迫るも彼れ等はパーキス再渡の上、實狀を視察し、後決定すべしとて、毎に之れを斥けたりしが、後數回談判の結果、八年三月英兵全部を引揚げ、北陣地と唱へたる屯所地所六千八百十三坪、建坪千四百八十坪を返納し、更に海軍病院として地所は借用し、建物は日本政府へ返却し、之れと同時に

一、南陣營と唱へたる地面残らず

一、軍糧局

一、水師提督住居

一、舊病院地

一、南陣營接續地、疱瘡病院

の地面、家屋共に返還したり

斯くして英兵出發せんとするに當り、横濱市民は同年二月二十八日夜、一同を町會所に招き、盛んなる饗筵を開きて、送別の意を表せり。

英佛屯所及附屬建築物課税の事に關し、幕府は其建築に莫大の費用を投じたるを以て、課税すべきを當然とし、吾政府部内に於ける一問題となりたるが、畢竟課税は彼等をして、住居の權を得せしむるに等しければ、悉皆免租と爲し、以て引拂談判を容易ならしむるに若かずとの、土岐大隅守の議に決し、全然之れを免除せり、明治四年十月、神奈川縣廳より外務省へ上申に曰く

山手佛國屯所地所三千四十二坪にて、初發は建物政府にて取建候儀に有之、地家租不取立譯は去る丑九月、早川並小笠原之建白にて御了解可相成、其後修復申立

英佛兵營の  
無地租無家

も無之、今以地家租不取立候

屯所三棟

建坪百十七坪五合外土藏一箇所、建坪一坪五合五勺五才

初發建物之入費は、書類焼失難相分候、但屯所繪圖添候

英國軍艦乗組士官兵卒屯所、火藥藏等數棟、政府にて取建相成候儀は、深き趣意有之候趣に候へ共、記録無之難相分、屯所其外修復者、今以官金にていたし候儀に有之候、是迄地家租取建候儀無之候

屯所地名左之通り

英國軍艦乗組士官等屯所 地坪一萬九千八百八十九坪

内

元英國岡士館地所、同増地共 地坪四千七百七十六坪

訓練場と相唱候分 地坪六千八百二十九坪

鍛冶屋地所 地坪九十二坪

元幕張所と相唱候 地坪三千九百三十四坪

字額坂上病院 地坪千二百坪

火藥藏 地坪二百二十五坪

病院地所 地坪二千二百六十三坪

總督地所 地坪四百七十坪

右建物總坪 合四千五百九十三坪一合一勺二才

初發取建之惣入費 金五萬三千五百五十一兩二分餘

但山手九十九番米國官事取扱地所を、彼方相對にて、英へ假に借受、官之入費にて士官部屋其外取建候者、去巳年七月落成、其費用者金千七百兩二分餘相掛り候、右之高も總高の内に入り居候

露國海軍士官の遺害  
内外人が横濱を警衛したる事斯くの如し、然れども外人我が浪士等の毒手に罹りて命を損するもの相續て起れり、是に之れを記さんに、安政六年七月八日露國特命全權公使ムラビヨフは、七隻の軍艦を率ゐて横濱港に入り來り、其中四隻は直ちに品川灣に投錨す、是れ一には先に露國使節布恬廷の結びたる條約の交換を爲ん爲め、二には樺太境界の談判を遂んが爲めなり、其十三日彼は芝天徳寺にありて條約

交換の式を終り、尙境界の事に就て、議する所ありしも、談判不調物別れとなりぬ、二十七日夜横濱市内を遊歩せる同國の海軍士官二人を殺し、一人を傷けたる者あり兇徒は傘と下駄の一を其場に遺して逃げ去りぬ、當時水野筑後守は外國奉行にして横濱に出張し、神奈川奉行の事を執行し居たり、彼は其變事を戸部奉行所にて聞き、直ちに屬吏を派して、兇徒逮捕の手續を爲さしめたり、各國領事は此變を聞くや、馳せて運上所に到り、外事は當時運上所にて取扱ひしなり、奉行に面會し、其事を議せんことを求めたるに、奉行出張なきが爲め、之を果さず、奉行の不在は深く外國人の感情を害し、彼等は之を以て、日本政府の怠慢なりと議論嗷嗷たりし上、各國公使は會合し、脅迫的に閣老に迫りたるも、露公使ムラビヨフは却て持重して、各國使節に雷同せず、穩和の舉動を以て、我に提議して曰く、第一奉行の當夜兇行の現場に出張して、臨機の處置を爲さざりしは、怠慢の責を免れず、日本政府は宜しく彼に對し相當の處置を爲すべし、第二日本政府は此不幸なる被害士官の爲めに葬儀を營み墳墓を建て、其費用を支辨すべし、第三日本政府は此變に對し責を負ひ、全權に謝詞を申入るべし、且つ日本政府は隔意なきを證せん爲め、送葬の當日は神奈川奉

露使ムラビヨフの持重

行をして會葬せしむべしと

當時浪人跋扈して、幕府の力之を制する能はず、外人舉げて憤慨し居たる時なれば、幕府は露國使節より意外の難題を申出づるならんと、頗る兢兢たりしに、露使の提議意外に寛大なりしかば、直ちに之に同意し、水野は當時有用の人物たりしに拘はらず、外國奉行兼神奈川奉行を罷められ、軍艦奉行に遷されたり、左れども彼は外國奉行の役所に入出し、閣老の外國公使に應接する時常に屏風の後にありて、之れが顧問たりし士官の遺骸は横濱増徳院の墓地に葬り、當日は神奈川奉行竹本圖書頭會葬し、英國領事ホワイト、ワイスは専ら墓地造營の事を擔任し、ムラビヨフは其軍艦一隻を留めて、後事を監せしめ、己は八月九日歸途に就けり、是れ實に外人殘殺の初めにして、犯者は百方搜索するも之を獲ざりしが、慶應元年水戸の浪人武田耕雲齋の黨鞫問の際、其黨中小林幸八なる者下手人なるの證跡出で、同年五月横濱にて梟首されたり

安政六年十月十一日夕刻、佛國領事の使丁支那人一人、所用あり市中に出でしに、港崎町脇外國人貸長屋前に於て、何者とも知れず、不意に彼に切り掛け、重傷を負はし

佛國領事館使丁の遭害

めたり、領事ロレロ其旨を訴出で、神奈川奉行より疵檢視として、掛員を差出したるに傷は左肩下より右腰へ掛け、長九寸五分深三寸に達せり、我よりは横濱の醫師元良某出張し、彼よりも外國醫師出張の上、治療を加へたるも、其效なく、負傷者は終に死亡せり、當夜我よりは赤松左衛門尉、酒井隱岐守外一人出張、佛國領事と應接せり、其問答の二三を擧れば

佛國領事との問答

(我)被切候支那人爲見届、役人差遣し候處、疵口は刀疵に無之様申出候

(彼)支那人未だ死せず、同人申すには士二人跡より罷越、一人は提灯を持ち、眼前へ差出し候に付、何御用候哉と相尋候處、一人の士跡より切掛候に付、ベル方へ逃んとせしに、其間なく被切全く刀疵に候

(我)紋所等見覺有之候哉

(彼)逃去可申程の儀に候故、一向心付不申段申居候

(我)仰には候得共、何分刀疵には無之様被存候、其支那人外外にて喧嘩致し候業にも可有之哉と、其邊の所も相糺し居る儀に候

(彼)右疵人は米國醫師、日本醫師立合療養爲致候處、何れも刀疵の由申聞候

(彼)元來大小を差候者は、何れも政府より御許しに相成居候儀に候哉、左候はば此度の罪人も貴政府の御取扱に候哉

(我)右は當政府のみに無之大名、旗本其外一家に係り候者は、何れも其主の免しにて大小を差申候

(彼)大名の家來當所へ罷越候節は、御承知に候哉

(我)右は往來の儀に付難相分候

(彼)露西亞人當所に於て、切害に遭候節も、更に御差構無之様に有之、罪人召捕等は、何役の御取扱に候哉

(我)市中定廻り役等も有之、不斷相廻り心付居候得共、此度又候不慮の儀出來、外國人へ對し何共氣の毒の儀に候

(彼)日本人殺害に逢ふ節は、速かに罪人召捕に相成様承り候、外國人の節は、延々に相成候と被存候、右は如何の次第なるや

(我)左様の儀は更に無之、過日江戸表に於て役人一人被切候得共、罪人今に見當り不申候

(彼右は大都の事故、左様の儀も有之候得共當所は狹隘の事故速かに召捕相成儀と存候)

(我早々捕押候心得に候)

(彼御召捕に相成候得ば速かに領事館に御申越有之度最も多分は御召捕に不相成儀と存候)

(彼召捕に相成候節は領事へ御引渡し有之度候)

(我左様の儀は難相成日本の規定を以て打首に致候)

(彼外國にては罪人を縊殺し申候打首にては苦み少く候、左りながら日本にては打首に付き其節一覽致度候)

(我其砌は案内可仕候)

以上は赤松等と佛國領事との問答にて、此問答には英國領事も立合ひ嚴重なる申込を爲したり、其要は(一)罪人は明日(十二日)九ツ時正午迄に召捕ふる事(二)罪人を召捕ふる迄は往來差止を爲すは勿論、大小の船舶總て差止を命せらるる事、此の要求は兩ながら難問題なり、赤松等之れに答へて精精召捕に盡力すべし、又船舶差止め

英佛領事の  
難題

は同意し難し、併し一人別毎に吟味すべしと云ひしも、彼亦容易に應せず、結局は日本官吏と外國官吏と同道にて吟味する事となりしも、佛國領事の豫言せし如く、到底罪人發見せず、其儘になりしが數年の後、罪人は浪人小林忠雄なる者と判明し、戶部監獄に於て斬罪に處せらる

此年七月には露西亞人三人の殺傷せらるるあり、續て十月亦佛國領事館の支那人の殺害せらるるあり、幸に被害國なる露佛二國は、割合に穩和の談判を爲したれども、内外多事の幕府に取りては、重大事件なり、十月十六日閣老間部下總守は神奈川詰御目付其他へ左の令を發したり

神奈川表の儀、開港以來外國人來舶居留の者も有之、此方諸商人等も入込、殊に東海道往還筋にて、江戸表へ接近の場所に付、往來旅人等の儀、如何様の儀無之様、精精心付御取締筋嚴重取計可申の處、當七月露西亞人三人迄及殺害、逃去候者召捕方は勿論、見留候者も無之哉に相聞、全く不慮の儀とは乍申、已に右體の儀有之上は、以來の儀別して厚く心付、油斷有之間敷處、今般又候佛蘭西人召使支那人を及殺害逃去候者有之中、略右様の儀、度有之候ては、終に御國の御大事をも引起可

申、不容易次第に有之、開港以來奉行兩人宛在勤支配向の者共も夫夫相詰、其者共始、立合役役をも差遣せられ候處、其詮も無之始末、畢竟申付方不行届、支配向の者共、勤方等開散の儀と相聞え、不束の儀に付、嚴重の御沙汰可被及之處、此度は格別の御宥免を以て不被及其儀候間、以後屹度入念諸事手拔無之様、心掛支配向の者共、勤怠をも相糺、御取締筋嚴重相立様可被取計候

和蘭人二人の遺害

萬延元年二月五日夕六ツ時半、横濱本町四丁目、五丁目の間に於て、和蘭人二人殺害せらる、一人は和蘭商船乗組員にして、一人は商人なり、右船員の疵は左耳より鼻へ掛け、二寸餘、右頬より肩へ掛け、一尺一寸餘、同肩下三寸餘、右手は五指共切り落され、左手の甲二寸餘の疵にて即死し、他の一人は右手指三本切落され、左右肩先き一尺餘宛、鼻より左頬に掛け九寸、右耳より左耳へ掛け九寸、左脇より脊筋へ掛け一尺の重傷にして、是亦即死せり、各所の關門を鎖し、水上も夫れ夫れ手配して吟味せしも、是亦手掛りなく、幕府は懸賞して罪人を搜索せり懸賞文に曰く

懸賞の罪人搜索

當所に於て、外國人共へ爲疵負又は殺害に及候者有之節、其場にて差押へ候者へは莫大の御褒美可被下置は勿論之儀、其筋の様子等親しく及見聞詮議の手掛り

にも相成候儀申立候者へは、其次第に寄り御沙汰之次第も可有之、且差押候節手餘候はば疵付候とも不苦、何れも得其意手筈行届候様、精精申合せ可被置候

申二月(萬延元年)

斯く懸賞して、犯人搜索に手を盡すも、一人も發覺せず、神奈川奉行溝口讃岐守等は、同月一案を按出し、帶刀人にして横濱各所の關門を出入する者は、入時鑑札を受取り、出時鑑札を返付するの規則を履行したれども、些の效用を見るとなかりし

ヒュスケンの遺害

萬延元年十二月五日夜五ツ半時、江戸麻布善福寺に旅宿せる、米國公使ハルリスの譯官ヒュスケンは、赤羽根の普漏西公使假館より、騎馬にて歸る途中、彼は米國公使館附通譯官なれども、當時普國公使オイレンブルグは、其從者中蘭語を能くする者なきを以て、ヒュスケンに依頼し、通譯たらしめたり、彼は蘭語に精通せるのみならず、下田談判以來日本にありて能く國內の事情に通じたるに由る、中の橋の北頬に至りし頃、四五の浪人、抜刀にて附添の前乗、鈴木善之丞の馬を切り、ヒュスケンの脇部を斬り、跡乗阿部孝吉外一人の腰差し提灯を切り落して逃げ去りたり、前乗は馬驚て落馬し、ヒュスケンの馬も驚て四五十間駈出せしが、傷部の痛重く、馬丁に助け



られて馬より下り其儘伏し倒れ、跡乗二人はヒュスケンの跡に追ひ著きたる迄にて抜合する間もなく犯者を取り逃したり、ヒュスケンは戸板に乗せて宿寺迄運び疵口を縫ひたれども、夜半に及びて絶命し、八日麻布の光林寺に葬りたり、其時は外國奉行新見豊前守、村垣淡路守、小栗豊後守、外二名麻布上下にて同行し、彼の附添の三人は七日より池田播磨守掛りにて吟味となりぬ、此時閑老安藤對馬守は米國公使ハルリスに面し、哀悼の意を表し、且つ曰く、今や外交を忌む者内地に充滿し、施治に困難を極む、此間内地の事情を外人に通じて、彼我の交誼を破るに至らしめざるは、是れ直接には日本が、外人保護の任を缺くの責を受くるのみならず、間接には日、米兩國の交誼を繋ぐの人を失ふ、談判今より困難を感ずべし、實に氏の不幸のみならず、日本の不幸にして、我の憂苦は貴君が友人を失へるの憂苦歎息に減せざるなりと切に哀情を吐露したりければ、米使も其惻誠に感じ、又深く日本政治の困難を察し、之を咎めず、又一言賠償の談にも及ばざりしに、英、佛、普、蘭の公使は、日本政府保護の全からざるを詰責せんとしたるも、米使獨り不同意を唱へて、此決議に與か

米使の同情

らざりき、米使が當時日本政治の困難を察し、幕府に助を與へしは十にして足らず、幕府も深く彼の徳に感じ、米使よりは一言賠償の事に及ばざりしも、翌年洋貨一萬枚をヒュスケンの母に贈り、哀悼の意を表し、而して當日護衛の任に當りたる鈴木善之丞、阿部孝吉外一人は出役免せられ、隠居謹慎申付けられ、辻番人新吉、善助等の二人は、番役を免せられ、以後奉公禁止の旨、池田播磨守宅にて申渡され、其宣告書を米使ハルリスへ送付し、謝罪の意を表したり

高輪東禪寺襲撃

櫻田の變以來、攘夷黨益々勢力を得、苟も攘夷の爲めとあれば、政府の不利となるも、之を決行するは盡忠報國の道なりと心得、貴賤を問はず、手掛次第之を殺害するを以て名譽とせり、當時高輪東禪寺は英國の假公使館たり、英國は高輪東禪寺、佛國は三田濟海寺、和蘭は伊皿子長應寺、米國は麻布善應寺を假公館となし之を四宿寺と云ひたり、文久元年五月二十八日夜半、水戸浪人有賀半彌、岡見富次郎、榊鉞三郎等十四人鎗劍を持して突入せり、公館護衛の士郡山、西尾の家來之を防ぎ、雙方健闘し、衛士にて其場に死したる者は江幡吉平、公使館附馬丁某等の三人にして、重輕傷を負ひし者十六人、自餘外人にして負傷したる者は、英國長崎領事モリソン(額疵畫工ウオ

ルクメン(右腕疵)二人なり、浪人側にては即死小堀虎吉、古川主馬、木村幸之助の三人にて山崎權之助、大井與四郎、中村貞助の三人、山崎と中村は品川宿にて自殺は自殺し、榊三郎は捕獲せらる、外國奉行、御目付の上申書左の如し

去月二十八日夜四ツ時高輪東禪寺へ浪人忍入狼藉及候一件、私共一同場所見分仕、申口一通り相糺候趣左に申上候

一生捕一人

榊 鉞三郎

右相糺候處水戸城下に住居罷在親は保太郎と申、兄は薩州に罷在り、幾太郎と申者にて、去月二十日頃上州に於て同志の者十八人、今般の一件申合せ、此者の外は同二十三日出立、此者は二十四日常州玉造より乗船にて房州邊、夫より浦賀通行鈴ヶ森より上陸、其夜同志の内見失ひ候者有之、二十八日夜打入候者は二十三日出立致候者計にて、別に二十四日出立の者有之、右は著船相尋候得共更に相分不申、然る處二十五六日頃と覺ふ、一同神奈川へ止宿致兼て東禪寺案内の儀は、昨年三月中町人體にて立入り、寺中見置き候者、其外に兩三人も有之、何れも同寺のみ兼兼心掛居候處、英人歸府の趣二十六日始めて承知致し、夫れより一同仕度致し

打入候趣申立候に付、昨年三月三日櫻田一件に加里候哉の段相糺候處、脇にて見物致居、其砌は下野へ参り居候旨申立候に付、前に申立候兄幾太郎儀は、薩州に於て何役相勸居候哉と再應相尋候得共、有無の返答不仕、尙又同志十八人の内、途中見失候者の名前、發起人名前並に銘銘懷中致居候書付は、誰より受取候哉、同志の内身分宜敷者、名前等相尋候得共、只不存とのみ申立、左すれば能く知合候者可有之、右は幾人有之候哉の段相尋候處、三人有之何れも侍に有之候旨申立候、右の通相糺猶船にて乗り出し候節、同志の者世話致候儀に可有之存候得共、右糺中醫師罷越し療治取掛候に付、其後に致候(中略)

東禪寺境内に捨有之候品

一、刀一本 身長二尺八寸、水府住正勝作と有之

一、同同 身長二尺五寸無銘

一、同同 無鞘身長二尺三寸、銘藤原信貞と有之

一、脇差二本

東禪寺役僧相糺候處、同夜四ツ半過、人聲喧しく、出火にても有之哉と、寺中宗法院

納所智岡儀本堂假住居玄關へ駈付候處、拔身携候者五六人相見候間、打驚逃歸可申と本堂前石段迄罷出候處、又候同風體の者兩人に出逢候得共、遁場所無之片寄候處、拔身の切先に突掛左の太股斜五寸程、同脇下二寸程疵受、周章遁歸其後の始末は一向不相辨趣、右役僧より申立候

右一件口上を以て申上御下知相濟手負、死骸所持品共、其筋へ引渡し、最も表門番人勝三郎儀は依願場所へ差置き御藥被下候積取計申候

六月

新見伊勢守外九人

同夜の防禦は、護衛の士に於ても、健闘奮戦多數の死傷者を出したれども、英國公使は益、不満不安の念を起したり、是れ護衛が浪人に對し、防戦の勇氣なかりしが爲めにあらず、注意の周到ならざると、幕府に浪人を制止する力なきを恨むるにあり、英使は六月一日を以て、老中に詰問的の一書を贈りたり、其大意は兵器を用意したる浪人が夜中公館の三箇所より侵入せしは、保護の注意何の所にあるや、衛士と浪人と切合を始むる前、公館は數分間全く防禦なく、賊に各部屋の様子を窺ふの餘地を與へたり、賊は役人の詰所を通過したれども、番兵は賊徒に通過を許したるが爲め

浪人の襲撃  
と米使好意  
的の注意

公使の生命は一髪千鈞の危険に迫りたり、後番兵は漸く賊徒と健闘したれども、充分ならず、殺さるる者、傷けらるる者あり、彼等の護衛にては、公館の安全期し難し、故に英國の軍艦を呼び寄せ、公館の守衛に充ん、日本政府は速かに逃走したる罪人と、且つ其教唆者を捕へ、暗に水戸藩を指す之を嚴刑に處すべし、然らざれば歐洲諸國は、大君政府を以て政府たるの資格なき者となさんと云ふにあり

米使ハルリスは日本人の爲め、幕府の爲め、終始一貫誠實を表し、殊に彼は安藤對馬守と最も親善なり、彼は此事變に就き六月一日、閣老久世大和守に、好意と注意とを盡したる書を與へたり、其要に曰く

余は英使アールコックより聞く、本月五日(即ち五月二十八日)兇徒は英國使臣及び同公館員を殺害せんとし、英國人二人賊と戦ひ負傷したりと、兇徒が既往二年間に外國人を襲撃せしこと七回、其中五回は外人殺害せられ、而して今に至り一人の罰せられたる者なし、閣下數、余に語りて曰く、兇徒捕縛に手を盡したれども、之を發見せずと、然るに今回は閣下に於て、兇徒を捕獲するの手掛りを得たり、聞く兇徒中の一人捕獲せられ、一味徒黨十四人の名を記したる手帳を得たりと、今

同コソは黨類を餘さず捕獲し、處罰し得るならん、今回兇徒をして此兇行を爲さしめたるは、彼等幾回の兇行を爲すも閣下は之を捕獲する能はざりしこと、彼等を跋扈せしむるの原因ならん、余は誠實日本の幸福を希ふ閣下今回の兇徒を捕獲處罰する能はざることあらば、貴國は最も悲歎すべき大事を惹起すに至らん、其故は今回兇徒の殘類にして、閣下が之を捕縛する能はずんば、外人は擧て閣下を以て彼等を庇護する者と推斷すればなり云云

日本駐留合衆國公使

タウンセンド、ハルリス

此書面を受けしは六月朔日にて久世安藤の兩閣老は翌二日を以て直ちに答書を出し、四日九時半午後一時安藤對馬守の邸にて米使と面會することを約せり、彼等の會合は、何事を談論せしやは、記録の徴すべき者なけれども、一方は行政上の不取締と、其不取締の結果、一大危険の將に來らんとするの事情を告げ、他方は暴徒亂入の時、必死の防禦を爲せし事實を告げしに外ならざるべし

英使の詰問書

六月四日に至り、英使アールコックは、四箇の詰問書を久世安藤の兩閣老に差出し

幕府の答書

たり(一)大英國の使臣及其屬僚を斯る危険に陥らしめたり、閣老に於て犯者を吟味せしことありや、此怠慢に對し何人が申開きの任に當る者なるや(二)兇徒の捕縛を免れし者は、益、兇惡を煽動すべし、殘徒は縛に就きしや否や、若し今に捕縛なしとせば之れに對し如何なる處置を取らるるや(三)護衛の爲めに縛せられたる、兇徒二人の所持せる盟約書を一見せんことを望む(四)大君政府は諸外國全權に對し、如何なる處置方法を以て、後來の安全を保證せらるるやと云ふにあり、此等の詰問に對し久世安藤は翌五日直ちに英使に答書を出せり、其大要は

(一)今回の變、英使は防護不行届なりと云ふも、親兵の中許多の死傷者を出し、兇徒も三人は其場に死傷せしめ、一人は重傷を負はしめて之を捕獲し、殘黨の内三人は品川驛にて、政府の手配充分なりしが爲め自刃又は傷死せしにあらずや(二)兇徒は常州邊の者にて、徒黨は十四人彼等が懷中せし盟約書は

私儀不正(不肖の意ならん)の身には御座候得共、神州爲夷狄被相汚候を傍觀するに忍びず、此度辱攘の大義に基き、決心仕候事に御座候、匹夫の身固より國威を海外に輝し候程の儀は出來兼候事に候得共、只區區の微衷寸分の武威相立、國恩の

萬一に奉酬度の心底迄に罷在候、此儀追追夷狄御退攘の基にも罷成、乍恐萬分の一、竊慮台慮をも奉安候はば、卑賤の身に取、誠に以て無此上難有仕合奉存候間、抛身命決心仕罷出申候

文久元年五月

有賀半彌

岡見留次郎

前木新八郎

森半藏

生捕 神 鉞三郎 (十九歳)

即死 木村幸之助 (三十四五歳)

石川金四郎

矢澤金之助

渡邊剛藏

古川主馬之助 (四十歳位)

山崎進之助

中村貞助

即死

小堀寅吉 (廿六七歳)

黒澤五郎

(三) 捕獲の罪人は現に鞫問しつゝあり又は中には鞫問せんとするも、深手にて治療中尋問するを得ざるものあり、治療は敢て怠らずと雖も其の犯人死亡する時は證據を得るの道なきに至らんことを恐る (四) 殘黨は目下各方面の有司に命じて夫れ夫れ搜索中なり、近日逮捕し得べしと信ず (五) 英使は兇徒の館内に入りたるを以て此方護衛の不行届より起るものなりと云ふも護衛の士を館内に入れ置くことを拒み館外の番兵となしたるは、英使自らの請求に出でたるにあらざるや、今後の安全を計らんと欲せば、宜しく護衛の士を館内に入れ置かざるべからずと云ひ且つ來る九日九ツ時半過對馬守邸へ來訪ありしと云ひて彼れに再考を催かし且飽くまで幕府の隔意なきを了解せしめんと努めたるが如き當時公館防禦の一事は閣老等自から其任を盡したりと信じたる者の如し

兇人の筒袖縹緋雛形武藏國荏原郡下目黒村地内に捨有之候白木綿縹緋之圖



兇徒の心情

公使館は公法上治外法權を存し、公使は一國の君主を代表する者なり、高輪東禪寺は牆壁破れ殿堂半ば腐朽すと雖ども、一國の公使館となる以上、門牆の中は金鐵不入の城廓と見ざるべからず、此城廓に侵入して公使を殺害せんとすること、天人不赦の罪惡たるに相違なし、然れ共彼等の懷中せし趣意書を見るに其心魂眞に慙むべし、彼等は京都御所に怨なきは勿論、徳川政府にも一點怨望の痕跡なし、書中窺慮、臺慮を奉安云云の一語にて、彼等の心情察するに餘りあり、只二百年以來、誤謬の教育を信じ、外人は夷狄禽獸なり、彼等の求交は交際にあらず、國土の刼略にありと信

防戦士人へ  
英使の贈物

せしより、功罪を倒置し、暴舉此に至りしのみ、其行跡は犯罪たり、其心情は無罪無垢たり、殊に年齒未だ二十に達せざる少年にして、眼中只皇室國家ありて、一身あるを知らざる決心に至りては、浮薄の社會に得難き心膽なり、開港以後十餘年間、斥攘主義が有望の人士を誤導して、此に至らしめたるの例、枚舉に遑あらず、無學無識の人を害し、國を毒する恐るべき哉

此時幕府は蘭人シーボルトの忠告を容れ、内には各藩に命じて、嚴重に罪人を搜索せしめ、外は各國公使と往來を密にし、事情不通の爲めに、理由なき衝突を來すことを避けたれば、英佛公使等の憤怒も自然に融和したり、同年七月朔日、英使アールコックは、閣老久世安藤に一書を寄せ、五月二十八日、兇徒亂入の際、危険を冒して防禦したる士人の勞を謝するの意を表したり、其書に云ふ

別紙人名録に記せる諸士官及諸人に、余は謝禮を表せんことを願ふ、此士官及諸人は、第七月五日、日本五月二十八日、使臣館の防禦に於て、生命を抛て、其職務を盡し、危険の手疵を蒙り、其中一人は不幸にして遂に死したる者なり、○兵器を携へたる者の使臣館の内部に入るを妨げず、且館内の輩を救ふ爲、人の來りし前には

長き間合ありしことを愁訴したりと雖ども、今之を論ずることなく、余は右の人人に能く其職務を盡したりと告知せんことを望めり。○余は右の人人に謝禮の證據を收納せられんことを願ふに於て閣下の不同意なからんことを願ふ。○故に余は閣下の許を受け、一日を期して手疵を蒙りて、充分に全快したる者及び手疵を蒙らずと雖ども、名籍中に記したる者を悉く此使臣館に來らしめて面會し我謝禮を表して、之れに金子を贈らんとす。又實に手疵を蒙りたる者には、員外の金額を増すべし。此金は手疵の治療に用ひたる諸雜費を拂ふとも、或は後日の紀念となるべき物件を買ふとも銘銘の好む所に従ふべし。○戰死せる江幡平吉は寡婦若くは小兒を遺せりや、若し之を遺せる時は、余は死者を憐む證徴として、分に應ずる多量の贈ものを爲んと欲す、而して閣下此事に就て不同意ありや否を告知あらんことを願ふ。恐惶敬白

日本駐留英國特派公使

ルーゼル、ホールト、アールコック手記

此書に對し久世、安藤は七月二十六日答書を發せり、其意英使の好意は謝す、併し負

傷者の中、傷の未だ癒へざる者あり、彼等全快の上、一同揃ふて招かれたし、其贈物の如きは強て配慮なき様致されたと云ふにあり、然れども同一公記の記する所に由るに閣下に對し、松平時之助より英使の贈物受領して可なるや否やの伺あり、其贈物目錄は左の如し

- 十六品 石川 治 助
- 十四品 上原 瀧 之 助
- 十四品 谷 澤 鉾 之 助
- 十六品 横 地 豊 太 郎
- 十七品 八 十 島 惣 助
- 十三品 山 村 留 治
- 十四品 中 村 伊 三 郎
- 十七品 川 邊 助 十 郎
- 十八品 山 口 民 之 助
- 十三品 野 村 虎 吉

幕府の公記に此目録あり、英使よりの贈與品を受領したること知るべし、幕府も亦次て論功賞與を爲せり、同年八月二十八日を以て久世、安藤は別紙を英使に贈れり、以書翰申入候、去五月二十八日夜、其公使館へ多数の兇徒忍入、狼藉及候節、親兵及藩士護衛の者防戦致候に付、今般別紙の通我大君殿下より夫れ夫れ賞與有之候間、爲心得別紙二通相添通達および候拜具

文久元年辛酉八月二十八日

久世大和守花押

安藤對馬守花押

其賞與は

大君より褒詞

時服十御鞍籠

松平和泉守

松平時之助

を始とし他七十餘名夫れ夫れ賞與あり、而して現場に打死したる江幡吉平は家内の者へ御手當三十兩跡新規に被召抱、御譜代場相應の場所へ役替被仰付候事

東禪寺第二の兇行

とあり此等の公書を得、英使は頗る満足し、我が九月七日付を以て閣老に書を贈り此公書の寫及び賞與の目録を第一便を以て、龍動なる外務大臣に送致し、女王陛下に上奏に及ぶべし、女王も大君が公使館護衛に、深く意を用ひられしことを領解あるべし、との書を送り來りたれば、之にて東禪寺公館第一回襲撃に對する英使アルコックの怒も解け、而して逃殘の兇徒も追追自殺し、十二月二十五日先きに捕はれし紳鉞三郎及び石川金四郎等を死罪に處し、其旨を英使に通告したり、文久二年五月二十九日夜八ツ半、英國假公使館高輪東禪寺庭内へ兇人立入り、長鎗にて立番の英國人を刺さんとしたる者あり、英人は直ちに短銃を放ち、之を防ぎしも彼屈せず、他の一英人に切り掛りたり、庭内護衛の士三宅鉞太郎直ちに其場に駆付け、兇徒と奮闘する間に、近隣拍子木を撃ち鐘、太鼓を連打し、多人數寄せ來りし時、彼は夜暗に其影を隠し行く所を知らざりし、兇人と戦ふたる英國護卒はクレンプと呼ぶ者にして、彼は重傷の爲めに即死し、他一英人スウィットも重傷の爲めに間もなく死亡したり、此時公使館護衛の任に當りし者は戸田采女正、松平丹波守、岡部筑前守にて、彼等は部下の人數を繰出し、搜索したるも踪跡を得ず、其場には名古屋扇



一箇竹笠一、下駄一足を遺し、椽側二箇所には鮮血の淋漓たるあり、何の所より侵入せしや更に痕跡なく、護衛の者何れも不審に堪へざりし

翌日閣老は松平丹波守へ一令を發したり曰く  
昨二十九日夜、英吉利の旅宿高輪東禪寺へ怪敷者立入英人を及殺害候、同所の儀は其方持場の儀に付、一際嚴重に相心得取締向念入候様可被致候

壬戌六月朔日

松平丹波守の封地は信州松本なり、彼は其場合に斯る不都合を生じたる上に、兇行者を逃走せしめ、其痕跡だも得る能はざりしかば、國藩の心痛一方ならず、如何して其責を塞ぐべきやと苦心の最中、報告する者あり曰く、昨夜、英國公使館へ亂入し、英人を殺害したる者は、餘人にあらず、丹波守家來にして、公館の衛卒たる伊東軍兵衛なり、彼は此暴行を爲せし後、自宅に歸り自盡し、左の一書を懷中し居たり

此度東禪寺異人固被蒙仰候事、前代未聞無上無念千萬奉存候、乍去從公邊御主君様へ被仰合候旨も御座候得ば、都て相慎罷在候然る所、警固御人數へ對し、彼が傲慢失禮如何にも傍に見受兼候、此上彌、跋扈增長候得ば

兇人は護衛の士人

皇國の人情難忍、切害仕候儀は快く御座候、唯御主君様へ御苦勞奉懸且は御法令を侵し、加之御奉公中途にて相果、一家斷絶不忠不孝之儀奉恐入候得共、前文の儀不得已事斯之仕合に御座候、死後如何様共、御咎被仰付可被下候様、御取計奉願候

謹言

五月二十九日

伊藤軍兵衛

二十三歳

此書面は彼が自殺の時懷中せし者なるが、自餘に彼が決死して自宅を出でし時、二十九日其重役志賀又左衛門豊島廣左衛門に宛て、一通の願書を書き置たり、其趣意は去年以來、主人丹波守は三田濟海寺に、佛國公館警護の任を命せられ、夷狄の爲めに使役せらるる上に、少からざる負債を起したり、次で七月十六日佛國人濟海寺を引拂ひしが爲め、警護の役一旦御免となりたれば、一藩安堵の思を爲せしに、八月二十六日又復東禪寺に英國人護衛の任を命せられ、主君の命とあれば無致方と怨を吞で護衛したるに、英人は婦人を召連れ、江戸見物に出掛け、如何にも傍若無人の振舞なり、若し此儘に捨置かば、彼等は益々傲慢無禮を極め、主君は勿論國內の人民如何

なる困窮に陥るも知るべからず未熟の腕前を以て御大切の場所へ切込むこと、主君の御咎も左コソと思へども、外人警固杯とは御家に取り穢しき次第第一御先祖へ對し不相濟儀と存じ、彌、今夕は夷人切拂と覺悟せり、死後宜敷様取計を願ふと云ふにありて、一首の和歌を願書に書き添へたり

日の本の爲と思ひて切太刀の

何にいとふべき千代のためしに

公記に依るに、同人は丹波守の居城、信州松本居住の士にして、妻子は國に残し、己一人客歲(文久元年)九月松本を發足し、同月二十八日江戸へ著し、吳服橋内なる藩邸に居れり、性實直能く主命を奉じ、篤行謹慎暴行を企つる如き、人物にあらざりしに、外人猖獗護衛の士に對し、無禮をなすこと少からず、又主家は此警固職の爲めに少からざる負債を爲し、費用の調達に苦み、全藩の士眉を擧めて爲す所を知らず、軍兵衛主家を思ふの一念如何にもして、主家の究厄を救ふべしと思ひ、外人を殺さば主家は外人の警固職を免せらるべし、此職を免せらるれば、一は穢しき夷人を護衛することを免れ、二には主家財政の窮迫を救ふべしと、愚かにも此暴舉を企つるに至り

英使の談判

しなり云々と記せり、彼の自宅に残せし願書に依りて推すに、彼は全く主家を思ふの一念此に至りしなるべし、其暴行は惡むべきも其心情愍むべし  
東禪寺浪人第一の襲撃は、昨年五月二十八日にして、今回の襲撃も亦五月なり、而かも其兇行者は他より、侵入したるにあらずして、其番兵たる伊藤軍兵衛なりしかば、幕府は之れに對し一點の申譯なし、時の英國代理公使はジョンニーなり、六月二日岡部駿河守は東禪寺に出張し、開國起原には六月三日、外國奉行水野筑後守等東禪寺へ出張應接すとあり、今は外務省記録に據る英使と談判せり、英使の云ふ要旨は(一)當夜日本の番兵其場に居合せながら、暴人亂入の時恐怖して、他へ逃れしは不都合なり(二)兇行者軍兵衛の死體を檢分致したし(三)横濱より海兵を呼び寄せ、護衛せしむべしと云ふにあり、駿河守は之れに對し答へて云ふ、日本の番兵其場を逃げしにあらず、其證據は幕府の親兵兇人と戦ひ、彼の鎗を切り落したること、日本番兵が防戦したるの證據なり、第二死體檢分は、自分一己にては同意し難し、若し強てとあらば、上司の許可を要す、駿河守の獨斷にて許可し難きのみならず、浪人横行の折柄公使にして丹波守の邸に行く如きことあらば、又復兇人を出すも難計、故に若し上

司の許可あらば、其死體を東禪寺に持來り、疵の實檢あること安全ならんと云ひ、英使は之れに同意したり、蓋し英使の意兇行者果して自盡せしやを疑ひしに由る、第三海兵呼び寄せば我に於て故障を云はざりし

翌三日閣老は英使に向て、護衛兵士の中より、斯る兇人を出せし失態を謝し、同六日米國公使へも、同一趣旨の陳謝狀を發し、同十七日松平丹波守警衛の任を解き、本多伯耆守に後任を命じたることを、英使に通告したり

此事變の時、英使は日本の番兵を以て、護衛の用を爲さざりしと非難したるも、是れ事實にあらず、其證據は英國士官にして我が番兵の勞を謝せんとして、英國公使館書記官の手を経て左の書を外國奉行に贈りたる者あり

千八百六十二年第七月二十五日横濱に於て外國奉行衆中に呈す

六月二十六日(西曆)夜刺殺人江戸英國使臣館に襲入せし時、役人佐佐木友四郎、寺川彌吉は上洞庵に住せる英國士官の爲め、大に勞力したり、故に此士官即ちガール、ゼ、シキンス、余以上二名にて、右の役人に其辱きを謝する志を表せんと欲せり、是を以て臺下に請ふ、吾輩近日再び江戸に來れば、右の役人を東禪寺に差し遣し

給はらんことを恐惶敬白

書記官

エル、ユウスデン

護衛怠慢の罰

七月四日を以て、外國奉行は右兩人を招待せらるるも、差支なき旨を英國使臣館に通知し、又遭害者には遺族あるや否やの問に對し、英國書記官ユウスデンは七月十四日を以て、遭害者チエルリス、スウィートは母一人を残し、リチャード、グリムプには兩親及妻あることを報じ來り、八月六日閣老脇坂、水野、板倉は書面を以て、兇行者伊藤軍兵衛は自盡せしを以て、刑の處すべきなきも、番兵三宅鐵太郎、永井保太郎を始め、十餘名の者夫れ夫れ三十日若くは五十日の押込を命じ、以て當日護衛怠慢の罰としたること及び其藩主松平丹波守は、警固怠慢不束の至りなりとして、差控を命じたる旨を通せり

英使は此處罰殊に松平丹波守の罰に就ては、甚だ不滿を懷きたり、彼は十月十三日を以て、長しき詰問書を閣老に贈りたり、其要旨を摘録すれば、昨年(文久元年)東禪寺暴入の節、衛士は身を忘れて防戦したるに、今回大名(丹波守)の家には人數の

多きに拘はらず、與怯の振舞のみなりし、暴行の前日(二十八日)外國奉行は使臣館を訪問して、今年は無事なりと祝辭を我に述べしが、今より考ふれば外國奉行は、此祝辭を以て故意に我の警戒心を怠らしめたるやの疑あり、去年暴人亂入の節の警固大名は、能く職任を盡したるに、今年は無能なる丹波守を以て、護衛の任としたるは日本政府の意は能者を免して、不能者にして且つ害心ある大名を呼來りて、之れに任じたる者の如し、遭害者の中一人は、身に十六箇所の疵あるを見れば、暴人は一人にあらず、又今日の番兵等は暴人と共謀せしにあらざれば、暴行を傍觀し居たる者と思はる、斯る不都合を極めたる警固職、丹波守を自分の申出に任して、單に差控とは何事ぞ、宜しく公然彼を免職せしむべし、又日本政府をして、被害者の爲めに、一萬磅の償金を拂はしむべしと、余は本國政府より命を受けたり、又其償金は宜しく金貨を以て拂ふべし、又此償金は暴行の當時警固の任に當りたる、大名をして拂はしむること當然なり、日本政府は宜しく、今後斯る危害なきことを保證して、英國臣民を安心せしむるの方法を設くべし、日本政府にして此安心をなさしむる手段を爲す能はずんば、英國政府は日本政府の外に、自國の兵を發し、自ら警衛防禦の方策を

閣老の辯解

取るべしと云ふにあり

之れに對し幕府も相當の應答を爲し、其幾分は彼の求めに應ずることを拒みたり、閣老水野板倉、小笠原啓書の要概は、去年の暴人は、外より入り、今年は内より出で、去年は多人數たり、今年は一入たり、他の衛卒の注意を呼ばざりしは、之れあるが爲めなり、英使は今年の番卒を以て、兇人と共謀の疑ありと云ふも、甚だ理由なき者なり、若し番卒皆共謀者ならば、英使は如何にして生命を全うするを得べきや、能者を斥け不能にして、害心ある大名を之れに代へたりと云ふこと、是又事情に通せざるの説なり、幕府が大名に警衛の任を命ずること、夫れ夫れ期限あり、期限盡て他の大名に代らしむると、何の不可かあるべき、暴行の前日奉行の英國公館に來り、祝辭を述べたるは之れに依り、英使に油斷せしむる方略に出でたるならんと云ふ一段に至りては、辯解の必要なし、遭害者疵の多きを以て、一人の所爲と思はずと云ふは、左ることながら、是れ日本武士の銃を使用するに、不熟なると同時に、劍を使ふには外人の知らざる巧妙を極むる者あるに由る、日本人中争鬪して、一人が敵手に數箇所若くは十數箇所の疵を負はしむること珍しきことにあらず、疵の多寡にて、殺傷人の

數を判断すること、日本にては不通の論なり、丹波守の罰差控に就て不満を懐かるること、一應は無理ならねど、大名の差控と云ふは、容易の事にあらず、差控の命を蒙りし者は、門戸を鎖じ、出入を禁じ、主人は一室内に閉居し、梳洗を禁じ、親子兄弟たりとも、他人に面會することを禁じ、其臣下下輩の者迄主人に準じ、門外出入を禁せられ、其痛苦は獄に繋がるるよりも甚しき者なり、遭害者の遺族に對し、一萬磅の償金を出せよとの請求に至りては、甚だ解し難き申分なり、是れ如何なる法則にて、此金額を定められしぞ、之を拂ふに金貨に限るとは如何なる掟に據る者なるや、我國法は人を殺したる者は、死を以て之を償ふの外、處分の法なし、今回の兇人も無論死罪に處すべきなれども、本人已に自殺したれば、本人に對しては刑の施すべきなし、此迄外人を殺傷したる場合少からざれども、償金を請求したること未だ之を聞かず尤遭害者の遺族は、實に氣の毒の次第なれば、應分の扶助を與ふること、當政府に於ても、條理當然の事と信ずれども、一萬磅の償金に至りては、我國法は其許の求に應じ難し、亡卒兩人遺族へ對し、扶助の事は先頃より、文書を以て往復したる通り、相當の額を銀貨を以て拂ふべし、警固及防禦の事は、此方に於ても、此上、厚く勘辨致すべしと云ふにあり、其署名者は水野和泉守、板倉周防守、小笠原圖書頭の三人なり、此答書は、幕末閣老の外國使臣に對する答書中、優逸なる者にて動せず、傲らず條理に依りて諄諄辯解せり

東禪寺第二の暴行は、不幸にして生麥事件と相連結したる外交談判となりたり、第二東禪寺事件は、國曆五月二十九日にして生麥事件は、同年八月二十一日、而して被害者は何れも英國人なり、此事件にして生麥事件と同時に者にあらざりせば、幕府も幾分か其主張を貫きしなるべきも、文久三年の始めには、數隻の英艦神奈川灣に入り來り幕府に對し談判に次ぐに、武力を以てせんとするの舉動あり、内には攘夷論、幾んど沸騰の頂巔に達したる時なれば、徳川氏の運命朝にして夕を計らざるの形勢なり、閣老一旦は強硬なる説を爲したるも、如何にして其主張を貫くべき、彼等是一時通貨三千枚を以て、遺族の扶助金となすの決議を爲したるを變じ、今は英使の要求に應じ、一萬磅を拂ふこととなし、只其名義のみは償金にあらず、遺族の扶助なる旨を、英使ニールに通告したり、書面の大要は

(前略)其許縷縷の申越もあれば、之を我 大君殿下に言上し、其上裁を仰ぎたるに

第二東禪寺  
事件遺族の  
扶助金

數を判斷すること、日本にては不通の論なり、丹波守の罰差控に就て不満を懐かるること、一應は無理ならねど、大名の差控と云ふは、容易の事にあらず、差控の命を蒙りし者は、門戸を鎖じ、出入を禁じ、主人は一室内に閉居し、梳洗を禁じ、親子兄弟たりとも、他人に面會することを禁じ、其臣下輩の者迄主人に準じ、門外出入を禁せられ、其痛苦は獄に繋がるるよりも甚しき者なり、遭害者の遺族に對し、一萬磅の償金を出せよとの請求に至りては、甚だ解し難き申分なり、是れ如何なる法則にて、此金額を定められしぞ、之を拂ふに金貨に限るとは如何なる掟に據る者なるや、我國法は人を殺したる者は死を以て之を償ふの外、處分の法なし、今回の兇人も無論死罪に處すべきなれども、本人已に自殺したれば、本人に對しては刑の施すべきなし、此迄外人を殺傷したる場合少からざれども、償金を請求したること未だ之を聞かず尤遭害者の遺族は實に氣の毒の次第なれば、應分の扶助を與ふること、當政府に於ても、條理當然の事と信ずれども、一萬磅の償金に至りては、我國法は其許の求に應じ難し、亡卒兩人遺族へ對し扶助の事は先頃より、文書を以て往復したる通り、相當の額を銀貨を以て拂ふべし、誓固及防禦の事は、此方に於ても、此上、厚く勘辨致すべし

しと云ふにあり、其署名者は水野和泉守、板倉周防守、小笠原圖書頭の三人なり、此答書は、幕末閣老の外國使臣に對する答書中、優逸なる者にて、動せず、傲らず、條理に依りて諄諄辯解せり

東禪寺第二の暴行は、不幸にして生麥事件と相連結したる外交談判となりたり、第二東禪寺事件は、國曆五月二十九日にして、生麥事件は、同年八月二十一日、而して被害者は何れも英國人なり、此事件にして、生麥事件と同時に、者にあらざりせば、幕府も幾分か其主張を貫きしなるべきも、文久三年の始めには、數隻の英艦神奈川灣に入り來り、幕府に對し談判に次ぐに、武力を以てせんとするの舉動あり、内には攘夷論、幾んど沸騰の頂巔に達したる時なれば、徳川氏の運命朝にして、夕を計らざるの形勢なり、閣老一旦は強硬なる説を爲したるも、如何にして其主張を貫くべき、彼等は一時通貨三千枚を以て、遺族の扶助金となすの決議を爲したるを變じ、今は英使の要求に應じ、一萬磅を拂ふこととなし、只其名義のみは償金にあらず、遺族の扶助なる旨を、英使ニールに通告したり、書面の大要は

(前略)其許縷縷の申越もあれば、之を我 大君殿下に言上し、其上裁を仰ぎたるに

右等の義我國にありて假令ひ先短なしとも、外國君主の名代として、我都下に在留する者の護衛として相越せる兵卒を殺傷に及びしは、其人は他の藩士なりと雖ども、畢竟政府の處置不行届に出でたるなれば、右手當の儀は貴政府申立の如く、我政府より其眷家に可被惠旨被仰出たり、尤も全く其孤兒寡婦を扶助せらるべき爲めに、金子を以て罪を償ふにあらざるは、此迄往復せし書翰中の意味を熟考せられなば了解可被致云云

文久二年十月 日

水野 和泉守  
板倉 周防守

生麥事件の  
償金

生麥殺傷事件は、英人一般を非常に憤激せしめたる問題なり、文久三年二月には、英艦已に神奈川灣に入り、最後の談判を爲さんとするの時なり、同年二月十九日英使ニールは、書を寄せて東禪寺事件の償金と同時に、生麥事件の償金をも拂ふべきことを我に迫り、應せざれば、英艦直ちに品川灣に入らんとするの形勢なり、幕府は其四月二十八日を以て、終に左の約書を英使に差出すこととなれり

下名の外國奉行菊池伊豫守、柴田貞太郎、文久二戊年五月二十九日、西曆千八百六

十二年第六月二十六日、江戸に在るブリタニア女王殿下の使臣館に於て、殺傷せられし英國護卒二人遺族の爲め、ブリタニア政府より請求せし扶助金一萬ポンドスチルリングの高拂方、並同年八月二十一日、西曆第九月十四日、東海道に於てリチャードソンの殺傷せられしに由り、十萬磅スチルリングの高拂方の員數、期限内に付ブリタニア女王殿下の代理公使と、談判處置せん爲め、日本政府より任せられ、ブリタニア女王殿下の代理公使に、右員數を次に記せる期限内に拂渡さんことを承諾同意せり

五月三日 日	十四萬ドルラル
同 十日 日	五萬ドルラル
同 十七日 日	五萬ドルラル
同 二十四日 日	五萬ドルラル
六月朔 日	五萬ドルラル
同 八 日 日	五萬ドルラル
同 十五日 日	五萬ドルラル

惣計四十四萬ドルラル

右總高四十四萬ドルラル一ドルラルは五シルリングの相場にして即ち十  
一萬ポンドスチルリングに等し但し四ドルラルは一ポンドスチルリング  
なり

右之通相違無之候以上

文久三亥年四月二十八日

千八百六十三年六月十四日

先きに米國公使館書記官にして、内外の事情に通じ、彼我兩國に少からざる便利を  
與へしヒュースケン遭害の時、米使は錢厘の償金要求をも爲さず、我より進んで洋  
銀一萬枚(約二萬圓)を其老母の扶助金として贈りしに、今は賤卒二人を殺害したる  
爲め其償金一萬磅(約十萬圓)を拂ひ、生麥一件は一人を殺害し、二人を負傷せしめし  
爲め其償金十萬磅を支拂ふこととなる、英人三人の生命は、其代價邦貨約一百十萬  
圓にして地位あり、智識あり、功勞ある、米國紳士ヒュースケンの生命は二萬圓となる  
何ぞ一は高價にして一は廉價なるや、是れ一は武器の脅迫にて強取せられ、一は人

道自然哀悼の誠より出でたるに由る、當時英米兩國が我に對する待遇の程度知る  
べし、然れども地下の靈魂は高價の百十萬圓よりは、低價の二萬圓即ち人道自然の  
情海より出づる者を歡受せしなるべし

(按當時浪人横行し、故なく外人を殺傷したるの非行、素より許すべからざるも、亦  
外人等が幕府の無力に乗じ、濫りに過大の償金を要求するは、時の流弊となりた  
り

文久二年十月十四日、仙臺人金藏なる者、北海道函館に流寓し、月給一兩二歩にて  
佛國の宣教師メルメット、カツシユン(後佛國公使館書記官なる者の馬丁に雇は  
れたり、同月十八日主人カツシユン出で來り、厩掃除の不行届を怒り、鞭にて金藏  
を打擲せり、金藏痛に堪へず、一時其場を逃れ、厩に行きたるに、彼僧厩に追ひ來り  
再び打擲したる上に、拳銃を向け靴にて蹴りたり、金藏之れに手向ひしたるに拳  
を堅めて金藏の口部を打ち、其前齒一箇を失はしめたり、此争鬪たる雙方幾分の  
傷を受けたるも、最初に手を下したるは、佛僧カツシユンたる事は、彼自身の口供  
にて分明なり、然るに彼は之を以て佛國公使ベレクルに訴へ、公使は我政府に對



し四萬弗の賠償を要求したり、文久三年五月十八日ベレクルが幕府に出したる要求書に「函館の役人にせよ、政府にせよ、メルメット君の爲に四萬弗を與ふべきことを要求す」云々とあり

要求者は僧侶の身分にして、最初の下手人は此僧なり、此僧も幾分か負傷したりとは云へ、對手にも幾分か負傷せしめたるは、雙方の口供書にて明なるに、喧嘩の相手なる日本人金藏は、之れがため入牢を申し付けられ、其對手たる僧カツシユンは幾分の打撲傷を受けたりとて四萬弗八萬圓の償金を要求す、國籍の差こそあれ均しく一國の臣民なり而して一は對手を打ちたるが爲め、入獄申し付けられ、一は對手を打ちて、其打撲の代價四萬弗を要求す、今日より見れば、殆んど想像の及ばざる不當の要求なり、若し幕府にして、此不當の要求を容れしならんには幕府の外交史に又復汚點の一を加ふべかりしに、時の閣老水野和泉守、板倉周防守等は文久三年九月十三日を以て、斷然左の通り拒絶を爲したり

金藏儀若し其罪を措て問はざらんには、我政府の非曲に當るべけれど、已に至當の刑科に處せし上は、素より其處置を失すと云ふべからず、左れば、其許の請

生麥に於ける英人殺傷

求せらるる償金は、素より肯じ難き所なり、云々とあり、浪人の跋扈惡むべきも、歐人の驕傲は一層浪人の憤怒を激發せしめたるなり

文久二年五月二十二日、朝廷は大原重徳を勅使として、關東に差遣せんとし、彼を正三位左衛門尉に敘任し發軔せしむ、島津三郎士卒六百人を率ゐ護衛の任たり、勅使關東に下向したるの要は(一)五大藩を五大老の職に任ずる事(二)將軍上洛する事(三)一ツ橋慶喜松平春嶽を政治總裁たらしめんとするにあり、幕府は此三策の中第一策の外は異議なく承服し、同年八月二十二日勅使歸途に就んとす、島津三郎先驅として、其前日に江戸を出立し、川崎驛を過ぎ生麥に到る時、英人四人騎馬にて其列を横斷せんとしたり、即一人はリチャードソン(清國在留の英國商人)一人は香港在留の英國商人の妻ポルローデール、次は横濱在留商人ウイリヤム、マルシヤルと、横濱某商館のクラーク某と云る者なり、此日午後彼等は横濱を出て、神奈川に來り、川崎方面を遊覽せんとしたるなり、武に誇る薩摩の健兒は、夷狄と輕蔑する外人に行伍を横斷せられて、如何ぞ黙過すべき、島津の先驅を爲す者一人、直ちにリチャードソ

ンを馬より切り落し即死せしめ、マルシヤルとクラーク某は各左腕を切られ、婦人ボルローデールは、其頭を目掛けて切り付けられしも、帽を切落され、身體は幸に無事なりし、此事件たる被害者は、當時強壓政略に有名なりし英國人にして、二回迄其公館を浪人に襲撃せられ、幕府の無勢力を憤ふるの熱度、頂巔に達せる者にして、行害者は幕府政權の行はれざる、薩摩藩なりければ、幕府は強敵の間に挾りたる窮境に陥りたり、横濱在留外人は之を聞き、即夜總集會を開き、兇行者を逮捕せん爲め、島津三郎の西上を差止る事、兇行者を捕へ、之を嚴刑に處せしむるの決議を爲せり、神奈川奉行阿部豊後守之を、聞て容易ならざることと思ひ、一方には組頭若菜三男三郎に命じ、當夜島津の宿泊所たる、保土ヶ谷、當夜は神奈川驛宿泊の豫定なりしも、此變事の爲め、保土ヶ谷を宿泊所としたるなりに、派し、下手人の逮捕せらるるまで、同所に滞留せられたしと談せしめ、一方には小田原藩に檄し、函根の關門を嚴鎖して、島津の西上を差止むべきことを令し、其旨を幕府に上申したるに、半死の幕府如何ぞ、此果斷を爲し得べきや、却て豊後守を越權の處置なりとなし、諸侯に訓令したるの後、之を閣老に上申するを不届の至りなりと、豊後守を譴責し、島津三郎の通關事

なく許すべしと、小田原藩に令したり、蓋し幕府は島津の勢力を恐れしのみならず、折角成らんとしたる京幕の一致を破んを虞れたるなるべし、當時島津の代人西筑右衛門が、幕府に上申したる答辯は、當時薩摩武士の氣象を顯したる者なれば、左に其要概を擧ぐ

生事事件に  
對する薩藩  
の答辯

(前略)右一件其場の次第心得候者呼出し可差出様被仰渡、供頭山口彦五郎と申者差出し、町奉行様にて御尋有之候得共、先行列内之義に付、委敷様子分り兼候に付、先供の内に兩三人可差出旨御達有之趣、度御沙汰承知仕、其都度其筋役人共へ、細細申遣し候處、前文申上候通り、精精取調候得共、勇壯の若者共、數百人有之、行列へ立障り候に付、右之通取計ひ候事にて、假令、尋ね當り候共、可差出筋、無之、行列へ無禮相働き候者は、打果し候古來よりの國風仕來に候旨申立、其場の様子混雜中故、外に誰コソ箇様と見留候者、素より無之、先供の中より差出候迎も御請答難申上趣にて、夫れ共差出候事に候はば、我我一同被差出度、杯申張り騒ぎ立も可仕哉の形勢に御座候、此上取調様も無之候、就ては於公邊御程宜敷外夷共へ被仰渡被下候ても、承伏不仕、萬一國元へ軍艦差向け候様申出候

はば外に致方も無之事に候間、薩州に渡來候はば、皇國の御威光不相汚穢、精  
穩に取扱致應接可仕候間、右之趣可然被仰諭度段、可申上旨三郎申付越候以上

閏八月二十五日

松平 修理太夫内

西筑 右衛門

薩摩藩にありて、幕命の行はれざる上文の如し、而して外國使臣等が、此事件に對し  
幕府との交渉如何と云ふに、事變の翌翌日(八月二十三日)一方は英國代理公使ニ  
ルにて、我は横濱に於て外國奉行津田近江守委員となり、對談の要領左の如し

(我)不慮の異變、其許にも無驚愕被致候事に可有之、氣の毒の至り疵人は如何なる  
様子に候哉

(彼)右之義は昨夜書面にて、御老中へ申上置候、尙ほ御尋も有之候はば、一通申上ぐ  
るも不苦

(我)實に氣の毒の至り、政府に於ても御心配有之、疵人の様子承りたし

(彼)即死者は疵所、二十箇所落馬致せし後散散切りきざみ候義と存候、承候得ば駕  
籠に乗り罷りあり候者差圖致し、咽喉を刺し通し申候、一人は腕を切り落し、一人

生事事件に  
關する外國  
使の問答

は腹に三箇所疵有之、外人の著書には左腕に疵を受たりとあり、一人は婦人にて  
驚き馬に乗り逃れ來り候得共、夢中同様に候、右は何者の所爲と被思召候哉

(我)届之趣にては、薩摩の一門島津三郎の家來とも申し、又は右家來の中へ紛れ入  
りたる浪人の所業なりとも云ふ

(彼)御申聞の趣は偽言と存候、決して浪人にはあらず、島津三郎の家來の所業に、相  
違無之候

(我)政府にても島津の家來との疑有之、其筋へ御達有之候儀にて、殺害致候者島津  
の家來に候はば、直ぐ取押へ調も出來可申と、其許にも可被存候得共、我國法にて  
土地人民共、大名へ御任せ相成居候處は、政府にて直ちに取調候儀には、參り兼ね  
候、薩州へ御沙汰の上、薩州にて取調べ政府へ申上候儀に候

(彼)外國人を殺害候者、御引渡に可相成哉

(我)政府より薩州へ御沙汰有之、殺傷人知れ次第御處置有之儀に候

(彼)先般高輪東禪寺一條は、六十五六日目に御返翰に接す、今回は長く相待申事難  
出來候

(我)政府にても御心配有之、差急ぎ取調方差圖有之候、一昨夜薩摩の家來乗馬にて通行候處、佛國人鐵砲を打懸け、落馬致せし由聞及候、右は其許へ關係致し候儀には無之候得共、爲念、噶致し置候

(彼)薩藩人刀を抜き候故、グヱールにて叩き落し候由、右様の者は百人落命するも、仔細無之と私は存候

(我)外國人護衛の儀は、歸府の上政府へ可申立候

(彼)七日以内に警衛の番卒、御用意有之度、右は一時の儀には無之、向後十里四方へ御差出置被下度候

此事件たる被害者は英人にして、其人數も四人なり、殊に白晝公然殘酷なる殺害を爲したる者なれば、外人の憤怒最も甚し、而して幕府に談すれば、曖昧なる答辯其要を得ず、幕府より薩藩に談すれば、彼は傲然として幕府の命に應せず、英國が故障を云ふならば、薩藩自ら銃劍の力に訴へて、曲直を斷すべしと答へて平然たり、道理の壅塞したる上は、腕力に訴ふるより外なし、文久三年二月の始め、英國の艦隊は舳艫相銜て、横濱港に進入し來りたり、英國代理公使ジョン・ニールは、將軍上洛の

舉近きにあるを聞き、將軍は此月十三日に發途せり、上洛當分見合されたしと意見書を幕府に差出し、此書に對しても、幕府は群議百出したれども、議終に英使の意見に頓著なく、上洛に決し、其上洛も最初は海路に依るの内議なりしを、翻して陸路の上洛となりしは、英國艦隊の障害を爲んことを虞れたる者と察せらる

三月一日英使は最後の照會を爲したり、其略に曰く

英使最後の照會

我女王陛下の政府は、此暴行を聞き書を以て不平の意を述べること左の如し、リチャードソンを殺害し及其同行の二男子一婦女を襲撃したることに就ては、女王陛下の政府は、公然其不都合を言明す、暴人殺害を爲したる時、尙ほ自餘にも殺害を爲んとしたるは、日本政府も疑はざる所ならん、政府たる者自ら其職任を知らば、殺害人を追捕し罪科を命じ、斬罪に處するは政府當然爲すべき處置なり、(中略)此事に關する大君の執政勘考すべきことを差置き、只時日遷延の術を弄し、之れに依り日本をして、一大國を敵とする如きことあらば、其執政官は之より生ずる事件の責に當らざるを得ず

我は此の如く、我職務上の意見を述べ、今又次の如く明白に決定したる請求を日

本政府に提出すべき命を、本國政府より受けたり

第一此罪惡の爲め、赦免を乞ふの書を出す事、其故は條約面に従ひ、當然通行すべき道路を通行せる英國臣民を、害せんとする者を制せざればなり

第二此罪惡の爲め、日本政府其罰として十萬磅を拂ふ事

此赦免を乞ふ書翰の書法、體裁は日本政府より命せられたる委員と余と商議決定すべし

右の回答を爲す爲め、日本政府へ今日より二十日の猶豫を與ふべし、二十日經過の後日本政府が私の要求を拒絶することあらば、其拒絶書を請取りし後、二十四時間内に當港にある水師提督は、大軍を以て必要なりと思ふ所の處置を施すべし

日本の宰相は、日本政府に於て薩摩領内にある暴人を穿鑿し、之を捕縛する能はずと云ふ書翰又は口上にて數度我に告げ、又公然他の條約諸國の公使に通報したり、人を殺せし薩摩公の臣僕を、何故相應の罪科に處せざるや、是を以て英國政府は、大君の政府を妨害する諸難事を熟考し、已を得ず充分満足すべき要求を、薩

摩公に爲すべし、故に海軍水師提督の命に依りて、薩摩領内の一港に至り、其地にて左の事件を要求すべし

第一、リチャードソンを殺害し、之れと同伴せし貴女、紳士を殺んと襲ひ來りし

暴人中の首魁を、速かに捕へ之を吟味し、女王陛下の海軍士官の一人、若くは數人の目前にて其首を刎ぬべし

第二、被害者の親族及其時辛して殺害を免れたる諸人に分與する爲め、十二萬

五千磅の償金を出さしむべし

若し薩州公此事を拒み、或は遷延決せざる時は、水師提督は直ちに彼に對し、相應と思ふ所の激烈なる處置を施すべし

余は大君の政府を尊敬するを以て、今薩摩に向て施んとする處置を報告す

以上の要求に依れば、十萬磅、約百萬圓は、徳川政府が其職責を怠りたるの罰となし、二萬五千磅は、被害者四人の親族及び本人に扶助料として支拂はしめ、幕府之を拒まば、軍艦は直ちに江戸灣砲撃となり、薩藩之を拒まば、鹿兒島砲撃となる者なり、文久三年五月十日は、攘夷著手の期日なり、此要求の出でし頃、京都には攘夷熱最も盛

なる時なり、幕府の内意は到底英國と戦ふの實力なく、其要求に應ずるより外なしと決したれども、外人に屈するの意を示さば、忽ち京都の激怒に觸るる虞あり、此間幕府の煩悶名状すべからず、英國公使も幕府の内情を知るが故に、彼の二十日の期限は延期又延期終に四月中旬迄遷延し來りしに、忽ち神奈川奉行より急報あり、今回は英使も延期の請求に應ずるの色なしと、是に於て尾水二侯此時尾州侯は將軍上洛中江戸の留守居たりし相議して意を決し、四月二十一日一説に四月二十八日とあり、閣老連署の上五月八日を以て、償金を交付すべき旨を英使に通じたり、當時在住の閣老は井上河内守、松平豊前守、小笠原圖書頭の三人なり、是れ攘夷の期日五月十日に迫りたれば、之を以て他日外交の用に供するの意旨に出でしなるべし、同月二十八日尾水二侯より鷹司關白に差出したる上申書左の如し

英船一條に付き、諸有司へ段段申合せ候處、一體生麥の事は、全く別事に有之、攘夷應接と相混じ候ては、曲直名義筋合相立不申候に付、英國へは償金差出し、然る上拒絕の談判に取り掛り候筈、評決相成申候償金の儀は豫て見込とは相違仕候得共、事情不得已事慶篤へ豫て被仰出候、御趣意も有之、大樹よりも外夷處置振之儀

英國軍艦の突入

委任被致候事、臨機取計仕候段、宜敷御推察被成置候様奉願候

此上申書に依れば、十萬磅の償金支拂は、無事に履行せらるる者の如くなれども、其實容易に履行せられざるなり、尾州侯は親から事を京師に報すべしとの口實の下に、五月六日江戸を出發し、途次自封内に引籠りて、責を逃るることとなり、水戸侯は徳川慶喜より、水戸藩老武田耕雲齋に手書を齎し、江戸に來らしめ、償金交付不可の意を通せしめしが爲め、亦償金支拂延期説となり、彼は意を小笠原圖書頭に傳へしめて曰く、攘夷の期限(五月十日)は一日も變更すべからず、償金支拂の儀は暫時延引すべしと、小笠原之を見て反覆常なきの非を論じ、之を争ふも要領を得ず、前に連署せし他の閣老は、病と稱して事を視ず、彼は單身其衝に當り、英國提督に面會を申込み、神奈川奉行淺野伊賀守をして、其意を通せしめたるに、提督曰く八日を期して、償金受取平和の局を結ぶべき趣は、我の引率せる軍艦の一を本國に歸して報せしめたるは、日本政府に此反覆の舉動なかるべしと信じたるに由る、然るに今又延期を申込むこととなる、事此に至らば、是れ英國政府を侮辱したる者、今は生麥の案に關係なく、其侮辱の罪を問はざるべからずと、軍艦に命じ石炭に點火せしめ、艦隊擧て

其首を北にし、其中二隻は已に江戸灣に近く駆け入りたり、淺野之を見て馳て江戸に注進す、是れ實に五月三日の夕刻なりき

明れば四日なり、幕府は到底開戦の避くべからざる者と思ひ、江戸市中を警戒し、品川高輪邊は人民に立退きを命ずる、杯騒擾一方ならず、此日水戸侯は藩老武田耕雲齋、大庭一心齋を引き連れ登營して、會議に與らしめ、先きに一ツ橋慶喜の内意もありしことなれば、耕雲齋は攘夷の宿望を達するは此時なりと、得意の攘夷説を爲すべしと、人人期し居たりしに、豫期に反し、彼は防禦準備未だ成らざるに、開戦となりては、江戸灣は勿論攝海へ軍艦闖入せば、宸聰を驚し奉るの虞れあり、一橋家江戸著も近日の中にあれば、夫れ迄何事も延引すべしとて、彼の平常に變りたる説を爲すにぞ、一座皆異様の感を起したりと

償金十萬磅を拂ふ

此時閣老中、大事を決するに足る者は、小笠原閣老の外になし、彼の意中は已に決せり、八日を期して償金支拂を約しながら、今更變更し得らるる者にあらず、彼は獨斷にて償金を拂ひ、後日の責は一身に引受けて足れりと、内心覺悟はしたれども口外せず、期日(八日)に至り、彼は獨り蟠龍艦に搭して上京すべしと揚言し、實は神奈川に

英艦薩摩艦に入る

至り、奉行淺野伊賀守に命じ、即夜英國公使に、約の如くすべき旨を通せしめ、翌九日十萬磅を拂ひ、漸く江戸市街が砲火の厄に罹るを免れたり

此時一橋慶喜には、命を奉じて關東に下りしも、素より鎖港の行はれ難きを知るを以て、此度英人の求に應じ、償金を與へざれば、忽ち擾亂に及んことを慮り、小笠原圖書と議する所ありて、伊賀守に命じ、横濱税關の銀貨十萬磅を拂はしめたりと云ふ(開國起原)

幕府と英使との衝突は、之れにて解決したり、然れども薩藩に對する紛議は尙依然たり、横濱碇泊の英艦は、鹿兒島に向はんとする模様あり、幕府は一には政府の體面を保ん爲め、二には之に依り戦争の開んことを虞れ、百方英艦の鹿兒島行を差止めたれども、英使之承諾せず、幕府は到底英艦の出發止むべからざるを察し、一日江戸に於ける薩藩邸の留守居を呼び出し、其事情を告げ、貸すに一汽船を以てし、早く本藩へ事情を報せよとの注意を與へ、七月二十三日薩の藩老喜入攝津なる者、此船に乗り出立したれども、彼未だ鹿兒島に著せざる前、七隻の軍艦已に鹿兒島灣に入りたり、是れ實に七月二十七日なり、彼等此灣に入るや、直ちに書を島津に贈れり、要

は生麥事件に於ける犯人を處刑せよ、被害者の遺族扶助として二萬五千磅の償金を支出せよ、二十四時間を期して諾否の決答を待つと云ふにあり、實歴史傳は當時薩藩の事情を詳記したれば、左に其要概を掲ぐ

時に久光公(三郎)は忠義公現藩主と列座し、海江田(信義)奈良原喜右衛門を庭前に召し、命じて曰く、生麥事件の要求、今や我藩に逼り來る、此事たる曲素より渠にあり、而して却て我に迫る、亡狀甚しと云ふべし、汝等必らず彼の將卒を斃殺し、七隻の戰艦を掠奪し、以て我藩の武威を觀すべしと、二人は憤慨に堪へずして退き、四百人の士卒に召集の令を發したるに、勇士先を争ふて軍門に聚る(中略)時に海江田等軍略を議して曰く、兵士を部署し、小艇七八艘に分載し、其一隻に答書を持ち、白壁船(旗艦)を云ふに乗り入り、他は皆菜菓を與ふると稱して、各自餘の軍艦に上るべし、而して砲臺より一發の號砲を發せば、之れを合圖として、各部の兵士は一齊に敵兵を亂撃すべし、殊に白壁船にありては、答書を艦長に交付し、談判を開き、號砲一聲を期して、艦長を殪すべし、江夏喜藏を談判掛とし、志岐藤九郎を使節、斬殺の任に充て、町田六左衛門を藩主島津の一門と偽稱し、答書を交付するの役

英艦に對する薩摩の軍略

目と定めたり、町田は容姿偉麗、貴紳の威風を具ふるに由る(中略)海江田等足輕に命じて曰く、汝等平生繩術に巧なり、宜しく彼の碧眼兒を捕縛せよと、各部署は定めり、彼等は小艇八隻に乗じ、各艦に向ひしが、彼我の言語素より通せず、我手勢を以て、菜菓を與ふべしと形示すれば、彼亦手勢を以て、其無用なるを狀し、上艦せんことを求めども、彼は許さず、時に海江田等の二隻白壁艦の下に到る、年少の通譯甲板に出で來り、我に來意を問ふ、我即ち答書を持する旨を告げしに、彼は甲板を下り去り、少時にして出て來り呼んで曰く、答書を持する者唯一人艦上に登れと、海江田一卒に命じて登らしむ、彼曰く、足下答書を持する乎、卒曰く、否、彼曰く、答書を持する者出で來れ、我又一卒を登らしむ、彼曰く、答書を持する乎、我曰く、否、彼怒り呼んで曰く、何故に答書を持する者來らざるや、是に於て海江田自から登る、彼曰く、答書を持する乎、我曰く、否、通譯益怒る、海江田曰く、足下は我邦の禮を知らず、夫れ答書を持する者は、堂堂たる島津公の一門なり、多少の從士を率ゐるは乃ち禮なり、安ぞ一人を遣すべけん乎と、是に於て通譯又甲板を下り去る、蓋し此事情を艦長に告ぐるが爲めならん、既にして通譯及數人の吏員出來り、然らば諸君



悉く上艦して可なりと、語氣頗る激乃ち鐵綱の階を登りしが、彼は我兵士を甲板上の一邊に停め、内部に入らしめず、アダムスの日本史に艦長クーパーは事の頗る危険なるを察し、水兵に命じ、劍銃を擁して整列し、薩人の入る船門に銃口を差し向けしめたりとあり、時に通譯は海江田に告て曰く、答書を持する者を、應接所に遣はし、其書を使節に交付せしめよ、海江田曰く一人を遣はすべからず、彼曰く室内狭小、多人數を容るるを許さず、我曰く然らば三人同伴せん、又曰く我及奈良原の二人は、人衆の監督者たり、應接の始終内外を監督せざるべからず、彼曰く差支なし、是に於て町田、江夏、志岐の三人、應接所に入り、海江田、奈良原は室外に立ち、既にして町田は答書を艦長に交付せり、其答旨に曰く、人命の輕からざるは貴説の如し、然れども生麥にて英人を斬りたる、下手人は已に逃亡し、今尙ほ行衛不明、異日捕獲せば、貴方に交付すべし、遺族養育金の一事に至りては、敢て請求を拒むにあらざると雖ども、抑、我國法たる諸藩は何事を爲すも、都て幕府の命令を待たざるべからず、然るに今日に及ぶまで、幕府は未だ養育金に關するの令を下さず、故に諾否何れも即答を爲し難し、宜しく長崎若くは横濱に歸り、我よりの決答を

待つべし、且生麥村の如き、幕府は未だ貴國人等の遊歩地たるを告げず、然るに馬を驅りて、儀仗を犯す果して何等の意旨なるぞやと、使節頗る憤懣の色あり、曰く貴答こそ、我は何の意義なるを解せず、江夏曰く答意明了なり、然るを足下獨り之を解せずと云ふ、是れ答意の明かならざるにあらず、足下理解力の足らざるに由ると、夫より雙方論鋒を戦はし、江夏は密に彼の號砲の發せんを待ちつつ、舌を弄して時を移せり、中略時に海江田、奈良原は甲板上に徘徊して、號砲の今や晚しと待ち受けたるに未だ發せず、是れ恐くは他の六隻皆我兵の上艦を拒みしを以て帷中の軍議變せしならんと、兩人相謀りて曰く、時已に移れり、寧ろ號砲を待たずして、將に兵士に號令を下んとする時、短艇を飛し、旗章を揮ひ、海江田、奈良原と疾呼して來る者あり、是れ房村猪之次にてありし、其來意を質せば、則ち曰く、君命なり、前答書を收め、兵士を率て城下に歸れと、是に於て海江田等、其命に従ひ、手翰を收めて敵艦を下れり、既にして登營せしに、答書を收めて歸れとは全く房村が傳令の過誤にして、答書を、其ま措置して歸れとの意なりしを以て、其夜直ちに折田平八等に命じて、再び渠に交付せしめぬ、アダムスの日本史には、薩摩の使人、其答書

に誤謬あり、正誤の爲めに藩公より呼び還され、勿惶其場を立ち去りたりとあり。時に商船四隻重富、花倉の間にありしが、英人は如何なる意旨にや、夜中に軍艦を進めて、此四隻を劫掠し、檜島、小池の前に曳き來る。船長五代才助、友厚、松本、弘庵、寺島宗則の二人は他の水手等を上陸せしめ、自ら英船に乗り移り、極力論争せしも、彼は之を聽かざるのみならず、翌朝に至りて火を四船に放てり。アダムスの日本史に、スクリウ形、七百五十九噸、買價十二萬五千弗、同形四百九十二噸、買價八萬五千弗、同形三百五十噸、買價九萬五千弗とあり。時しも夜來の風雨、猛烈を加へしが、我兵士等は雲霧の間より之を望見して、且つ怒り且駭き、實際を久光忠義の二公に申報せしかば、二公は彼の亡狀を怒り、斷然意を決して、掃攘の命を下せり。此時七隻の英艦、小池の邊に碇繋ありしが、我兵は洲崎の砲臺より發砲を始めぬ。然れども距離遠くして、彈丸は敵艦に達せず、而して敵艦も亦た應せず。時に白壁船先づ運動を始め、忽ち舳を廻して、祇園洲に向ひ、其獨立砲臺を側面より進撃し、砲臺之が爲め破壊す。白壁船は更に進んで、前の濱臺の前面而かも標的內を横過せんとす。臺兵此を先途と奮撃せしかば、敵艦は風波の爲めに動搖し、一發も我に的中

英艦二軍の  
激戦

せざるに、我砲丸は幾んど百發百中せり。然れども艦體堅牢にして、容易に破損せず。終に難なく亦檜島の前面に停まれり。又小池の砲臺より、砲撃を始めし時、敵艦の一は不覺を取りたるにや、碇を解くの暇なく、頗る周章の體なりしが、忽ち鎖網を中斷して、磯の邊に退却せり。又他の一隻は祇園の洲に乗り上げて、船體傾斜し、頗る危急の狀ありしが、此他の巨砲は己に連發して、亦用るに由なし。海江田乃ち前の濱の砲臺より、一砲を挽き來らしめしも、砲臺已に破壊せしが爲め、之れに據るべからず。小銃を放つも、彼に達せざるのみならず、彼は檣上において、却て直下に我を狙撃し、我兵之れに當るべからず。時しも潮水盈ち來りて、船體爲めに浮びて逃れ去りぬ。此日風雨強く、戦鬪も亦激烈なりしが、戰酣にして日將に暮んとす。是に於て敵艦悉く檜島の前面に退き、我兵も亦休めり。翌日に至り、敵艦終に退きて谷山沖に碇泊し、船體の破損を修補し、或は死者の水葬を行ふたり云云。

初め英國艦隊が横濱を解纜するに當り、彼等は一撃の下に、薩摩を降服せしむるに足ると思ひしなるべし。又薩摩の健兒等は、英艦來るも之を逆撃すること難からずと思ひしならん。然るに雙方共敵は意外に強く、薩摩は四隻の汽船を焚かれ、市街を

生事事件の  
終局

砲撃せられ、砲臺は破壊せられ、勇氣亦前日の如くならざるあり、英國は戦争意外に不結果なりしが爲め、再擧を爲さざれば英國艦隊の名譽を全ふするに足らず、彼にして再擧を計らば、薩藩は勿論、幕府に取りて一大事なり、乃ち幕府は一日薩藩の邸吏を召し、大事の再び發せんとするを戒告し、一方には英使ニールに向て、百方無事の終局を爲んとを説きたるに、折しも薩藩より岩下左次衛門(方平)重野厚之丞を以て、江戸に來らしめ、英使に就て談ずる所あり、幕府よりは外國奉行支配調役及徒目付等をして立合はしめ、協議の末、彼が請求する所の扶助金を幕府より借用し、同藩の名義を以て之を支辨し、一方には左の書面を交付して、經年の紛争を結了したり、英國政府より請求候、銀子を、薩州別家島津淡路守家來共より相渡候上は、我等下件を請合候、抑去秋八月於生麥、英國人を致殺傷候者共、從夫亡名致、精精搜索候得共、行衛不明知、最早年月も相立、生死之程も難計候得共、尙又精細に搜索致、召捕次第、貴國官員於目前可處死罪者也、爲後日證如件、是れ實に文久三年九月二十八日にして、幕吏も之れに立合奥印したり、此書は異様の書式なり、一方は英國政府の代表者にして、一方は薩州分家の其臣僚、即ち陪臣な

る岩下左次衛門、重野厚之丞たり、亂雜なる時代にてありとは云へ、名義に於て如何にも不釣合なり、英使の意、只二萬五千磅の扶助料を取るにありて、名義の如きは意に介せざりし者か

幕府は當時外國條約に重を置くと同時に、公武一致に非常に重を置きたり、井伊大老の暗殺に遇ふまでは、幕府は陰然京都を指揮せんとするの餘勇を存したれども、今は時勢一變し、薩長強藩は勿論、同族の三家も一に京都の指揮を奉ずるに至りたれば、幕府の命脈を存するの道は、公武一致の外になし、然るに京都は鎖國の本營にして、幕府は開國の已を得ざるを知れり、公武一致は開鎖二派の一致なれば、此間の連鎖を保つは頗る難し、文久二年六月大原三位が、勅使として東下するや、島津三郎之れが從衛の任たり、幕府は勅使の一行入府の時、外人と衝突ありては一大事と思ひ、六月四日各國公使に注意を與へ、又勅使使命を終り、歸京の途に就んとする時も、同一注意書を各國公使に與へたり、其書に曰く

以書翰申入候、先般報告置きし勅使大原左衛門督逗留ありし處、來る二十二日(貴國九月十五日)江戸出立川崎驛一泊、二十三日神奈川驛通行、東海道歸京可致積治

定致候に付、先頃下向の節達し置きし如く、供連も數多なるに付き、途中雜沓可致殊に外國の事情にも慣ざる者多ければ、自然行違も可生と懸念に有之候間、二十日、二十三日兩日は神奈川驛等右往還筋へ貴國人民出行不爲致様、其コンシユルへ通達有之度、尤も委細の儀は同所奉行よりコンシユルへ引合可及旨申達候此段申入度拜具謹言

文久二年壬戌八月二十日

脇坂中務大輔  
水野和泉守  
板倉周防守

貌利太泥亞代理公使

シヨンニール閣下

(自餘各國公使へ同文)

幕府は勅使入府の時も、又出府の時も、同一注意を諸外國公使へ與へたり、幕府としては、此際怠慢なしと見て可ならん、公使にして居留の自國人民に、夫れ夫れ注意を

與ふることあらば、決して斯る大事の起るべき者にあらず、外人の殺害は素より暴舉なるに相違なきも、英國代理公使ニールも幾分か怠慢の責ある者なり、然るに彼怠慢の責は一も問はるる所なく、豫じめ注意を與へたる幕府は、之れが爲め十萬磅の償金を拂ふこととなる、薩摩に課したる被害者遺族の扶助料は、幾分の道理あり(金額の多寡は姑く舍き、幕府に拂はしめたる償金は、恐くは其何の理由たるを解する者なからん

佛國公使館  
付士官の遭  
害

西曆千八百六十二年八月十五日(我文久二年七月二十日)佛國公使館付士官ヘールデグロンなる者、夜九時頃同國海軍下士官一人を伴ひ、當時娛樂の地なりし横濱港崎町に散歩を試みしに、一群の日本人後より彼等に石を投せり、デグロンは其不禮を怒り、後方の群衆に向ひ、其暴舉を咎めしに、二三の者は其場を逃げ去りしも、一人踏み留り、舉動頗る傲然たり、デグロン彼の不禮を詰問しけるに、彼答て曰く、此地汝等の遊ぶべき所にあらず、汝宜く立ち去るべしと、佛人の口供に依る、デグロン怒り杖を以て彼の肩を打ちたるに、多數の日本人直に集り來り、デグロンを取り巻き棍棒にて打擲し、彼は血潮に染みて、其場に倒れたり、和蘭國醫師ヒツスルの診断は、頭

の右側及頂に受けし疵最も重症、経過の如何に依りては、一命も覺束なし、幸に治療行届くも、三週若くは一箇月は、業を執る能はざるべしと云ふにあり、同月十七日佛使ベレクルは速かに審問を開き、罪人を處罰せよとの書を贈り來り、神奈川奉行は幕命を奉じ、直ちに審問を開き、相當の處分を爲しければ、此事大事に至らずして止めり

浪人御殿山  
公館に放火  
す

文久元年五月、浪人高輪東禪寺なる英國假公使館を襲撃し、其翌年松平丹波守の家來、伊藤軍兵衛の英人殺害事件あり、之れが爲め東禪寺を公館とするは危険なりとの説、英使と幕府との間に起り、雙方協議の上、品川御殿山に五箇の公使館を建設し、五箇國の公使を之に住居せしめんと決定し、政府は最先に英國公使館の建設に著手したり、國內あらゆる良材を集め、建築費八千磅約八萬圓の豫算にてありければ、當代の建物としては人目を引きたり、土地は高燥なり、四季の觀は良し、地勢江戸市街に接近す、徳川政府は之を以て、外人の不滿を慰する、一助とせんとしたるなるべし、然れども此選擇は不幸にして、政府の失策となれり、御殿山と云ふは慶長、元和の頃時の將軍此に別邸を築き、大和國芳野より櫻樹を移し來りて、將軍遊樂の用に供

し、三代將軍家光は之を江戸人民に下付し、市民の歡樂場としける者なり、外國使臣を寺院に住居せしむるすら、國民一般不快の念を懷く時なりしに、江戸名地の一なる此歡樂場を外人の用に供し、加ふるに當時稀に見る宏壯の家屋を建築して、外國使臣の住居とするは、斥攘熱を鎮撫するの道にあらず、文久二年十一月晝九ツ時侍體の者一人、總髮の者一人、從者様の者二人を引き連れ、品川臺なる茶屋傳藏宅に來り尋る様、此屋敷内に外國人引移りしや、將た未しや、事實のままを申し告げよと脅迫す、傳藏恐懼して、外國人未だ引移り申さずと答へしに、彼は事實に相違なきや、若し偽あらば此一刀にて切り捨ん、余は久く畜類を切らざる故、刀面錆を生じたりと長刀を抜き放し、此後外人引移らば、必ず注進致せよ、其節は褒美として、金百兩を汝に與んと云ひたり、傳藏恐る恐る其姓名を聞きたるに、姓名は名乗る限にあらずと答へ、其内惣髮の者一人、暫く影を隠したるが、程なく出で來り、同僚を手招し、相伴ふて二本榎の方に急ぎ行きけりとは、右茶屋傳藏の口上書にあり

又此時品川臺場普請詰、役人よりの訴狀に

御用屋敷脇假番人兩人の内一人、便所へ罷越候内番所に殘居候作助と云ふ者、右

の腕竝に胴等へ五六寸程切り付けられ打倒居候に付、早速醫師召寄せ、療養爲致候處最早絶脈と相成、右は全く猿茶屋傳藏申立候、惣髮の者の所業にも候哉其節の事情見届候者無之候

御殿山を外國公館とするは、獨り浪人仲間の不平のみならず、幕府部内に於ても不同意をいふ者ありたり、同年十一月某日、村垣淡路守、一色山城守外六名は、意見書を閣老に呈出せり、其趣意は將軍御上洛此時三條及姉小路二卿は勅使として東下し將軍の上洛を促し居たりも程近くあれば、品川公使館造營の儀は、事情を詳細に京都御所へ申上げ、將軍歸御の上、改めて御沙汰あること宜しからん、否らざれば、叡慮を和ぐるの道なしと陳情したり、閣老も十一月二十七日の變後は、御殿山に公館を新設したるの非を覺りし者の如し、アダムスの日本史は能く時の事情を悉したれば左に掲ぐ

一月二十八日(西曆)日本閣老は、英國公使ニールに向ひ、御殿山を公使館とするの希望を廢絶せんことを懇請し來り、二月二日迄に其諾否を聞んことを求めたり、蓋し同日は將軍後見職一ツ橋が、京都に向て出立するの當日なるに由る、彼我長

時間の談話あり、閣老曰く近日二三の大名は、御所に向て熱心に外人放逐説を爲せしが爲め、御所も之れに同意ありて、早く外人を國內より放逐せよとの勅命あり、殊に勅許を待たずして、幕府が御殿山を公使館の場所と定めたるは、甚だ不當の處置とす、宜しく此計畫を放棄せよとの趣旨なり、勅命とあれば將軍も服従せざるを得ず、之れが爲め、當政府部内には、大紛議を起したり、其故は此公使館建設の爲め、已に四萬弗を消費したればなり、然れども勅命は拒み難し、願くは公使に於て速かに御殿山住居の意見を止め、他の場所を選定せられたしと、英使曰く二三大名とは何人なりや、願くは其名を聞ん、閣老曰く島津三郎近日京都に行き陛下に拜謁し、東海道にて外人の無禮(生麥事件)に遇ひ、直に之を切捨てたりと言上せしに、陛下此事を信用せられ、又長州侯は革命を企て、自から將軍たらんとするの希望を懷けりと、英使は御殿山移轉に對し、可否の意見は述べざりき、其故は當時正使(アールコック)の歸省中にてありければなり

御殿山の放火は、文久二年十二月十三日即ち閣老が、英使に此懇請を爲せし四日後なり、水野痴雲其筆記に之を記して曰く

十二月十三日夜、品川御殿山に建築せし外國公使館の内、英國館は已に落成し、作事方にて番人付置きしが、出火して盡く灰燼となる、佛國館は未だ取建中なりしが是は殘れり、但し一時に出火せし體、火藥の發したる音も響きて、如何にも烈敷燃出したるなり、素より空館にて火氣もなき所なり、殊に發火したるより、番の者駈付たる頃、外にて砲聲四五發響き、六七人も人形見え、英館の外にヤーケル砲一挺、鎗一挺、下駄片足、遊女の文も落しありしと

御殿山焼失以前より、三條及姉小路は東下して江戸にあり、御殿山公使館は、叡慮に叶はずとの説を主張する矢先きに、浪人の暴行十一月二十七日あり、旬日後にして焼失あり、十二月十三日到底此地に公館を置くこと、事情の許さざるあり、是に於て外國奉行等は、一方には閣老に、御殿山を不可とするの意見を述べ、他方には英、米、佛の三國公使に、公館の場所變更に同意ありたき旨を通じたるに、米使は直に承諾し佛使は可否の意見を述べず、英使ニールは正使の歸來迄意見を述べ難しと云ひしが、同月二十五日水野和泉守、板倉周防守より英使ニールに與へたる書面を見るに、英佛二公使も、幕府の意見に同意したる旨を記せり、枯渴したる庫底より、八萬圓の

佛國士官の  
遭害

費用を投じて公館を建築し、京都の怨、浪人の怨、人民の怨を買ふて、其建築は一夕の間に烏有と化す、浪人の行爲惡むべきも、當局も不注意の責を免れず

文久三年九月二日日付諸記録一定せず、今公記の録する所に據る、佛國人三人騎馬にて、東海道戸塚驛に遊ばんとし、程ヶ谷驛裏手に到る時、數人の浪人不意に襲ひ來り、前乗者一人の兩手を切り落し、尙ほ數箇所に疵を負はせ、同伴の外人二人は、之を見て横濱へ駈け戻り、直ちに公使に訴へたり、此被害者は佛國士官カミユウスと云へる者にて、當時横濱本町五丁目名主久次郎代人周作の手記する所左の如し

九月二日午刻、武州久良岐郡井戸ヶ谷村地内に於て、浪人體の者三人、内二人は雪駄、一人はふく草履をはき、何れも赤豎縞平袴著し、右村名主市右衛門居宅より、立場の方へ二町程にて亞國佛國の誤なり、第三バタイロン一士官カミイ二十一歳右場所通行致し、無禮致候哉馬に乗り居るカミイを殺害致し、疵所左の通り

- 一、右の腕手綱を持候まま五六間脇に有之
- 一、頭上左の鬢先、四五寸
- 一、右の肩先より、左の下腹迄

右に付井戸ヶ谷村より急速届来り、御取締掛より御運上所へ御届け直ちに異人館へ相達し、午下刻各國異人共騎馬又は鐵砲を持ち、五人三人或は三十人、軍艦士官三十人づつ騎馬にて、何れも劔を帶し、其外我先にと驅付候者夥敷死體改の上戸板に載せ、琉球疊を以て覆ひ、緋羅紗服の異人三十人餘二行に連り、劔付鐵砲を持ち、右次に二十人程、馬上三行に列り、次に死骸四人にて荷ひ、其次は各國コンシユル、ミニストル等、馬上二十人程付添、左右士官の者馬上三十人、劔を抜き警固致し、都合百人餘、右前後は神奈川方同心通詞等付添、亞國佛なり、ミニストル館へ申下刻引取、翌三日元村異人埋葬地へ埋る

佛使温和の舉動

當時の佛國公使はベレクルにて、彼は比較的穩和の人なれども、外人遊歩區域内にありて、斯る慘狀を演じたることなれば、在留の佛人は勿論、英國其他の居留人中も承知せず、激烈なる手段を以て、幕府に當るべしとの説を爲す者ありたれども、佛使は沈著して之れに同せず、只幕府に問ふに、日本政府が特に警衛を配置する區域内にて、斯る變事を生ずるは如何、許多の警衛ありながら、兇徒の蹤跡をも知る能はざるは如何、九月六日は歐洲行郵船の發する當日なれば、此船に託し事變の報告を、佛

巴里へ特派の謝罪使

蘭西皇帝に爲さざるべからず、徳川政府は宜しくあらゆる手段を盡し、此報告巴里に到著の上、佛國は勿論他の歐洲諸國に於ても、日本政府が之れに對し、適當なる手段を取りたりとの報を、本國に送らんことを望む旨を通じ來れり。幕府は罪人搜索に手を盡し、村吏及び村民數人を呼出し、罪人の行衛を尋ねたれど、素より確實なる報を得ず、村民の多くは罪人、甲州路に逃れたる痕跡ありと云ふも、九月十三日閣老より神奈川奉行への達書を見るに、罪人は江戸に逃れしこと事實なるが如し、右達書に、當月三日日本橋へ張紙致し、外國人殺害及び候趣意相示し候もの有之云々とあり、此事實より推すに、罪人は江戸に逃れ、潜伏し居たる者と察せらる、然れども終に其痕跡を搜り得る者なく、例に依て罪人見當らざりし、幕府は如何にして、警固怠慢の責を塞ぐべきやと苦悶中、佛國公使館書記官ブレッキマンは、時の外國奉行兼大目付竹本甲斐守に一策を授けたり、即ち日本政府より、徳川一族の名家を特使として、巴里に派し、警衛不行届の罪を謝せしむる、あらば佛帝が日本に對し、將に發せんとする、嚴命を停止せしむるを得んと、幕府は此建策を以て、無上の者と思はざりしなるべきも、時恰も京都より鎖港の命、切切到來するの際にてあ



りたれば、特使を派遣し、横濱鎖港談判を爲さしむとの口實を作らば、將軍上洛の上京都に對する申譯けの一助となり、他方には之れに依りて、佛帝の怒を和ぐるを得べしと思ひ、終に池田筑後守、河津伊豆守、河田相模守等を巴里に派遣せしむることと評議一決したり、文久三年十二月二十七日、將軍上洛の途に就くと同時に、特使池田筑後守等も横濱を出發す、島津三郎が此行の非を徳川慶喜に切論したることは別項に詳にせり、彼等は元治元年四月一日、佛蘭西外國事務大臣ロイスに面會せり、其問答の略に曰く

(彼今般自國都府へ被越候御趣意承りたし)

(我右は此迄我國に於て種種不都合の事共差重り、和親の國へ對し、懇親の意味取失ひ候様相聞え候間、我政府に於て素より疎意無之段、拙者共より親しく委曲辯明に及び、和親永續致し度、且貴國は信義厚き國柄故、第一に相談を遂度罷出候云云

被害者の遺族扶助

是より先き筑後守は、通譯ブレッキマンの手を経て、カミュウスの父を訪問し、追悼の意を述べ度旨を通せしに、彼は此日(四月一日)を以て訪問を辭退し來りたり、其理

由は故人カミュウスの妻兒にして、日本國使に面會せば、一層哀悼の情を増すこと身は卑賤にして、巴里の旅館に寓することなれば、國使の訪問に遇ふも、之を待遇するの道なしと云ふにあり、事情眞に愁むべし、筑後守は彼に日本の産物を贈りしにや彼より贈りたる書中に、被遣候貴品は未永く使節の意衷を體し、所持し傳ふべし云云とあり、使節は死者の父に面會せざるも、遺族は厚く日本政府の厚意を諒し、たること知るべし、同二十一日、使節は巴里政府に向て、未だ罪人逮捕の時機至らざるを陳謝し、且つカミュウスの遺族扶助として、二萬弗を恤むと云へる閣老の書翰を出し、二十七日、此金を佛國政府に渡したり、カミュウスの父の謝狀は左の如し

巴里に於て千八百六十四年六月五日

外國ミニストルより、六月朔日付の書翰にて、日本政府にも我長子を兇暴に殺害せし事の始末に付、深き心配ありと其愁意を表し、日本使節より右家族扶助金として、二萬ドルの高を遣はされし旨を承知せり

使節臺下にも了解あらるる通り、假令扶助金を受くるとも、愁意尙是迄に替りなく、擧家永く悲情に堪へざるべし、乍併我情を憫まるるの證を得て、聊か我愁を

慰し我にありても深く敬謝する旨を、其許より能く申述べられたし、其許周旋の  
勞を謝す謹言

コロネルカムス

日本使節附屬通辯人

ブレッキマン貴君へ

之れにてカミュウス殺害事件は終局せり

元治元年十月二十二日の夕刻英國士官バルドウィン及びビルドの兩人相伴ひ、騎  
馬にて鎌倉に遠乗を試み、江の島を觀、大佛に行き、鎌倉八幡宮に來り、馬より下りて  
樹蔭に小休せんとする時、二人の浪人背後より切り付け、バルドウィンは其提へた  
る拳銃を發せんとする間もなく、一刀にて脊骨を兩斷せられ、其まゝ落馬して事絶  
へたり、ビルドは拳銃一發したるも、他の一人の浪人早く已に彼に切り付け、重傷の  
爲め其場に斃れたり、時恰も英使アールコックの將に歐洲に出發せんとするに際  
せり、彼は直ちに閣老に迫りて曰く、我の出立近日にあるは老中閣下の知る所なり  
然れども此大事にして、日本政府が我の出立前に、其罪人を捕獲し得ずんば、我本國

英國士官の  
遭害

政府は日本に向て、嚴重なる要求を爲んと、幕府は百方手を盡し、罪人を搜索したる  
結果、十一月罪人蒲池源八、稻葉丑次郎の二人を捕へ刑に處したり、其宣告文に

浪人蒲池源八と申立候

無宿 源 八 子二十六歳

浪人稻葉丑次郎と申立候

無宿 丑次郎 子二十三歳

右之者無宿の身分にて大小を差し、清水清次と共に相州羽鳥村農家へ罷越し、清  
水儀横濱表外國人退治に罷越に付軍用金可差出、不承知に候はば可切殺などと  
申聞、多分の金子差出させ、同人より分配を受くる儀は、同意不致との申立不相立  
不届に付兩人共死罪申付る者也

而して此暗殺の主謀者、清水清次は二十五歳如何と云ふに、彼は細川玄蕃頭家來に  
て、平生健脚を以て誇り、一日五十里の里程を走ること容易なりと云ひ居たり、彼は  
水戸浪人と自稱する、高橋藤次郎と相結ひ、元治元年十月二十二日、鎌倉八幡宮境内  
にてバルドウィン外一人を殺害し、藤次郎と其場に相分れ、其夜近傍の豪家に押し

犯人清水清  
次の豪腕

入り、金子を奪取り、夫より江の島に行き、衣類大小を併せて海中に投じ、町人體に身を變じ、深川假宅にて遊興を爲す所へ、關東取締出役廣瀬昌平の手に縛せられ、勘定奉行根岸肥前守之を吟味したるに、殺害の事情逐一白狀に及び、即日横濱へ護送せられたり、刑場にありて彼の爲したる、舉動を横濱沿革誌は記して曰く

十一月武州千住公記には深川假宅とありに於て、關東在在取締役某浪人清水清次なる者を捕縛す、清次は強盜及鎌倉に於て、英國士官二人を殺害せし者の一人なりと自白す、依て町奉行根岸肥前守役所に於て審問の上、梟刑に處せんとせしに、其筋稟議の上、外國人に關係せるを以て、神奈川奉行に引渡す、奉行支配役戸部牢屋敷に於て罪人を領し、再之を尋問す、時に英國公使館書記サトウ、加害者清次に向ひ問ふて曰く、鎌倉八幡前に於て英國士官二人を殺害せしは其方なりや、清次答て曰く然り、其一人は即ち我なりと、尋問の未引廻しの上、刑に處せんとす、清次檢使役に乞ふて曰く、我服甚だ粗なり、希くは黒紋付の衣を惠まれよと、其乞を許し、速かに木綿黒紋付の衣を惠む、清次謝して曰く、日本浪士の衣裳整ひたりと、又乞ふ更に一杯の清酒を賜へと、乃ち清酒一升を與ふ、一飲して之を盡す、後駄馬

に騎らしめ市街を一周し、翌朝戸部暗阪上芝地に於て刑に處す、例に依り死刑は布を以て雙眼を覆ふを常とす、清次曰く眼を覆ふて死に就くは、外國人に對し羞づる所なり、乞ふ之を許せよと、檢使其乞に任す、外國官吏も此に立會ふ、英國歩砲兩兵之を警衛す、其他内外の人刑場を圍繞して、縦覽せんとし、數十間立錐の地なし、時に清次頭を回し、介錯人神奈川役所付下番佐藤政之助に向ひ、貴殿なるか御苦勞見事に頼むと、又正面に向ひ外夷を惡む、何れ天下を倒覆せんと云ひ、畢て頭を低れ、斬に就く、此時英國砲兵空砲一發す、而して之を吉田橋北詰空地へ梟首する、こと三日間

自餘に間宮一なる者あり、彼は相州久良岐郡笹下村浄土眞宗梅花山常住房三男、十八歳なりと云ふ、慶應元年九月清水清次の黨類なりとして、江戸に捕縛せられ、神奈川奉行の手にて死刑に處し、吉田橋北詰に梟首せらる、彼の辭世に

年經とも色香替らぬ皇の

御國に返す赤き心を

慶應二年八月某日、佛國軍艦水夫二名酒狂に乗じ、横濱港崎町に遊び、狼藉至らざる

佛國水兵の  
遭害

なし、適相撲年寄入間川の弟子、鹿毛山長吉なる者あり、之を鎮定せんとしたるに彼暴行を爲して止まず、長吉怒て兩人を地に投ぐ、時に同町の鳶人足龜吉駈け付、鳶口を以て毆打し、其一人を即死せしむ、幕府は長吉を追放し、龜吉を死刑に處したり

### 第九章 徳川氏對外政策新紀元の三

造船製鐵所の始

安政二年蘭人を聘し、海軍傳習所を開きし時、汽機修理等の爲めに、必要なる器具を要すること勿論なり、時の傳習事務監督目付永井玄蕃頭上申する所ありて、之を蘭國に注文せしに、同四年に注文の器具到着し、之れが爲め雇聘せし教師も長崎に來著せり、器具到着の時永井は監督の任を止め、江戸に歸りし後なりければ、奉行水野筑後守、荒尾石見守其後を承け、長崎港飽の浦の地を相し、同年十月工を起し、文久元年に於て成を告ぐ、是れ我國造船製鐵工場の始なり、同年四月奉行岡部駿河守の上申書に

蘭國持渡の機械代は除之、御場所建物等惣御入用途、金四萬三千三百四十七兩餘は、長崎會社借入銀等の内を以て御出方取計、金二萬二千九百四十五兩餘は去申

年(萬延元年)二月より石炭竝同所にて製作致候諸品御益金を以て此節迄支拂、去月二十五日迄にて御普請御成功、器械据付方迄不殘相濟候との事にて工場の竣工したるを知るべし、其費用總額は

一金壹萬七千兩 器械代金  
一金六萬六千二百九拾二兩 工場設置費  
合計金八萬三千二百九拾二兩

今より見れば、其資金は民間一小會社に彷彿たるものなれども、當時は之を以て一大事業とせしなるべし、後竹内下野守使命を奉じ、西洋諸國を歴問せし時、更に二十五馬力の汽機を購入し、又鑄鐵の器具をも購入し、大砲をも鑄造し得る様、規模を大にせしは文久二三年の頃の事にて、神戸に海軍操練所を設くるに及びて、此工場は右操練所の所屬と定めたり

佐賀藩製鐵器械の獻納

幕府が製鐵機械を蘭國に注文せしに次で、此等の機械を同國に注文せしは、肥前の佐賀藩とす、同藩より注文の機械は、之を幕府の物に比して、規模廣大なりしも、機械が到着するに及び、工場の設置、其他の設備に費用を要する者多く、縦し其費用を辨

じ得るとするも、工事を管掌するの工師なく、同藩は購入したるまま、之を使用する能はず、左りとて其ままたに放棄し置かば、巨萬の資を投じたる機械を腐蝕せしむるより外なし、其處置に窮するの餘、同藩は無償にて之を幕府に獻納せり、長崎奉行は之を受理したるもの、是亦同じく之れが設備費に窮したり、其上申書に、此度肥前守方より獻納仕候機械元代は、凡そ金九萬兩程の趣に付、御場所御据付相成候には四五萬兩程も相掛可申、左候得ば是又御入費不少云々と幕府は、國庫窮乏の際にて百方工風を凝し、工場を設置せんとしたるも、時恰も鎖攘熱沸騰したれば、世の物議を憚り、工場建設に著手することもなく、之を其ままた長崎に保存せり。

幾許ならずして、幕府内は消極的方針一變し、苟も幕府廟議の是とする所は、世の區區たる非難を顧みず、之を決行すべしとの意見となれり、思に小栗上野介局に當り得意の手腕を振ひ、掉尾の快舉を試んとするの意に出でたるなるべし、即ち江戸近傍に造船所を起すこととなり、佐賀藩より獻納の器械を、徒らに腐蝕せしめんよりは、之を取用し尙ほ足らざるものあらば、更に蘭國に注文し、規模を一層大にし、且つ工事傳習生をも、海外に派して講究傳習せしむることとなり、軍艦役頭取肥田濱

五郎其他を蘭國に差遣し、佐賀藩より獻納せし諸器械も、悉く之を横濱に輸送せしめしは、實に元治元年の末なりき。

當時の佛國公使はレオンロセスなり、彼は佛帝三世拿破翁の内命を奉じ、日本に直接間接の補助を與へて、大に東洋に爲すことあらんとし、又久しく函館にありて、布教傳道に従事し居たる佛人メルメット、ガシユンは、我國語に通じ、性質機敏にてありたれば、彼は之を採用して公使館付書記官となし、通譯の任に當らしめたり。栗本瀬兵衛鋤雲又は砲菴とも云ふは、累代幕府の醫官たりし、彼幼にして豪氣活達國家多事の時に生れながら、空しく杏林中に生涯を送るを屑とせず、左りとて幕府の法規、濫りに祖先の業を廢するを許さざれば、彼は江戸を去り深く蝦夷地に入り、開拓に従事し、風雲際會の日を待つて、大に爲んとしたるに、幕吏彼の學あり、氣概あり、當世有用の材なるを知り、彼を採用して士班に列せしめしが、此時彼は累進して目付となり、横須賀製鐵所、横須賀製鐵所を造船所と名けしは、明治四年四月なりの設備を以て一に彼に任じたり、今彼の著砲菴十種中に、横須賀造船所の濫觴を記するあり、左に摘録す。

横須賀造船所の濫觴

(前略)同年(元治元年)十二月中旬予は税關横濱を退き、將に官邸に歸らんとする途中、二騎馳せ來り大聲予を呼ぶ、其人を見れば小栗上野介なり(中略)上野云ふ先年佐賀より政府へ納めし蒸汽修繕器械一式あり、蓋し閑叟君其國に取建る心組にて和蘭より購ふたる所なるが、取建費の大なると之を掌る人なきより、政府に納めて用を爲さしめんと欲したるなり、其機械三分二は已に運びて、當港石炭庫にあり、一分は猶長崎港にあり、客歲既に相州貉ヶ谷灣にて、此機械を以てドック及び製鐵所を建んとし、掛員も定め測量も爲したれど、其業に慣れし人なきを以て弭めたれど、許多の器械を鑄磨に付して、閑叟君の芳志を空しくするに忍びず、兄此回鵬翔の修繕に採用したる佛人ドロートル輩を率ゐ、貉ヶ谷に至り一骨折して呉れまじきやと話せしが、予はドックの名さへ始めて聞きたる程なれば、製鐵所杯は如何なる者なるやを知らず、又佛人ドロートルを雇ふにしては、水師提督や公使の意中も測り難ければ、遽かに諾せず、上野と共に今夕佛館に行きて同ト議し、然る上に其請に應ずべしと答へたり、是に於て上野と共に佛國公使館に行き、其由を語りたるに、公使ロセスも其業に暗ければドロートル果して其任には止みたり

適すべきやを判する能はず、使を發して水師提督シヨウライスに報せしかば、彼は上野の來るを知り、使と共に公使館に造り、其談を聞き答へて曰くドロートル年少にして學尙ほ未熟なり、已に成る者ならば守り能ふべしと雖ども、新業は覺束なし、本船一等蒸汽士官ジンソライと云ふ者あり、此人今は上海にありと雖ども、早晚歸り來らん、來らば其器を點檢せしめ、然る後確報すべしと、此に於て談は止みたり

ジンソライ上海より到り、佐賀獻納蒸汽製鐵器械を熟視するの後、提督シヨウライス公使ロセスを以て申出る趣には、該器械の儀は總體小振にて、從て馬力も強からざれば、鐵具に補理を辨するに足る迄の用にて、逆てもドックを造り、大仕事を爲し得る者にあらず、且つドックを造り船艦を造くる如き大仕事は、中中我等未熟者の爲し得べきにあらず、此は然るべき人を選び、御雇ひならでは叶ふ間敷、且つ今在る器械は之を横濱近傍に据ゑ付け、小修繕に具へられれば至極用便なるべき旨なりしかば、退て小栗氏と相談を遂げしに、已に軍艦を有する以上、破損はあり内の事なれば、之を修復するの所なかるべからず、況んや今迄の如

く彼國用餘の古船を買ひ、或は託して新調するも、我に修繕場なき以上、一たび破れなば忽ち用を爲す能はず、又破船の度毎に外國へ運航する時は、往復費計も格外の事なれば、斷然良工を迎へて、近港にて然るべき場所を選ませ、取建ることに決定すべしと極りたれば、然らば何の國なりとも、然るべき國を選んと議したるに、海外各國皆我師なれども、餘國は傑傲不遜にして我を恐赫す、唯佛國は異順にして他に比すれば、其の説も稍信するに足れば、矢張佛國に委託する様なすべしと、予尙ほ其巨費の如何を憚りたれば、仔細商量あれよと云ひたるに、上野笑ふて當時の經濟は、所謂遣り繰り身上にて、假令此事を記さざるも、其財を移して他に供するが如きにあらず、故になかるべからざるのドック修船所を取立るとならば、他の冗費を節する口實を得るの益あり、縱し此まゝ賣据ゑと云ふ札を張るに至るも、せめては土藏付賣家の榮譽を殘したしと、夫より佐賀獻納器械の、長崎にある分も盡く横濱に取寄せ、シンソライの取調を経て、錆腐の分手入磨き立て、建築する事に至り、我部下にて杉浦精介、通詞は北村元四郎、名村泰藏等を掛り役となし、佛人シンソライ、ドロートル、エーデ輩其餘と共に横濱製鐵所の建築に従事

横濱製鐵所  
成る

せしめ、又一方は閣老水野和泉守、參政酒井飛驒守等命を奉じて佛公使、同水師提督と議し、其推選を以て蒸汽學士ウエルニを上海より召び寄せ、追追談判を逐ぐるの末、同人を總裁とし、相州横須賀灣に於て、地中海に於けるツーロン製鐵所の式に依り、其規模を縮めて三分の二に定め、製鐵所一箇所、ドック大小二箇所、造船場三箇所、武庫廠廩共に全四年にして成功し、其費用は凡そ一箇年六十萬弗、四年總計二百四十萬弗を用ふべきを約し、是に於て大日本帝國に始めて造船製鐵ドックの大事業を起したりし、此時東洋各國中支那の大と雖も、尙未だあらざる所なりと云へり

慶應元年正月二十九日、閣老水野和泉守、參政酒井飛驒守は連署の約定書を製し、之を佛使ロセスに付せり曰く

今般横須賀灣へ佛蘭西國の周旋に依り、製鐵所を取建つるに付、公使へ商議せし所、上等器械官ウエルニ最も其技に長じたるを以て、荐揚せられ、アドミラル厚情を以て、上海より右ウエルニを呼寄せられ同意したり、依之約する所の條目左の通

一、製鐵所一箇所、修船場大小二箇所、造船場三箇所、武器庫及役人職人の役所共に四箇年にして落成の事

一、横須賀灣地形地中海海岸ツォロンに似たるを以て、製鐵所は右地方に取建ある模式に倣ひ、大概横四百五十間、縦二百間の地坪を以て取建る事

一、製鐵、修船造船の三局取建諸入用總計凡高一箇年六十萬ドル、ラル都合四箇年二百四十萬弗にて落成の事

右兩國政府の允准を経て、公使に於ては其上等機械役ウエルニーに專任を命ぜられ、我等に於ては勘定奉行松平對馬守、軍艦奉行木下謹吾、目付山口駿河守、栗本瀬兵衛、並淺野伊賀守に専ら其扱を命じ、只完成を要する者なれば、彼我内外の間隔なく懇誼を本として取極る者なり

同年四月二十五日、外國奉行柴田日向守を佛國に派遣せり、是れ豫て佛使及びウエルニーと商議せし所にして、佛國政府に就て技師工手の雇入、器械物品の買收等を要するの理事官なり、工事長ウエルニーは我理事官一行に先づ、已にマルセイユにありたれば、理事官佛國へ到着の上、彼は案内してツォロンの造船所を見せしめ、次

て巴里に入り又オルレアン、ブレスト等の造船所をも巡見して、参考の資となしたり

前文記せし如く、軍艦役頭取肥田濱五郎は先きに命を奉じて和蘭にありしが、肥田を派遣せし後幕府の意見一變し、小規模の設計を廢して、大規模としたる以上、肥田を蘭國に置くの必要なし、幕府は彼に命じて柴田の一行に加はらしめたるに、彼は造船所の位地に就て、大に異議を申立て、政府が相州横須賀を造船所の場所としたるは、選定宜を得ざる者との意見を立て、中中屈せざりし、其意見を約言せば、横須賀は形勝の地たるに相違なきも、已に外船の自由碇繋を許したる横濱港の外にあれば、萬一の時に當りて、其不便利益云ふべからざる者あり、江戸灣内造船所設置に安全なる場所は石川島、越中島を除く他になしと云ふにあり、ウエルニーは中中之れに承服せず、曰く、江戸灣内横須賀を除く他に適當の場所なし、石川島、越中島に造船場を設んとするが如きは空論のみ、如何なる工風を施して、此二島を造船所合格の場所と爲すを得べきや、縦し之を合格の場所とするを得るとするも、之れには無限の費用を要す、其費用は如何にして支出するやと云ふにありたり



柴田理事官は此兩説を聞くも、是非の判決を下すに苦み、兩人の所説を其まま具して幕府に上申せしも、幕府は前議已に横須賀灣に決し、且つ佛國公使の約定書中にも、場所は横須賀灣と記入しあることなれば、今更之を變すべきにあらず、肥田は歸朝後も前議を主張して、一篇の意見書を呈出したれども、此議採用するに至らざりし、幕府が佛國公使と横須賀造船所建設の契約を結びしは、慶應元年一月のことなり、當時幕府は兩度將軍上洛の後を受け、長州征討の舉も此年の五月にあり、幕府の國庫窮乏の狀知るべし、加ふるに天下の形勢は、最早徳川幕府の永存を許さず、病政府幾んど死期を待つ形の形勢なりしに、此壯舉あり、是れ全く小栗の功名心、最後の一息まで止まざりし證據と知らる。

横須賀及横濱製鐵所の建設は、實に小栗等が幕府の爲め掉尾の一舉と爲んとしたるなり、然れども天下の氣運は彼等をして掉尾の一舉を全ふするを許さざりしは、彼等に取りて千歳の遺憾なりしなるべし、同年五月には將軍上洛長州征討の舉あり、外國の使臣聯合して條約の勅許を迫り、九月には英、米、佛、蘭四箇國の軍艦九隻舳舻相銜んで兵庫に來り、幕府にして姑息の舉動を爲さば、一舉直ちに京師に迫り、天

兩製鐵所佛國へ抵當

顔に咫尺して條約の勅許を請はんとするあり、幕府の實權は已に移りて京都に歸したれば、幕府を差し置き、薩長の如き強藩を對手として、外交談判を爲んとするの氣勢を示すあり、征長の師は敗報頻頻、攻守其勢を異にせんとするあり、慶應二年五月頃八月將軍家茂は薨去となり、十二月孝明天皇の崩御となり、次て徳川慶喜は將軍職を襲ぐと雖ども、政治の實權は已に去りて京都にあり、彼の如きは虛名の將軍職たりしのみ、慶應三年十月彼が斷然大政返上、將軍職辭退の舉に出でしは、天下の形勢然らざるを得ざりしに由る、小栗上野が横須賀造船所經畫の始めに豫言したる如く、此建設物は今や土藏付賣家となりたり、其之を購入する者は日本人にあらずして佛蘭西人其實佛國政府なりし、左の契約書を徳川氏が差出せしは、慶應四年のことなりし。

横須賀及横濱製鐵所を抵當にするの公書

ソシエテ、ゼネラル並佛國郵船會社に代り、日本政府の申立てらるる借銀總高五十萬ドルラル證據の形として、左に名を記する外國掛川勝近江守、會計掛成島大隅守兩人全權を以て、今此書翰を請合として、横須賀及横濱にある製鐵所の諸品

即ち製造場の諸品蒸気機械小道具既に取出せし物材未だ取出さるる物品其他  
總て右製鐵所の爲め取建し建物を其許に引渡す且つ右拂方の儀に方て外の借  
銀よりは日本政府ソシエテゼネラルの方を第一に濟すべき借銀と思ふことを  
此に告ぐ

右借銀の高は此迄仕來りの通り一箇年に付き一割の利合を加ふべし千八百六  
十八年第三月一日より七箇月を経て元利共償ふことなき時はソシエテゼネラ  
ル方に於て都合に従り賣拂ふべし萬一右賣拂し上にて餘分の金高ある時は之  
を日本政府に納むべし謹言

慶應四年二月八日(西曆千八百六十八年三月一日)

川勝近江守  
成島大隅守

ソシエテゼネラル會社代人

ビツゲール君  
ロツソール君

貸主よりの返翰

借銀高五十萬ドルラル請合證據として其引當に日本政府より我等に差出さる  
る横須賀並横濱製鐵所を我等ソシエテゼネラル並佛國郵船會社兩店に代り引  
請たることを承諾せり右に付取極めらるる箇條之趣一一異議なし只日本政府  
總て他の借財を濟さざる以前に我等の方を先づ返濟せられんとの約定に我等  
依頼する所也謹言

西曆千八百六十八年四月一日(慶應四年三月九日)

ビツゲール  
ロツソール

川勝近江守様  
成島大隅守様

然るに慶應四年は即ち明治元年にして一月は京都に於ける鳥羽伏見の戦争とな  
り次て征東將軍の東下となり將軍慶喜の蟄居謹慎となり横須賀に於ける事業は  
到底進行するを得ず幕府は佛國公使レオンロセスへ左の事業中止の通知書を發

横須賀製鐵  
所造管中止

したり

以書狀啓上致候然者横須賀表製鐵所造營の儀は其國政府の御懇誼を以て、追追成功の運に相成候處、不慮の事件差起り、此程より大君謹慎中の折柄、京都より官軍下向、已に相州箱根をも越候趣に有之、萬一横須賀製鐵所へも可相越哉も難計、乍併先年兩國政府の允准を経て、間隔なく取極めし製鐵所なれば、造營方休業致候理素より無之筈には候得共、貴所様も知らるる通、不容易形勢實以て胸焦心痛の極深く御推慮有之度、就ては鎮靜致候迄暫時製鐵所休業之儀取計候様致度且又自國警衛之儀、大君謹慎中にも有之、不行届次第も御座候間、首長同所に被罷在候て、萬一不慮之儀等出來候ては、不容易儀にて深く心配致し候儀に付、休業中横濱表へ罷越被居候得ば安心にも相成候儀に付、貴所様も可然と被存候はば、其段首長へ御通達有之候様致度云云

三月六日(慶應四年)

川勝備後守 花押  
淺野美作守 花押

レオン、ロセス閣下

(製鐵所首長ウエルニールへも同一の書翰を發せり)

斯くの如く小栗上野の手中の功業未だ成らざるに、官軍早く箱根に押し寄せ、小栗は將軍慶喜の東歸謹慎及江戸城明け渡を極めて不得策となし、兵を擧げて王師に抗せんことを極論して用ひられず、退て采地に歸り私かに風雲際會の時を待ちしに、同年中官軍の捕ふる所となり、刑場の枯骨となりし

明治政府は、慶應四年一月の始めに幕兵を京都の近郊鳥羽、伏見淀にて打破り、破竹の勢を以て大阪城を乗り取り、慶喜は東歸して謹慎の身となり、新政府は名義に於けるも、事實に於けるも、主權の所在地となり、有栖川煇仁親王は征東總督となり、薩長二藩の兵之れが先鋒として、江戸城に入込みたりと雖ども、新政府枯渴の國庫素より出師準備の資金あるにあらず、上野には幕府の殘黨割據して、機あらば乗せんとし、江戸市中は白晝盜賊横行するも、之を制止する能はず、當時幕府を助けて東洋の風雲を利用せんとしたる佛國政府は、横須賀製鐵所に對する貸金の辨償を迫り、米國政府は幕府の注文に依りて製造したる軍艦ストーンウォールの代金を請求し

兩製鐵所同收

て止まず、横須賀を外國政府に引渡すは、帝國首都の生殺權を擧げて、佛人に一任するに異ならず、新政府如何に國庫窮渴すと雖とも、此土藏付抵當物を回収せざるべからず、政府は如何にして之を回収せしやと云ふに、大隈伯昔日譚は左の事實を記載せり

余は命を受けて江戸、横濱に出張し、慶應四年三四月の交處理せんとする三四の事件は何れも一擧手、一投足の勞にて處理すべき問題にあらず、殊に横須賀、回復の問題の如きは、事頗る重大にして、我出張の目的中肝要の者なりし、當時佛國の事情に於て、横須賀差押に對しては、頗る危険の感なき能はず、さればとて之を恢復し、造船所の處理を爲んには、其要する費用鮮少ならざるも、當時の事態は之れに應ずる能はず、是を以て京師に於ては、征東總督府及神奈川よりの報告に依り、横須賀造船所を廢止せんとする議さへ起るに至れり、然れども余は斷然之れに反對して曰く、之を廢止するは易く、再興するは容易の業にあらず、願ふに横須賀造船所は末路の幕府すら尙之を建設したり、末路に際してさへ然り、如何ぞ皇基を振起せんとするに際し、之を廢止するが如き事やあるべき、只夫れ之を維持し

之を擴張せんとせば、要する所の費僅少ならず、僅少ならずとて之を廢止する處と理勢の許す所にあらず、請ふ處理の全權を余に委任せよと、余の決心明言して斯くの如くなれば、誰れか又異論を挾む者あらん、擧げて此大問題を余に委任することとなれり、且つ米國の軍艦ストーンウォール號も、速かに之を受取りて海軍の用に供せざるべからざるも、征東總督府の處置し得べき者にあらず、是を以て外交官たる余は、其處理をも委任せられたり、而して之を處理する爲に調達したる金額は、僅かに二十五萬圓に過ぎず、其談判の困難なる亦想ふべきにあらずや、左ればとて別に調達の路なければ、余は已むなく二十五萬圓を携へて江戸に赴き、(中略)米國公使に面して、軍艦引渡の談判を試みたり、米國公使は佛國公使と共に、我王政を喜ばざる者、是を以て謂へらく、日本の内亂は王政と覇政の争なり、政權爭奪は容易に局を結ぶべきにあらず、其争亂にして長く日子を繼ぐが如きことあらば、我米國は局外中立を布告するの已を得ざるに至らん、而して軍艦は幕府の買入に係る者、直ちに之を取て王政の政府に引渡す如きは、我獨斷の能く處置し得べきにあらずと頑として決する所なし、余は思らく、此上は詮なし、先づ速

かに殘餘浮浪の徒を掃定し、徐ろに他に及すの策を取らんと歸りて之を總督府に告げ、且つ余が獨斷を以て、二十五萬圓は掃定の爲めに投ずることとなせり。中略五月十五日後は、征東總督府の威令全府下に行はるることに至れり。此に於て余が江戸及び横濱に出張せし目的の一端は、已に之を達するを得しと雖ども、如何せん携へ來りし二十五萬圓は、悉く消費し了りしを以て、他の肝要の目的なる横須賀の回復及び軍艦兵器の買入に向ては手を出す能はず。左ればとて大阪商人の例に倣ふて、府下の商人より巨額の金員を借り集むる如きは、到底成し得べきにあらず。彼の二十五萬圓は大阪商人より脅迫的に借入したる者と知るべし。殊に佛國の云ふ所及び關係商人領事の云ふ所に依れば、佛國に對する幕府の負債は實に五十萬圓なりと云ふ。蓋し實際に借入れし負債と、買入に係る兵器の代價と、將軍慶喜の弟民部大輔が佛國の博覽會に臨みし折の負債などが、相積重して斯る巨額に上りしなり。是を以て已なく幕府以來の用達を勤め居れる、三井支店の江戸にある者を説き、其信用を假りて江戸の商人に説き、出金せしめんことを計りたれども、當時の事情意の如くならしめざりしは遺憾なり。中略府下にて

五十萬圓の巨額を調達するの望は已に絶えたり。時に余が先輩にして同僚たる小松帶刀は、他の用務を帯びて京師より來れり。寺島宗則は外國官判事として横濱にあり、依て相會し最後の策に就き協議する所あり。終に横濱にある外國銀行に向ひ、金融を計るの外なしと決せり。然るに外國の銀行と云へば英人の營み居るのみにして、之れに向ひ金融を求めんと欲せば、當時の英國公使パークスの紹介を請ふより外なし。中略余は當時外交の任に當りしを以て、常に英國公使と相論争するの地位に立ちたりき。平素諸般の交渉談判を爲すに當りては強硬下らず。論争譲らず。彼嫌忌する所となりし者、一朝困難に遭遇したりとて、其救助を求むるが如きは忍びざる所。余は幾度か逡巡したり。左ればとて別に調達の策なく而して佛國の要求は、日に益急にして猶豫すべくもあらず。余等三五人は徒らに鳩首して益なき協議に時を移し、相顧み大息するのみなりき。只最後の一策は曲げて難を忍ぶにあるのみ。忍んで公使パークスの紹介を請ひ、横濱にあるオリエンタルバンクに向て金融を求むるにあるのみ。是に於てか斷然意を決し、最後の策を取ることなし。余は小松、寺島の二人と相携へてパークスを訪ひ、事情を委

曲して其紹介を乞へり(中略)パークス曰く、嗚呼果して然る乎、實に容易ならざる事なり、佛國は從來の經歷に照し、禍心を包藏するなしと云ふべからず、彼をして横須賀を押領せしむる如きことあらば、貴國の危険測るべからざる者あらん、速かに之を拂ふに如かずと何時に似氣なき温顔を以て、快く紹介を承諾したり(中略)是に於て余輩は横濱に至り、バンクの支配人ロベルトソンを訪ひ、パークスの紹介状を示し、委細の事情を告げて、五十五萬圓の融通を請ひしに、ロベルトソンは直に領して余輩の請求に應じたりき、只其利子は一割五分と云へる高利にして、今より想へば實に驚くべき程なり

斯くて余等は直ちに佛國に迫りて、精細なる計算書を徴せしに、其負債は實に五十萬圓にあらずして、僅かに三十萬圓内外に過ぎざりき、當時此事に關係せし佛國某會社(ソシエテ、ゼネラル)の支配人某の如きは、我國政府が調達の策なきに苦みつつあるを知りしもの、一朝計算書を徴せらるるに及び、事の意外なるに一驚を喫する程なりき、斯くて其漸く負債を償還し、全く横須賀を恢復し、且つ幕府の買入るる兵器も受取りたりき、蓋し兵器は小銃と軍服とにして、何れも直ちに當

新政府造船所を引繼ぐ

時の戦争用に供するを得たりき云云

新政府が徳川氏より造船所の引繼を爲せしは、慶應四年四月一日なり、此日神奈川裁判所長、當時裁判所は司法、行政事務とも管理したり、東久世通禧、侍從鍋島直大は判事、寺島陶藏、井關齊右衛門以下諸員を率ひ、佛國軍艦に乗じて横濱を發し、横須賀に到り、徳川氏にありては製鐵所奉行並新藤鋁藏以下之を迎ふ、通禧等同所の點檢を了して、即日横濱に歸り、屬僚河久保忠兵衛、福岡喜四郎等を留めて、事務引繼に著手せしむ、其引渡の要目左の如し

横須賀、横濱兩製鐵所經費並所屬地

一 洋銀二百四十萬弗

(一箇年六十萬弗四箇年分)

一 横須賀製鐵所所屬地

製鐵所敷地

七町二段三畝二十六步

假官宅敷地

三段六畝二十七步

勤番所等敷地

七畝二十七步

寄場敷地

一段九畝六步

三賀保灣埋立地

七千八百十八坪九合

白仙灣 同

六千六百八十九坪四合

内浦灣 同

一萬四百五十九坪九合

小海灣 同

三萬三千八百九十三坪

逸見村 同

凡三萬坪

此坪數十一萬二千四百九十七坪二合

之れに依り、幕府遺物の一なる横須賀製鐵所は無事新政府の手に移りたるなり、當時横須賀製鐵所に從事せる外人は首長ウエルニー(年俸一萬弗)を始め、總數三十三名又横濱製鐵所の佛人は首長ルツサン(月俸三百弗)を始め、總數十二名而して日本の官吏は、製鐵所奉行一色攝津守高千石、役高二千石を始め、總數四十五名ありたれども、工業上の全權は、佛人ウエルニーにありたるものと知るべし。

新政府が製鐵所を引繼し始め、其管轄廳は神奈川裁判所なりしも、爾後大藏省の所管となり、民部省又は工部省の所管となり、明治五年始めて海軍省の所管に歸せり。明治九年八月三十一日政府は海軍鎮守府官制を制定し、翌九月六日東海鎮守府を

鎮守府を横須賀に置く

造船術の進歩

横濱に置きたれども、横濱は商港にして軍港にあらず、東海鎮守府として横須賀を適當の地なりとし、明治十七年十一月十五日終に鎮守府を同所に移し、横須賀鎮守府と改稱せり。

明治政府が横須賀造船所を繼承せし頃、同所の權力は重きに佛人の手にありたり之れが爲め、往往内外人の間に衝突あり、政府は漸次に佛人を解雇せんことを望みたれども、我造船術の未熟なると且つ外人雇期限の満了せざる爲め、容易に此事行はれざりしも、明治九年より十一年頃まで大抵解雇し、同年殘留せし佛人は、技師シユエットののみなりしも、同年は第二船渠開鑿工事中にて特に同人の技術を要する者あり、已を得ず同人のみは雇を繼續し、明治十三年六月満期となりたれば、彼を解雇し、同所は始めて日本人のみにて事業を擔任することとなれり、同所が此に製鐵事業を起せし以來、明治三十八年六月迄製造したる軍艦及び船舶の數は

軍艦	一八	驅逐艇	九
水雷艇	二一	其他船舶	五

三十八年六月同所に使用したる職工の數一萬六百三十七人にして、明治元年には

四百、二十二、人明治五年には千九十七、人に比すれば技術の進歩と共に、如何に事業の發達せしやを見るに足る

薩摩鞍馬の建造

爾後同所に於て製造したる軍艦の重なる者は薩摩及び鞍馬なり、鞍馬は一萬四千六百噸の大巡洋艦にして、明治四十年十月二十一日に進水式の擧ありたり。戦艦薩摩に至りては日本の最大軍艦たるは勿論、此艦進水式の當時は實に世界の人目を驚したり、當日臨席の専門家某は評して曰く、此艦は今日に於て全世界の最大軍艦なり、英國に有名なる大艦ドレッドノートは一萬八千噸、獨逸に於て目下建造中なるザクセン、ハイエルンの二隻並に佛國にて建造中の三戦艦も、共に一萬八千噸に過ぎず、米國に至りては一萬六千噸以上の軍艦なし、此等先進の海軍國に率先して、我國が一萬九千二百噸の最大新式の軍艦を自から建造したるは、近來の快事とす、殊に横須賀海軍工廠の進歩發達に至りては、自餘に大に祝すべきものあり、四千噸の巡洋艦橋立より一足飛に一萬九千二百噸の大艦を造るに至りたるは、世界何れの造船所にも未だ曾て見ざる所とす、英國政府が先年急速建造を目的として、官立造船所に於て一萬八千噸のドレッドノートを、十一箇月間に進水せしめ

たる事實は、一度世界を驚したる者なるが、經驗未熟なりと世界各國の造船家が思ひたる、横須賀海軍工廠が、製艦材料其他に多大の不便ありしに拘らず、十三箇月間にドレッドノート以上の大艦を進水せしむるに至りては、世界が驚愕したるも無理ならず又ドレッドノートは主砲十二吋十門にして、薩摩は十二吋四門を備ふるに過ぎざれば、一見大砲の力我は彼に如かずと思ふ人もあらんが、我は十二吋に於て六門彼より少き代はりに、彼の有せざる十吋砲十二門を有し且つ彼になき四吋の副砲十二門を中甲板に有するは、薩摩の攻撃力の彼以上なるを知るに足る云々と語りたり、此進水式は明治三十九年十一月十五日に舉行ありて、天皇陛下及び皇太子殿下も臨御あらせられ、其成績頗る良好同胞皆本邦造船術の進歩を祝せざる者なかりき

(按元龜、天正の頃、長崎は大村藩の家老長崎甚左衛門の采地にてありたり、當時所謂南蠻人(西班牙人、葡萄牙人を總稱して、之を南蠻人と呼びたり)の一なる葡萄牙人長崎に來て大村藩の許可を得て貿易を行ひたり、大村は時恰も龍造寺と戦を交へたる際なれば、甚左衛門は藩主の戦費を辨せん爲め、葡國人に謀り長崎一等



の地を抵當として、巨額の軍資を借入れ、次て一時の急を救ひしが、甚左衛門は期限到來するも返濟するの資金なし、彼は債主の要求に堪へず、一時長崎を去り、時津に退きて其督促を避けたり、葡人之を藩主に訴へて云ふ、此貸金は我等の私金にあらず、教會(セスイット)の傳道資金なれば、一日も猶豫し難し、若し返金なき時は、教會は我等に迫らん、藩主宜く之を代辨せよ、若し藩主にして代辨する能はずと云はば、證書中の條件を履行し、速かに抵當品を我等に引渡され、返金か長崎引渡か兩條の中、何れにても實行せられよと云ひたり、領地の一分にても之を割て外人に渡すと、國家の大事なり、左りとて代償するの餘力なし、窮迫之餘之を隣藩にして又親戚なる有馬修理太夫に謀る、有馬其中間に入り、債主の要求條件を緩和せんことを謀りたれども、債主の意素より貸金返戻にあらずして、土地占有にありたれば、之れに應ずるの理なく、數回の交渉寸效なく、長崎の地は、終に擧げてセスイット教會に引渡すこととなりたり、是よりして長崎は一時切支丹領となり、彼等は何の憚る所なく、此地に教會を建て、市中の政治を沙汰し、頗る專横の處置を爲したれば、長崎の人民憤恨に堪へず、如何にもして、此地を蠻人の手よ

り引戻さんものと、時機を待ち居たり、然るに天正十五年豊臣秀吉には、薩摩征伐の事ありて、牙營を筑前博多に置けり、長崎人は時來れりと相謀り、代人を選んで博多に派遣し、之を秀吉に訴へたり、秀吉も事の餘りに意外なるを見て、容易に代人等の言を信せず、急ぎ大村に命じ領地の帳簿を持參せしめたるに、事實彼等代人の哀訴に違ふ所なし、秀吉大に怒り、我日本の土地をバテレンの徒に引渡すと、は不埒至極なり、早く取戻す可しと、大村藩に嚴命を下し、長崎を教會の手より取り上げ、改て之を日本政府の公領としたりと、長崎市の舊記は記載せり、三四百年前西歐諸國の外國貿易は大抵劫掠と貿易とを兼用したる者なれば、日本も當時は寇賊と商人とを兼業したる者少からず、同地が外人へ抵當となりしは深く怪むに足らずとするも、三百年後日本首都の咽喉たる横須賀が佛國に抵當となり、其抵當物も將に流れて、債主の手に歸せんとしたるは、危険の至りと云ふべし、三百年前秀吉は一令の下に長崎を取り戻し、之を政府直轄の地と定む、何ぞ事の容易なる、而して維新政府は僅僅數十萬圓の資金に窮し、東海唯一の軍港一步を誤らば將に佛國の手に歸せんとしたり、佛人の之を抵當に取りしは、其意軍港占有

にありしか、將た徳川氏を助け事業を爲さしめんとするにありしか、内意知るべからざるも、首都の生命を支配する横須賀軍港を抵當物として、外人に提供するに至りては、實に沙汰の限りなり

横濱製鐵所の建設

横濱製鐵所は、横須賀製鐵所の附屬工場として建設せられたるなり、佛人メルメットカシヨン、當時佛國公使館書記官の口譯筆記に、横須賀、工事著手の前、先づ横濱の小製鐵所を速かに取建つべし、諸船の修復を爲すに便なればなり、此費用は二萬フランを要す、自餘猶五萬フランは職事に著手する爲め入用なり云云とあり、以て規模の小なるを知るべし、此製鐵所建設の目論見は前に記せし如く、元治元年十二月小栗上野が栗本瀬兵衛と協議計畫したるに始りたるなれども、著手は其翌慶應元年二月頃にあり、地所の選定に就て佛國技師の意見は、最初横濱元村の地に山脚五十間を削平し、間口百二十メートル、奥行三十七メートルとなし、前岸は石を疊て築設し、周圍は石塀を繞らすの豫定なりしも、其後調査の結果吉田新田に建設することとなり、其前面大岡川、石川川の落合川中へ、切堤を築き、埋立工事を爲んとしたるに、此築堤は雨天増水の節、工場浸水の虞れありとて、幾分か設計を變更し、吉田新田

に建設することとなり、技術主任は佛人ロートルなる者之れに當り、河川又は近海灣を航通する小蒸汽船を建築修繕するにありたり、其建築費の明細は簿書の徴すべき者なきも、同年閏五月横濱製鐵所掛より御勘定奉行へ差出したる資金請求書を見るに

一金壹萬四千六百三拾九兩餘

一金三千五百兩

外

金五千兩 爲御内借三月中請取申候

金六千兩 爲御内借五月中請取申候

右は横濱表吉田新田地内製鐵所御取建御入用爲御内借書面之通請取申度候間、早早御渡有之候様御勘定所へ仰渡被下度候以上

丑閏五月

淺野伊賀守 (外八名)

同年八月は、工事稍落成したるを以て、二十六日小栗上野、山口駿河、栗本瀬兵衛等出張し見分の上左の上申書を出せり

横濱表へ御取建相成候製鐵器械所御建物の儀當二月より爲取掛候處此節迄に  
出來候間私共一同罷越出來形見分仕候處仕様帳之通り無相違丈夫に出來仕候  
尤も佛職人居所其外小仕事の分は殘御普請の積にて仕立中に就き追て出來の  
上掛役にて出來形見分爲仕候

丑八月(慶應元年)

工事は八月に略落成したれども器械の据付其他附屬の設備は翌年に亙りしと云  
ふ(横濱沿革誌に工場建築は慶應二年に著手したりとあれども本書は外務省通信  
全覽に依る)今より見れば此工場は極めて小規模の者なれども當時横須賀横濱の  
製鐵所は國內無二の者なりしかば邦人は之を以て大工場となし慶應三年四月十  
六日徳川玄同は横濱製鐵所觀覽の爲め態出張し野毛修文館を旅館に當てたれば  
港民之を以て非常の名譽としたりと  
斯の如く此工場は慶應元年の始めに土工を起し同年中に大略落成し事業稍緒に  
就んとしたるに慶應三年十月には徳川慶喜の大政返上となり慶應四年一月の始  
めは京幕二軍鳥羽伏見の戦争となり慶喜は水戸に蟄居謹慎を命せられ有栖川宮

横濱製鐵所の  
拂下げ

は關東征討の總督として出發することとなりしかば製鐵事業の中止となるは勿  
論上文に記せし如く徳川氏は之を佛國のソシエテゼネラル會社に五十萬弗横須  
賀横濱兩製鐵所を合してに抵當に入ることとなり製鐵所首長ウエルニ其  
の一身すら安全を缺き幕府は佛國公使に照會して彼を横濱に召し寄せ彼の一身  
を保護するの已むを得ざるに至れり

徳川氏が新政府に工場を引繼ぎしは慶應四年四月一日にして此工場の民間に拂  
下となりしは明治八年五月十日其購入者は長崎縣人杉山徳次郎平野富次之を紹  
介せしは後藤象次郎なりし入札拂の告示左の如し

庶第七十四號

横濱製鐵所敷地内

一 建家 壹箇所 但五住居

桁行 二十一間

梁間 四間半

附下家 十九間半三尺

第九章 徳川氏對外政策新紀元の三

此評百四評二合五勺 外雪懸三箇所

附屬品

- 一 疊 百二枚
- 一 襖取交 八十五本
- 一 障子取交 八十四本
- 一 石竈 三箇

右入札望の者は實地見分致し、代價付糊封の上來月十日午前九時、廳中營繕課へ  
入札持參候様、區内一般へ無洩可觸示

明治八年四月二十九日

神奈川縣令中島信行

祝砲交換の請求

即ち横濱製鐵所は慶應元年に起り、明治八年五月に賣却せられ、明治十四年平野富次は之を東京石川島に移し、造船修船の業を營みたり、現在の石川島造船所は平野の遺業を擴張したるものなり

祝砲の交換は國交上普通の禮式として、今日誰一人之を怪しむ者なしと雖ども、開

祝砲の答禮に麻上下

港の初は、祝砲の交換外交上の一問題となり、幾多の幕府外交官を煩悶憂鬱せしめたるは、當時排外思想が如何なる程度迄、上進したるやを察するに足る、安政四年四月十五日(千八百五十七年)幕府通譯官森山多吉郎は、米國領事館を訪ひ、ハルリスに遇ふ、ハルリス曰く、近日本國(北米合衆國)より軍艦到著あらんとす、其節は日、米兩國祝砲の交換を爲さん、森山曰く、貴國が日本の爲めに祝砲を發するは、日本政府に於て最も満足する所とす、只其答禮に至りては、日本政府は祝砲を以てする能はず、日本は日本の禮式を守り、麻、上下、著用したる吏員貴館に來りて答禮せん、ハルリス曰く、祝砲の通規は、砲聲に對し答ふるに砲聲を以てする者なり、祝砲の交換は一國の禮式にあらず、萬國の通禮なりと、(米人グリップス著タウンSENDハルリス)又幕末外交談田邊太一著は其内情を記して曰く

神奈川の港を開てより、外國の軍艦出入すること多く、その度度祝砲を打放せし其轟轟の響は、かの鎖攘を主張せる一種臆病人物の膽には、いかに怖しく、こたへたりけん、之を恐嚇なりとし、物議中中に穩ならず、されば當局者もなるべく其砲聲をとゞめんとはかりしも、彼は肯てとゞめざるのみならず、萬國普通の作法な

りとして剩へ我に答砲せんことを求めたり、既に修好の約を結び、海外の各國と交際せんには斯の如き朽株を守るべきにあらざるは、幕府の有司も流石に之を知れりと雖ども、只物議を恐るるの餘り、彼の發砲を制すべからざるも、我答砲をさへ爲さざれば、竟には彼も我國俗に従ふに至るべきも、我之に答ふるに砲響を以てせば、再び之を止むるに由なし、さりとて禮式上彼に應ずる禮式なかるべからずとて、一の苦計を按出し、彼祝砲を聞くや、我には直ちに小艇を出し、下僚の吏員に禮服を著せ、紋付麻上下、著港の祝儀を述べしむることとせり云云

又開國起原勝安芳著には外國奉行井上信濃守と岡田備後守との祝砲に對し、上申したる意見を記載せり、信濃守は麻上下説にして、備後守は祝砲を可とする者なり

信濃守の意見書

西洋諸國にては、互に發砲致候儀、國禮にも可有之候得共、御國に於ては右體の禮儀無之、此方の禮を以て差向前書軍艦渡來祝砲相發候はば、支配組頭一人、清服にて船中へ差遣し、夫夫及挨拶候様可致旨、尙多吉郎森山へ申合其段爲申入候處、右は冷なる取扱にて、和親の詮無之、支那にても祝砲不仕、和親の國國不快に存候間

可相成は發砲致し可吳旨申聞候由に付、尙備後守申談、吾吾議論仕候處見込の趣異存にて再應談判中、今二十七日於御用所私共へ面會仕度旨、官吏申出候に付應接仕候處、前書祝砲の有無即答承度旨申聞候得共、私共見込一決不仕候間、勘辨の上追て可及挨拶旨申聞置候儀有之、私勘辨仕候處にて、西洋諸洲は元來風俗一致の場合より、禮節等も都て同様の處置施し候儀、互に被行候譯にも可有之候得共、國地を替風俗を異に致し候上は、禮節等夫夫相變候儀申迄も無之、義理明了に候處、右を自國の風に引付、同様の禮節可取行旨申聞候を其儘承届候ては、御國の禮節彼國に因循致し候筋にて、萬一右等の儀諸般に推移候ては、御國體にも拘可申哉、最不容易御時節柄、殊に禮節は國の大事、萬一今般より彼國禮に習ひ、新規御國禮相立候様相成候ては、自然左衽の柱礎を引起候筋にも相當以て、外の儀に付矢張り此上共互に國禮を以て相當處置相施し候様可取計と奉存候云云

三月二十七日(安政四年)

備後守の意見書

私熟慮仕候處にては、祝砲の儀は御國の禮に無之段は勿論に候得共、元來外國船

の爲め、下田箱館等御開港相成候、和親の條約も御取結有之候は、則御祖法を御變革有之儀にて、方今外國へ御接對の御處置、此迄の御制度等御遵守難被遊時勢に有之、最御國害可相成と見込候儀は、假令彼何様申候共、容易に不應段は勿論に候得共、強而の差障無之分は、夫に應じ被遣方穩當且當港に於て、此迄發砲不爲致事に候得は、仔細も無之候得共、和親の廉を以て、彼御國を祝し發砲致し、此方にては祝砲の禮無之候とて及斷候はば、此儀は其ままに可相成哉に候得共、彼不滿に存居候はば、追追差違候筋も有之、彼憤怒を蓄居候折柄、御國の御耻辱相成候儀とも不奉存候間、和親の姿を顯はし歡喜を爲抱置候方、御爲可相成哉に付、彼の求に應じ發砲致し答禮の趣旨相示し候様仕候方名義に於ても可然と奉存候云云

三月二十七日(安政四年)

兩外國奉行一は祝砲を可とし、一は不可とせる者にて、當時の閣老は信濃守の説を取り、其翌月十五日通譯官森山多吉郎をして上文の如く、麻上下答禮の應接を爲さしめたる者と知らる

麻上下祝砲の答禮は、如何に幕吏が辯解せるも、ハルリスの拒絶する所となれり、而

祝砲費を外國使臣に請求す

して同年米國獨立祭新曆七月四日の祝砲は、如何にせしやと云ふに、幕府は實に二十一發の祝砲を發したれども、其發砲費約二弗を米使ハルリスに拂はしめ、而して

華盛頓生日の祝砲談判は未だ解決せられざるなり  
 千八百五十八年(安政五)二月三日、外國奉行井上信濃守はハルリスを訪ひ告げて曰く、豫て請求ありし華盛頓生日祝砲の儀は、謹んで貴意を了す、當日は貴下を砲臺に案内し、實地の觀覽を請はん、先年ペルリ提督は、我政府に黃銅製臼砲を贈與したり、政府は之れに倣ひ、數門の臼砲を製造せり、當日は我國製造の臼砲を發して、貴國の祝日に答へんとハルリス之を聞て大に喜び祝砲の問題は之れにて決了することと思ひたるに、同月十七日に至り、幕府の全權は尙ほ之を以て未了の問題たることを、ハルリスに告ぐるに至れり、彼等は云ふ華盛頓生日に祝砲を發するは我に異議なし、然れども其祝砲は米國公館麻布善福寺を去る八哩の地、即ち品川、川崎の間に於て發すべし、是れ國法此距離以内に發砲を許さざればなりと  
 ハルリス曰く、公使館を去る八哩の地は、如何にも遠距離なり、貴政府は我を祝砲の場所迄誘引すことなれども、我は斯る遠方迄行く能はず、且つ貴官は八哩の内

發砲を禁せる國法なりと云ふも、我の江戸に來りし以來、毎週大砲の響を聞くは不思議なり、我は砲聲を聞くに慣れたり、其聲を聞かば距離の遠近を判斷すること難からず、我は此迄我館より一哩以内にて、砲聲を聞きたるは數回あり、而して今貴官は八哩内發砲禁止と云ふ、我は其意を解せず、斯く面倒なる祝砲ならば、我は祝砲の要求を今日限取消すべし、全權曰く、一哩以内に發砲せしこと或は之れあらん、然れども其發砲は政府のものにあらず、大名の發砲なるべし、又遠方の故を以て貴官は祝砲の場所迄行く能はずとならば、譯官ヒュスケン氏代はりて實見ありたし、ハリス曰く、彼は通譯官にして合衆國の代表者にあらず、貴政府にして八哩遠距離の發砲を爲すは、貴政府の隨意なり、我は斯る發砲を以て、當日名譽の祝砲なりと思ふ能はず、全權曰く、然らば我政府は隨意に發砲せん、然れども新條約が締結せらるる迄百分六減の發砲費を貴政府より支拂はるるを要す、以上グリフスの著ハリス）祝砲問題は斯の如く、不作法極る應答にて解決を見るに至らざりしが、萬延元年（千八百六十年）の春外國奉行新見豐前守、村垣淡路守等遣米使節として、米國に派遣を命せられ、到る所厚遇優待せられ、彼等が旅行中新見新知を得、之を本國の知友に報

祝砲の手續

ずるは勿論、國民も漸次に海外の事情を知り、加ふるに文久二年三月米使ハリス歸國の際、官職相當の祝砲を發せられたしとの請求ありて、幕府は其請求に應じたり、又同年末には幕府が最も畏敬せる英國公使アールコックが再び日本に赴任するの報に接せり、彼れにして日本に來らば、直言直行幕府荷息の應答を黙過する者にあらず、是に於て外國奉行は時の事情に迫られ、外國公使に對する祝砲發放の規定を作るに至りしなり

同年外國奉行より閣老へ差出したる手續書左の如し  
 當戊辰（文久二年）二月十一日、右の儀祝砲の事に付外國奉行より、書翰を以て各國打放の規則各書記官迄問合候處、同十二日亞國より、十六日佛國より、十九日荷蘭より、銘銘自國所用の禮式申來り官位の高下に應じ、打放し員數等聊異同有之候に付、御國從來の御交誼も有之且傳習御用相勤候廉も御座候間、荷蘭の制度御用相成候方可然段、外國奉行評議申上候處、未だ御下知不相成内、三月二十七日亞國公使ハリス交替の者渡來致候節、祝砲御打方の儀申出、ミニストル身分に不拘都て十七發、神奈川に於て御打可相成積御談決相成、其段以御書取被仰渡候得共、亞

國公使商船乗組渡來致し應砲難取行に付、追て軍艦渡來の節御施行可被成旨當  
三月二十七日、四月七日對馬守殿御引合にて御談決相成居候處、此頃同國軍艦渡  
來致し候間、御約束の通り十七發御打放有之尤兼て被仰達候御書翰の面も有之  
候間、祝砲打方規則御調の上、彌御治定の期に至候はば、打放員數等には増減も可  
有之、且國旗へ對する祝砲の儀未御治定不相成旨、同國書記官ポルトメン迄私共  
より伺の上、以書翰申遣置候

戊九月

外國奉行

嘉永六年提督ペルリの來著より、文久二年迄其間十箇年祝砲の些事すら、幾多の閣  
老幾多の外國奉行を惱したること斯の如し、議者往往之を以て幕府當局の責にあ  
らず、當時日本周圍の事情然らしめたるなりと云ふ、實に當時の斥攘論は、我外交部  
面に多大の損害不名譽を與へたるに相違なし、然れども彼等は斥攘論なきも、樽俎  
折衝の任に當るの器にあらざるの事實歴歴たる者あり、祝砲の一事に就て見るも  
麻上下著用の小吏を以て、外國の祝砲に答禮せんとしたること、祝砲の代金約二弗  
を外國使臣に拂はしめたること、祝砲費を百分の六減として外國使臣に請求した  
るなり

ること、江戸城内の發砲は政府の發砲にあらず、大名の發砲なりと遁辭を爲せしこ  
との如き、外部の斥攘論に關係ある者にあらず、彼等自身の獨斷にて如何様にも之  
を處理し得べきに、政府部内一人の此失態を論ずる者なし、爲之アールコック(英)ハ  
ルリス(米)レヲンロセス(佛)等をして幕府の大官を見ること小兒の如くならしめた  
るなり

安政三年二月幕府は蕃書調所なる者を開けり、其課程は朝五ツ時より夕七ツ時迄  
會讀輪講、素讀を課業とし、正月一日を稽古初となし、十二月二十日稽古納とあり、是  
れ條約締結後時の必要に迫られ、之を開くこととなりしなり、場所は麴町區九段坂  
下竹本主水正屋敷跡にて、幕儒中開港主張者たる古賀謹一郎之れが學監となり、若  
年寄遠藤但馬守、御目付大久保右近將監を始め、土屋佐渡守、小田切廣三郎等之れが  
掛員となり、同年四月箕作玩甫、杉田成卿、佐藤銀十郎、高島五郎、松木廣安、東條英庵等  
教授方に任せらる、而して設備成り之を開場したるは、翌年正月十八日とす  
幕府が此講習所を開くや、洋語洋文の必要を感じたるに由る、已に必要を感じたり  
とせば、番書と云へる如き眼立ちたる名義を止めて、他に穩當の名もあるべきに、其



然らざるは當時西人は夷狄野蠻と目せられたるに由るべし、天保の頃渡邊華山高野長英等が同好の士を集め、時事を談論する會を設け、之を名けて尙齒會と云ひたるに世人之を呼んで蠻社と云ひたり、今幕府は此重要なる講習所を開きながら、之を名けて蕃書調所と云ひたるは渡邊等の集會を名けて蠻社と云ひしと同一趣意なるべし、然れども、此蕃書の名も時勢と共に變遷し、幾許ならずして之を洋書調所と改名し、文久三年九月又改めて開成所となしたり、開成所は即ち今の東京帝國大學の前身なり、而して幕府が此調所を開き、許多の費用を建築に投じ、其結構成るや否や場所移轉を命じ、劣等の地たる小川町松平河内守の屋敷跡へ移し、其普請完成するや、又復劣等なる護持院原三番明地へ移轉を命じたる所より見れば、當時洋學が幕吏の爲めに如何に冷遇せられたりしやを知るに足る

外人と富士山

富士は日本國內唯一の高山にして、又唯一の名山なり、試に峰頭に起ちて四方を瞰下せば、我が帝國中央大部分の形勢は、悉く一眸の中に集り、遠山近水逶迤として脚下に趨走し、南太平洋は大瀛萬里、杳として涯りなく、伊豆諸島は雲煙縹緲の内に、點點として青螺を浮べ、近くは駿、遠、豆、參等の岬灣の出入、一一指點し得べく、雄渾壯絶

ケムフルの富士山評

海内無比の名空しからず、宜なる哉遊士騷客之れに攀ぢて、以て天下の大觀とする事、其頂上には火口を有し、山側には寶永爆烈火口を開き、又幾多の側火山あり、現時は涓滴の水を貯へざれども、往時は火口湖を爲せし者の如し、富士大縁起に曰く、彼中央有大窪湛池水、其色如青藍と、火口深くして火口壁より瞰下するも、其底部を明視する能はざりしも、四壁の岩塊絶えず崩落して之を埋め、現今の狀を爲すに至りしなり、劍が峰の高峰は火口の西南部に秀立し、海拔一萬二千尺、外人にして初めて富士登山を試みしは、英使アールコックなり、又外人にして初めて此勝地を激賞せしは、日本史著者ケムフルなるべし、彼は元祿四年、京都より江戸まで東海道を旅行し、記中此山を賞賛して餘蘊なし、其略に曰く、富士の絶頂は尖頭にして、其根脚は美人長裾を延くの模様あり、山面樹木なしと雖ども、世界の山嶽中秀麗の一なり、年の大分は雪にて覆はれ、夏季と雖ども雪の消滅するなし、此地に登躋したる者の説を聞くに、絶頂に大窟あり、往時は此窟中より噴火せしと云ふ、頂上の積雪強風に遇へば銀粉を四散するが故に、雪と煙との冠を頂くの觀あり、山上の氣候甚猛烈、登る者皆風神の冥助を祈る、之れに登るに三日を要すれども降るには

三時間を費せば足れり、其方法は稿製の楯を腰に纏ひ砂上を轉下するなり、詩人も之を形容するの辭に苦み、畫工も充分其色相を寫す能はざるべし云云

英使の富士登山

英公使アールコックの富士登山も、當時幕吏を惱したる一事なりき、萬延元年八月富士大宮司富士又八郎より、寺社奉行への届書に曰く

英國人富士登山、去る七月十八日出立、二十三日大宮泊の先觸に候處、二十二日大雨にて二十四日晝大宮に休、村山泊に相成、二十五日快晴頂上致し、其日富士山一の木迄下り、二十七日村山迄下山、無滯登山相濟候間、此段御届申上候以上

八月

富士大宮富士本宮大宮司富士又八郎

寺社御奉行所

今日の富士山は、婦女兒童も容易に攀躋す、故に此名山は其高を減じ、其危険を減じ、其所謂神聖を減じたり、然れども開港の當時、日本の國土は擧げて、神聖不犯の地と邦人の多數は認定し、外人の旅行は步步皆此神聖の地を汚す者と、斥攘主義者は思ふあたり、殊に邦人が神靈所在の地と信ずる富士の絶頂に、外人の靴痕を印するに至りては、幕吏を始め邦人に幾多の惡感觸を與へたり

英使アールコックも、日本人に此斥攘思想の盛なるを知る、然れども彼はあらゆる方面に、あらゆる手段を以て、此斥攘人種を開導し、自國の名譽利益を伸張せんことを思へり、富士登山も此趣意に外ならず、彼は富士登山の希望を、幕府に申し出でたり、普通の外人ならば、外人遊歩規定に制限せられ、一步も此區域外に出づるを許さざる者なれども、彼は身大英國君主を代表する公使たり、安政五年の日英條約第二條は分明に公使及び領事に内地旅行の權利あることを認めたり、故に表面彼の富士登山は、我に於て拒絶するを得ず、是に於て條約以外に種種の故障出でたり、曰く富士登山は期節あり、今は其期節後れたり、故に必らず危険あらん、曰く富士登山は元來下等人民が單裝輕衣修行者の服を著して爲す者、堂堂たる大英國の國使たる者斯る下等人民と伍して攀躋し得らるる者にあらずと、要するに幕府の意は外國人に此神聖の地を踏ましむること、社會をして益、幕府に外人制御の威信なきを知らしむることとならん、英使の旅行中萬一危険の事あらば、其責任は幕府が負擔せざるべからず、彼旅行せば我は彼に安全を與ふるに足るの護衛を爲さざるべからずと、此等の理由に依り幕府は種種の手段口實を以て彼の登山を遷延せしめたる

なり  
幕府は外交上無事を望むが爲め、あらゆる手段を以て彼の登山に支障を與へたり然れども彼は略幕府内部の事情を知れり、彼は條約上の權利を空文に終らしめ外人遊歩規定内の蟄居を甘んずるものにあらず、彼は西曆千八百六十年九月四日を期して、神奈川驛英國領事館を出立せり、同行者は英國公使館員若干名の外、英國印度艦隊副艦長ロビンソン、植物學者として名ありしウィッチ等なり、彼は其紀行中護衛の狀を記して曰く、

余は出立に際し日本政府に向て、成るべく大名的の行装を避んことの希望を申入れ、護衛従卒の如きも之を廢せんことを述べたれども、日本政府は我の安全を氣遣ひ、副奉行、大目付、此大目付は探偵にして、外人の舉動を監視するよりは、寧ろ日本官吏の舉動を監視する者と知るべし、自餘三四の役人、我の隨行者となり又此等の官吏にはソレ／＼の隨行者あり、副奉行には傘持あり、鎗持あり、之に我の同行者を合すれば、總勢約一百人、之に屬する馬三十頭、行列極めて盛裝、耳目の觸るる者、都て我の最初の希望に反せり、曾て思ふ我の印度旅行の時、土俗は許多

同勢二百馬三

の従者を扈從せしめ、無益に許多の費用を消費し、余をして旅行の窮窟に困せしめたるに異ならずと、日本政府は我の旅行を廢止又は遅延せしむる爲め、許多の故障を申し出て、其甚しきは我決心動すべからざるを見て、最後に富士地方は目下祭禮の季節なれば、泥酔の暴人行旅に暴害を加ん、責めては數日延期せよと云ひたれども、我の約一箇月間の旅行中、内地人民皆余を歡待し、我に不快を感せしむる如き舉動なかりき云云

彼が出立に先ち、無智の小民斥攘説に狂する者は、外人にして此神聖の地に至らば必らず神明の怒に觸んと流言を爲したるも、彼は無事に登山し、一箇月旅行後無事に江戸に歸著し、其旅行記は英文となり、富士の名勝絶景は彼の手に依りて、世界に紹介せらるることなれり

安政五年に締結したる五箇國條約に、神奈川、長崎、函館は千八百五十九年七月一日より開き、兵庫は千八百六十三年一月一日より、新潟若くは其代港は千八百六十年一月一日、江戸は千八百六十二年一月一日、大阪は千八百六十三年一月一日に開くとを明記し、此中江戸、大阪の二市に就ては左の條文あり

兩都兩港開始  
延期

右二箇所(江戸、大阪)は只商賣を爲す爲めにのみ逗留すべし、此兩市に於てブリタニア臣民家屋を賃借すべき、相當なる一區の場所及歩行すべき規程は、追て日本官吏と英國公使との間に協定せらるべし

上文は英國條約なれども、自餘諸國の條約も開港開市期限は大抵同一なり、此條約に依れば、江戸は文久二年一月、大阪、兵庫は文久三年一月より開かざるべからず、而して内國の形勢如何と云ふに、攘夷論益、勢力を得幾んど底止する所を知らず、新潟は調査の結果、港灣不安全なり、自餘の地方に代港を開んとせば、其土地諸侯の封内にあるを以て、勢ひ其地を幕府の直轄に變せざるべからず、是れ又物議を起すの一因なり、江戸を開き、京都に近き兵庫、大阪を開くこと、京都に於て許容あるの見込なし、安藤閣老百方辛苦の上米使ハルリス、英使アールコックに内談し、兩都(江戸、大阪)兩港(兵庫、新潟)開始延期を懇請し、第一に米使之れに同意し、第二英使も或る條件の下に同意するの模様ありしかば、此に於て幕府は開港開市延期使を派遣するの議を決し、竹内下野守等を海外に派遣せしむることとなりたるは、文久元年(千八百六十一年)三月なりし

竹内の一行は同年十二月江戸を發し、第一に佛國、第二に英國に行き、開港延期の協商を爲し、別章に述べたる條件に依りて、漸く千八百六十八年(明治元年)即ち五箇年延期の承諾を得、所謂龍動條約なるものを結びたるも、歲月は幕府の爲めに猶豫を與へず、千八百六十七年(慶應三年)は早く來れり、同年二月二十四日時の英使パークスは書を以て開港開市の期限切迫せり、今より其準備なかるべからず、四月中旬には上阪(當時將軍家茂、大阪城)にありしなりして、貴國政府と諸事相談すべしとの議を、江戸外國奉行へ照會し來りたり、慶應三年にして天下の形勢若し、文久元年と同一年ならば、英使其他公使よりの照會も、幕府は容易に應ずるを得ざりしなるべきも、幸に時勢は年と共に變遷し、鎖港攘夷を固持したる輩も、漸く世界の形勢は、日本の形勢に依りて左右し得べき者にあらざるを覺りしかば、同年同月外國奉行は左の上申書を出すに至りたり

兩都兩港開始期限千八百六十八年一月一日、即ち當卯十二月七日御約束に、此程英公使御對話の御云云申上候次第も有之、右は未だ私共へ何等の御沙汰無之候得共、不容易重件御急務に付、私共一同熟慮評議仕候趣、左に申上候(中略)兩都港一

兩都兩港開始の上申